

木曾岬町地域防災計画

風水害等対策編

令和 8 年 3 月
木 曾 岬 町

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の方針	1
第2節 町及び防災関係機関の責務と業務の大綱	2
第3節 木曽岬町の概要	11
第4節 風水害等対策の考え方	13
第5節 既往の主な風水害	15
第2章 災害予防・減災対策計画	16
第1節 防災意識の啓発・防災知識の普及計画	16
第2節 住民や地域の防災対策の推進	18
第3節 防災人材の育成・活用	19
第4節 防災訓練実施計画	20
第5節 自主防災組織の育成・強化計画	21
第6節 ボランティア活動受入支援計画	25
第7節 企業・事業所の防災活動の促進	27
第8節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進	28
第9節 備蓄資材・機材等の点検整備計画	30
第10節 地域内資源動員計画	31
第11節 災害対策本部整備計画	32
第12節 情報収集・連絡計画	34
第13節 気象業務整備計画	35
第14節 通信及び放送施設災害予防計画	36
第15節 避難対策計画	39
第16節 水害・高潮被害予防対策の推進	49
第17節 医療・救護計画	51
第18節 緊急輸送計画	53
第19節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画	55
第20節 応援・受援体制の整備	60
第21節 宅地等災害予防計画	61
第22節 防災営農計画	62
第23節 河川施設対策計画	63
第24節 文教対策計画	64
第25節 火災予防計画	65
第26節 公害対策計画	68
第27節 低湿地対策計画	69
第28節 都市型水害予防計画	71
第29節 災害廃棄物処理体制の整備	73
第30節 竜巻・突風対策計画	74

第3章 台風接近時の減災対策	76
第1節 準備・警戒体制の確保	76
第2節 予報警報等の伝達及び情報収集体制の確保	78
第3節 避難所の確保及び早期避難の促進	87
第4節 要配慮者の保護	90
第5節 学校・園における児童生徒等の安全確保	92
第6節 公共施設等の災害未然防止体制の確保	94
第7節 水防活動体制の確保	95
第8節 住民・企業等による安全確保	96
第4章 発災後の応急対策	97
第1節 活動体制	97
第2節 動員計画	105
第3節 災害対策要員の確保	108
第4節 自衛隊災害派遣要請要求計画	109
第5節 被害情報収集・連絡活動・広報体制の確保と運用	113
第6節 県内市町間応援・受援体制の整備	121
第7節 通信運用計画・通信機能の確保	123
第8節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	126
第9節 要配慮者対策	135
第10節 消防救急活動	137
第11節 救助活動	143
第12節 医療・救護活動	145
第13節 交通応急対策	150
第14節 障害物除去活動	153
第15節 緊急輸送機能の確保	155
第16節 県防災ヘリコプター活用計画	159
第17節 公共施設・ライフライン施設応急対策	161
第18節 住民への広聴・広報活動	169
第5章 被災者支援対策	173
第1節 災害対策本部の継続・廃止	173
第2節 県・他市町等からの応援受入	174
第3節 国への災害対策要員の派遣要請等	175
第4節 災害救助法の適用	176
第5節 避難所運営対策	179
第6節 緊急輸送手段の確保	181
第7節 食料供給活動	183
第8節 生活必需品等供給活動	187
第9節 給水活動	191
第10節 ボランティア活動の支援	196

第11節	貿易・保険衛星活動	196
第12節	災害警備活動	201
第13節	遺体の取扱い	203
第14節	都市型水害対策	208
第6章	復旧対策	209
第1節	公共施設災害復旧事業計画	209
第2節	農作物等の被害軽減対策	211
第3節	ライフライン施設の応急復旧・保全	212
第4節	流木等漂着物対策	214
第5節	廃棄物対策活動	215
第6節	住宅の保全・確保	218
第7節	文教等対策	222
第8節	災害義援金等の受入・配分	226
第9節	財政金融計画	227
第10節	中小企業振興対策	230
第11節	農漁業経営安定対策	231
第12節	被災者の生活確保	232
第13節	被災者生活再建支援制度	235
第7章	事故等による災害対策	237
第1節	危険物施設等の事故対策	237
第2節	航空機事故等突発的災害への対策	241
第3節	原子力災害対策	242
第4節	流出油事故等への対策	244
第5節	ばい煙発生施設、排水施設等の事故対策	249
第6節	大規模火災の対策	251

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、木曽岬町防災会議が作成する計画であり、町の地域にかかる災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

第2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を別に定め、万全を期するものとする。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。従って、各防災関係機関は、毎年町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、関係事項についての計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第4 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県 災 対 本 部 ……三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部 ……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 町 災 対 本 部 ……木曽岬町災害対策本部をいう。
- 4 防 災 関 係 機 関 ……県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 基 本 法 ……災害対策基本法をいう。
- 6 救 助 法 ……災害救助法をいう。
- 7 要 配 慮 者 ……高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- 8 避難行動要支援者 ……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 9 その他の用語については、基本法の例による。

第2節 町及び防災関係機関の責務と業務の大綱

第1 実施責任及び役割

1 木曽岬町

木曽岬町は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、木曽岬町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進するとともに、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援し、その総合調整を行う。

また、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、日頃から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町及び県その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

6 住民・自主防災組織・事業者

(1) 住民

ア 住民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努める。

イ 住民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努める。

(2) 自主防災組織

ア 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

イ 自主防災組織は、地域において町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

(3) 事業者

ア 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

イ 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び町災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難指示等
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入に関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急の調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入に関する措置

- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の交通及び輸送の確保
- (15) 自衛隊の災害派遣要請
- (16) 災害復旧の実施
- (17) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (20) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

3 桑名警察署

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

4 指定地方行政機関

(1) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省―農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑供給に関する指導
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

(2) 第四管区海上保安本部

ア 情報の収集及び伝達に関すること

イ 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること

ウ 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること

エ 船舶交通の障害の除去に関すること

オ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること

カ 法令の海上における励行に関すること

(3) 津地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

イ 気象、地象（地動にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(4) 中部地方整備局

ア 災害予防

(ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実

(イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

(ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用

(エ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施

(オ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施

(カ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

(キ) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保

(ク) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有

イ 初動対応

情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - (ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
 - (エ) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る
 - (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - (カ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (キ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
 - (ケ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (コ) 情報の収集及び連絡
 - (サ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
 - (シ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
 - (ス) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
- (5) 中部地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (6) 東海財務局
- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
 - イ 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置
 - ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
 - エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
 - オ 金融上の諸措置
- (7) 東海北陸厚生局
- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
 - イ 関係職員の派遣
 - ウ 関係機関との連絡調整
- (8) 中部経済産業局
- ア 所掌事務にかかる災害情報の収集及び連絡
 - イ 電力、ガスの供給の確保に関すること
 - ウ 災害時における物資の安定的供給確保にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整
 - エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
 - オ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う

(9) 中部近畿産業保安監督部

- ア 高压ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌にかかる施設の保安の確保に必要な監督指導
- イ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる(ア)の円滑な実施

(10) 中部運輸局

- ア 所掌事務にかかる災害情報の収集及び伝達
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導
- エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
- オ 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者、若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- コ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援

(11) 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- オ 非常通信協議会の運営に関すること
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(12) 三重労働局

- ア 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施
- イ 事業場における労働災害発生状況の把握
- ウ 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施

(13) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施

エ 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施

5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(2) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店

災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

ア 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

ウ 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

(3) KDDI株式会社中部総支社

ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置

イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(4) ソフトバンク株式会社

ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置

イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(5) 楽天モバイル株式会社

ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置

イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(6) 独立行政法人 国立病院機構

ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置

イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療

ウ 前記の活動について、必要と認める場合には、東海北陸部ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

(7) 日本赤十字社三重県支部

ア 災害時における医療、助産及びその他の救助

イ 救援物資の配分

ウ 災害時の血液製剤の供給

エ 義援金の受付及び配分

オ その他災害救護に必要な業務

(8) 日本放送協会津放送局

ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。

イ 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。

ウ 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知

エ 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(9) 中日本高速道路株式会社

伊勢湾岸自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

(10) 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社

ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保

イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

ウ 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携

エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案

オ 電力供給施設の早期復旧の実施

カ 被害状況、復旧見込、二次災害防止など広報活動の実施

(11) 日本郵便株式会社

ア 災害時における郵便業務の確保

(ア) 郵便物の送達の確保

(イ) 郵便局の窓口業務の維持

イ 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策

(ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

(12) 東邦ガス株式会社

ア ガス施設の災害予防措置及び防災対策にかかる措置の実施

イ 災害復旧に備えた要員及び資機材の確保

6 指定地方公共機関

(1) 公益社団法人三重県医師会

ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整

イ 医療及び助産等救護活動

(2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会津放送局に準ずる

(3) 一般社団法人三重県トラック協会

災害応急活動のための県災対本部からの車両借上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

(4) ガス事業者（一般社団法人三重県LPガス協会）

ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

(5) 三重交通株式会社

ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分

イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(6) 一般社団法人三重県建設業協会

ア 応急仮設住宅の建設への協力

イ 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

(7) 公益社団法人三重県歯科医師会

ア 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整

イ 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施

7 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関との防災訓練に協力参加

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体（三重北農業協同組合、木曽岬町水産業振興組合、木曽岬町商工会等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、社会福祉協議会、他団体等）

被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力

(3) 危険物施設等の管理者

町等の防災関係機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施

(4) 鍋田川樋門管理者（愛知県・三重県）

災害警報時の鍋田川上・和富・下樋門の適切な管理

第3節 木曽岬町の概要

第1 自然的条件

1 位置及び面積

木曽岬町は、三重県の北東端に位置し、北緯 35 度 2 分 54 秒より 35 度 6 分 7 秒、東経 136 度 42 分 46 秒より 136 度 45 分 15 秒の間の木曽川下流にあって、東は愛知県弥富市に、西は木曽川を隔てて桑名市長島町に接し、南は伊勢湾に面している。

2 地勢

本町は、東西 2.12 キロメートル、南北 9.87 キロメートル、周囲 13.42 キロメートル、面積 15.72 平方キロメートルで、木曽川河口に造成された第四紀新層のデルタ地帯で海拔 0 メートル以下の耕地がほとんどである。また、沖積層が厚いため、地震時には地震動が大きいだけでなく、軟弱地盤で液状化の危険性が潜在的に高い地域である。

3 気象

本町の気候は概ね温暖で、夏は南より季節風を受け多湿であり、冬は鈴鹿、伊吹山脈からの季節風が強く寒気を増すことがある。

第2 社会的条件

1 人口及び産業

本町の人口は、6,023 人で世帯数は 2,208 世帯である（令和 2 年国勢調査）。

平成 7 年（7,231 人）までは年々増加していたが、平成 12 年以降は減少傾向にある。一方、世帯数の増加とともに一世帯当たりの人員は減少しており、核家族化の進行がうかがえる。

また、高齢化についても、全国平均と比べると緩やかではあるが確実に増加しており、令和 2 年では、65 歳以上の高齢化率は 34.7%となっている。

本町の産業別就業者数は、平成 27 年において第 1 次産業 11.4 パーセント、第 2 次産業 32.7 パーセント、第 3 次産業 55.8 パーセントであり、第 3 次産業の伸びが著しくなっている。

2 土地利用

本町の区域区分で、市街化区域は、国道 23 号から町役場までの道路沿い、鍋田川沿い（河口から約 2.5km）、国道 23 号南側の大字三崎・白鷺あたりとなっている。

市街化区域の面積は 101.9ha で、用途地域の指定面積としては工業地域が最も大きく（区域の 50%）、次いで第一種中高層住居専用地域（同 20%）、第一種住居地域（同 10%）となっている。

市街化調整区域は、河川沿いは住居系の土地利用であるが、それ以外のほとんどの区域が農地となっている。

区域区分、用途地域の状況

区域		面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域	第一種中高層住居専用地域	20.7	1.3
	第二種中高層住居専用地域	6.9	0.4
	第一種住居地域	12.3	0.8
	第二種住居地域	1.3	0.1
	近隣商業地域	10.8	0.7
	準工業地域	1.2	0.1
	工業地域	48.7	3.1
	計	101.9	6.5
市街化調整区域		1,471.0	93.5
合計		1,572.9	100.0

3 交通

本町には、自動車専用道路 1 路線（伊勢湾岸自動車道）、国道 1 路線、一般県道 1 路線の計 3 路線の幹線道路がとおっている。

伊勢湾岸自動車道は、東名高速道路、東海環状自動車道、東名阪自動車道に接続し、中部地方の広域交通網の一翼を担う重要な路線となっている。

また、国道 23 号（名四国道）は、四日市市・名古屋市・三河地方を結ぶ主要道路となっている。

県道については、木曾岬弥富停車場線のみで、国道 1 号（愛知県弥富市）から南へ国道 23 号を横切り、大字源緑輪中まで通じており、町の主要道路となっている。

第4節 風水害等対策の考え方

第1 基本方針

本町を含む木曾三川下流部は、昭和34年の伊勢湾台風により壊滅的な被害を被った。それを契機として、堤防などの治水整備や危機管理体制の強化が図られてきている。

しかし、地球温暖化による海水温の上昇に伴い、海面上昇のみならず、極めて勢力の強い台風の頻発化が懸念されており、今後伊勢湾台風あるいはそれ以上の強さを持つ台風による大規模な高潮災害・洪水災害が発生する可能性が否定できない状況にある。

また、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う工業用水等の水需要の増大により、地下水揚水量が多くなり地盤沈下量が増大した。その結果、町域には海拔ゼロメートル地帯が広がり、過去と比較しても、高潮・洪水等の災害の危険性は高まっている状況にある。

このような状況のもと、ゲリラ豪雨や将来起こりうる巨大台風の襲来から、本町域に発生しうる高潮・洪水災害による被害の減災を目指し、広域的な避難体制の確立が求められている。

国、県及び関係市町、関係機関等との広域的な連携協力のもと、高潮・洪水災害による“水害犠牲者ゼロ”の実現を目指し、適切な広域避難体制を整備するものとする。

第2 防災対策の推進

1 高潮・洪水対策、広域避難対策

町は、国、県、県内外の広域関係市町、その他防災関係機関との広域的な連携を図り、広域的な危機管理行動全体の整合を図り、具体的な高潮・洪水対策に取り組むものとする。

広域避難先や避難経路、避難手順等の広域避難対策においては、避難所使用等に関する協定（桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町の2市2町による「危機発生時における相互応援協定」）に基づき、避難先となる市町との連携を深めるとともに、市町間の調整については、県の協力を得ながら円滑に調整を図る。また、平常時より、住民に対して広域避難先や避難経路等について周知を図るものとする。

2 災害時の防災拠点の整備推進

（1）本庁舎の防災機能の強化

本町は、土地の起伏がほとんどない低平地であり、防災拠点となる町本庁舎は高潮・津波等の浸水対策の観点、住民の避難や行政・社会機能の維持を最優先で確保するため、本町の防災拠点の最上位に位置づけられており、町本庁舎の機能については、給水・排水・電気（非常用電源確保を含む）・消火・情報等の防災設備を完備するとともに、住民の一時避難のみならず、避難所としての機能等の強化及び整備を推進する。

（2）木曾川源緑地区河川防災ステーションの活用

災害時に必要な復旧資材の備蓄やヘリポート、水防センター等の機能確保を図り、災害時の復旧活動拠点とするとともに、平常時には町民交流の拠点として「木曾川源緑河川防災ステーション（木曾岬町防災センター）」の活用を図る。

3 「自助」・「共助」・「公助」による取組の強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく。

4 避難行動要支援者・要配慮者対策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者のうち、特に避難行動要支援者については、避難支援を円滑に行うため、個々の状況等を登載した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

5 防災教育の充実

甚大な災害が発生した場合には、町や県等における災害対策活動には限界があり、住民による災害対策活動が重要となるため、住民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努めるとともに、災害に強い地域づくりを目指し、平常時から、小学生から社会人に至るライフステージに応じた防災教育の充実を図る必要がある。

第5節 既往の主な風水害

本町は、土地の起伏がほとんどない海拔ゼロメートル地帯であり、洪水や台風による堤防の決壊とそれに伴う浸水による人的・物的被害が頻繁に発生している。

特に昭和34年の伊勢湾台風では、本町にとって最悪のコースとなり、このような地形的な要因に加え、観測史上最大の高潮が暴風・波浪とともに来襲したことで人的・物的共に大きな被害が発生した。

伊勢湾台風（昭和34年9月26日）の記録

木曽岬町の被害	台風の規模		
	最低気圧	最大風速、風向	潮位
死者328名			名古屋港 3.9m
家屋全壊95棟	名古屋 958.5mb	名古屋 37.0m 南南東	四日市港 3.29m
家屋流失171棟	津 944.7mb	津 36.8m 東南東	木曽川船頭平 5.74m
家屋半壊281棟			鍋田川富田子 5.45m

（資料：木曽岬町史）

第2章 災害予防・減災対策計画

第1節 防災意識の啓発・防災知識の普及計画

関係機関
危機管理課 総務政策課 福祉課 子ども・健康課 教育委員会 消防団

町職員及び消防団等関係者に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともにあらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の向上に努め、災害が発生しても被害を最小限に抑えるなど災害に強い町土を支える人（住民、町職員）をつくる。また、防災知識の普及にあたっては、特に、要配慮者に十分配慮するものとする。

第1 住民に対する普及計画

災害を防止するためには、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに住民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が被害を少なくする原点である。

住民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、避難や防災活動に役立つハザードマップ、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事や報道機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の普及等に努めるものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 正確な情報入手の方法
- 2 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 3 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- 4 避難生活に関する知識
- 5 日頃住民が実施しうる応急手当、飲料（水）、食料（非常食）及び生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

本町における防災知識の普及計画は、次のとおりである。

予定時期	種別	内容	方法	摘要
8月～ 9月	台風災害	台風に備えて	町広報紙 防災行政無線	
9 月	防災の日	地震に備えて	町広報紙 広報車	
洪水予想時期	洪水、出水災害	洪水に備えて	町広報紙 防災行政無線	
12月～ 3月	火災	火災予防について	町広報紙 広報車 防災行政無線	随時パンフレット配布

第2 要配慮者に対する普及計画

要配慮者については、障がいの程度に応じた対応が必要なため、主に次の事項について普及に努めるものとする。

- 1 家具等の転倒防止や、たんすの引き出しは飛び出さないように工夫する。
- 2 災害時に継続的に連絡を受けられるよう日頃より地域住民とつき合いを深めておく。特に、夜間における伝達方法、聴覚障がい者の連絡のとり方等は、あらかじめ決めておくようにする。
- 3 暖房器具等は、火災の発生しにくい器具を選択するようにする。

第3 職員に対する防災教育

1 町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

2 研修会等の実施

町職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、次の事項を重点的に行うものとする。また、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

- (1) 各災害に対する防災知識
- (2) 過去の主な災害事例
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 家庭内での防災対策の内容

3 マニュアルの作成

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時に活用する各種マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

第4 個人備蓄の推進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を3日間分以上（できれば7日間程度）、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

また、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する普及計画

広報紙等を通じ、災害発生時において、自動車運転者が措置すべき事項等について教育、広報を行う。

また、日頃から災害時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

第2節 住民や地域の防災対策の推進

関係機関
危機管理課 総務政策課 教育委員会

風水害の発生時、住民が自らの判断で的確な避難行動をとれるようになるためには、事前に自分が住む町や地域で起こりうる風水害のリスクを知ったり、気象台等が発表する防災気象情報や町から提供される避難情報の意味を理解するなど、啓発や学習の機会を通じて、日頃から高い防災意識を有している必要がある。また、孤立の発生やライフラインが停まったときに備えての個人備蓄の促進や、地域で実施される訓練への参加など、積極的な防災行動も必要である。町や地域等と協力しながら、風水害に関する防災講話の実施や防災シンポジウムの開催など様々な手段と場所で、住民自身の防災意識を高めるための取組を進めていく。さらには、住民が参画する訓練を実施するなど、住民の防災行動を促進するための取組も進める。

第1 行動計画

- 1 風水害に関する防災啓発の推進
自分の住む町が起こりうる風水害リスクについての理解や、防災気象情報が持つ意味についての理解など、住民に対して風水害に関する防災啓発を実施する。
- 2 停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進
発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着を目指して、啓発活動を実施する。
- 3 停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進
発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着を目指して、啓発活動を実施する。
- 4 「内水ハザードマップ」の整備運用
雨水が下水道や河川などに排水できないことから発生する浸水及び避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の醸成を図るため、県の支援を受けて、「内水ハザードマップ」を整備運用する。
- 5 防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進
町は、県による人的支援や参加への促進を受けて防災に関する講演会を実施する。
- 6 出前トーク等による住民への周知啓発
出前トーク等の実施により住民への周知啓発を行う。
- 7 外国人住民を対象とした防災啓発の実施検討
外国人住民向けの防災訓練を検討する。町、外国人労働者を雇用する企業等様々な主体と連携した取組を検討し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。
- 8 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進
東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な避難者に対応するため、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。

第3節 防災人材の育成・活用

関係機関
危機管理課 総務政策課 教育委員会

地域の防災力を高めるためには、防災に関する専門的な知識を持った人材や、地域で率先して行動することができる人材を育成する必要がある。また、これまで育成してきた防災人材が、地域の防災活動を支援できるよう、人材活用の仕組みも必要である。

第1 行動計画

1 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用

三重県と三重大学が共同で設立した「みえ防災・減災センター」を通じて、町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、地域・企業支援等に取り組む。

2 町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施

町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。

3 消防団員にかかる教育訓練の充実

地域防災の中核を担う消防団員に対し、防災にかかる専門的な知識を習得する教育訓練（講座、訓練）の場を設け、災害発生時に的確に対応できる消防団員の養成を図る。

4 自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成

要配慮者対策などの自主防災組織の役割（活動）についての研修を実施するなど、自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員を養成する。

5 実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり

自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。

6 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成

町内観光地の防災・減災対策を促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員を対象として、意識の啓発や知識の習得など人材の育成に取り組む。

7 「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用

「みえ防災・減災センター」において、「みえ防災人材バンク」登録者に対して、地域で実践活動を行うための事前研修を実施するとともに、これらの人材と地域活動の場のマッチングを行うことで、人材の活用を図る。

8 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性を対象とした防災講座を開催するとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

第4節 防災訓練実施計画

関係機関
各課共通

本防災計画の習熟と防災知識の普及を図り、防災関係機関の協力体制の推進と防災活動の円滑な運用を目的として、町及び関係機関は住民と一体となり、防災訓練を実施する。

第1 防災訓練の実施

防災訓練は、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、その他の訓練を各機関が共同して同一想定のもとに有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努めるものとする。

本町の訓練計画は、次のとおりである。

予 定 時 期	種 別	内 容	参 加 機 関	摘 要
5月下旬	水防訓練	水防各種工法訓練及び避難誘導訓練	消（水）防団全員	災害避難救助訓練を兼ねる。
6月下旬	消防 水防訓練	火災を想定した訓練 水防各種工法訓練	〃	災害通信連絡訓練含む。
7月上旬	水防訓練	県水防演習参加	各分団より 10 人 計 50人	
9月上旬	防災訓練	災害を想定した避難 情報伝達・初期消火等 の訓練	消 防 団 全 員 小・中学校児童生徒 役 場 職 員	住民
12月上旬	消防訓練	火災を想定した訓練	消防団全員	
12月上旬	非常招集訓練	同上	〃	
12月上旬 ～ 3月上旬	消防訓練	火災予防運動	〃	
毎月2回	消防訓練	放水訓練 ポンプ点検整備	各分団毎	
随時	避難訓練	災害を想定した避難 訓練	公共施設	

第2 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じ、次回の訓練に反映させるように努めるものとする。

第3 住民が実施する防災訓練への支援

町は、自主防災組織や防災ボランティア・グループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

第4 県の防災訓練への協力・参画

町は、県が実施する防災訓練への協力と参画に努める。

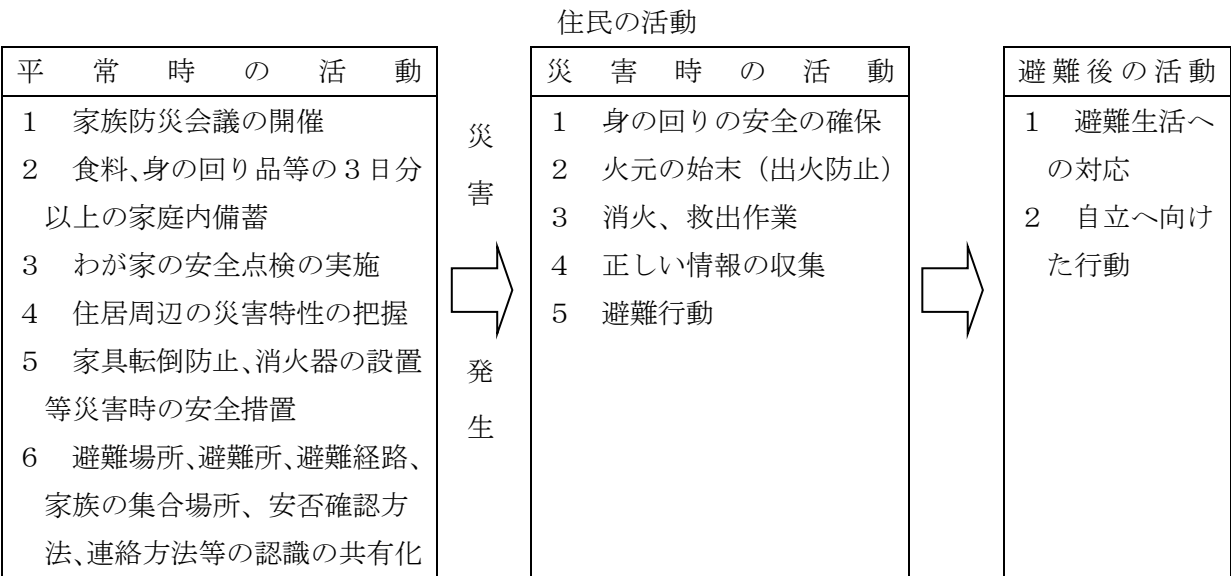
第5節 自主防災組織の育成・強化計画

関係機関
危機管理課
消防団

災害により、防災関係機関の活動が著しく妨げられる事態に対処するためには「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに住民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図る必要があることから、地域及び事業所単位での自主防災組織の育成整備と活動の強化を図る。

第1 住民の自主防災活動の促進

平常時からの備えや災害発生後に必要な行動について、パンフレット等の作成、講習会の実施などにより、住民へ周知を図る。



第2 本町における自主防災組織の設置状況

本町においては、概ね100世帯を単位として自主防災組織が結成されており、町内の全ての18地区に配置されている。

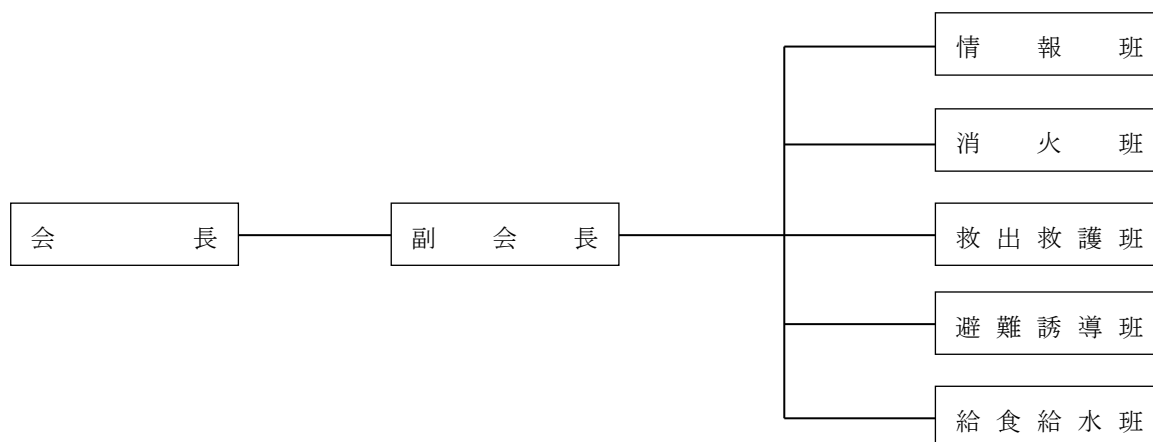
【地区名】

見入地区、加路戸・外平喜地区、西対海地・小林地区、富田子地区、田代・近江島地区、栄地区、西白鷺川地区、新富田子地区、三崎地区、東富田子地区、藤里台地区、なぎさ台地区、南栄地区、中栄地区、上和泉・下和泉地区、中和泉・小和泉・第2栄地区、雁ヶ地・脇付地区、源緑輪中地区

1 自主防災組織の編成例

自治会を単位として、防災担当役員を設けて防災活動を効果的に実施できる組織とする。

組織編成例



2 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消火対策	1 火災予防の啓発	消火班
	2 延焼危険地区、消防水利等の把握	〃
救出対策	1 救出用資機材の整備計画の立案	救出救護班
	2 建設業者などへの重機の事前協力要請	〃
救出救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導	救出救護班
	2 応急手当講習会の実施	〃
	3 負傷者収容についての医療機関との協議	〃
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案	情報班
	2 町防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	〃
避難対策	1 避難対象地区の把握	避難誘導班
	2 避難路を決定し周知	〃
	3 自力で避難困難な者のリストアップ	〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底	給食給水班
	2 飲料水が確保できる場所の把握	〃
	3 炊出し、配分計画の立案	〃
防災訓練	1 個別訓練の随時実施	各班
	2 町が行う防災訓練への参加	〃
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄	各班
	2 備蓄資機材、物資の管理、点検	〃

3 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
消火対策	1 各自家庭における火の始末	全員
	2 初期消火の実施	〃
	3 延焼の場合は消火班出動	消火班
救出対策	1 初期救出の実施	救出救護班
	2 建設業者への応援要請	〃
救出救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置	各世帯
	2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置	救出救護班
	3 重傷者などの医療機関への搬送	〃
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告	各世帯
	2 情報の集約と町等への報告	情報班
	3 隣接自主防災組織との情報交換	〃
	4 重要情報の各世帯への広報	〃
	5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供	〃
	6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	〃
避難対策	1 避難路の安全確認	避難誘導班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	〃
	3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	〃
給食給水対策	1 飲料水の確保	給食給水班
	2 炊出しの実施	〃
	3 飲料水、食料などの公平配分	〃

4 資機材の備蓄

本町においては、各自主防災組織は、資料編に掲載のとおり資機材を備蓄している。

町は、災害時にその機能を十分発揮できるよう定期点検の実施等整備充実を指導していくものとする。

資料編・自主防災組織備蓄資機材一覧

5 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

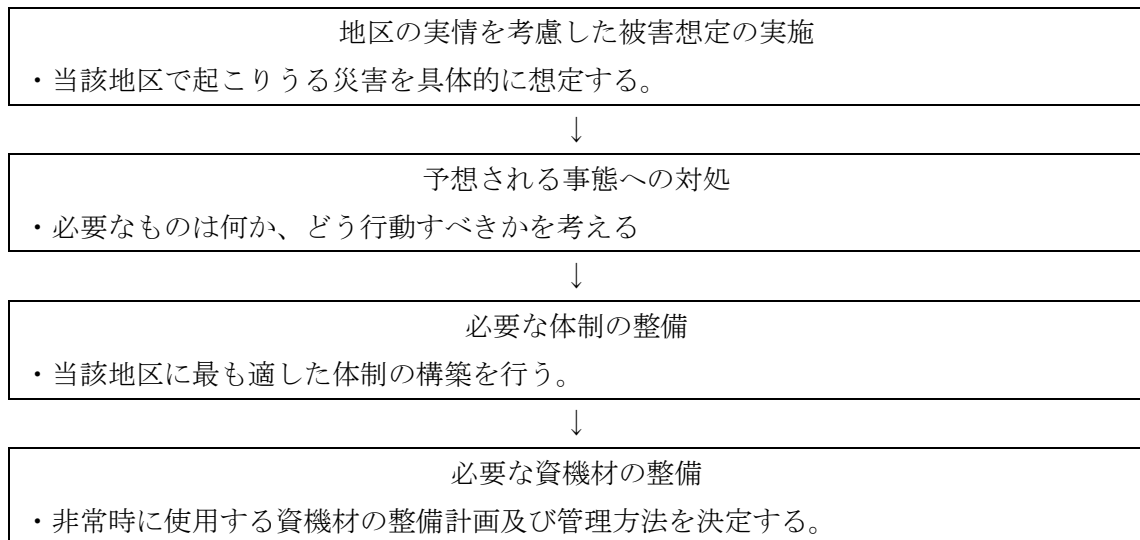
6 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

第3 防災マニュアル等の作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期等により、その態様が全く異なるため、第2で定めた役割については各地区毎に協議を行い、必要により改正を行うものとする。

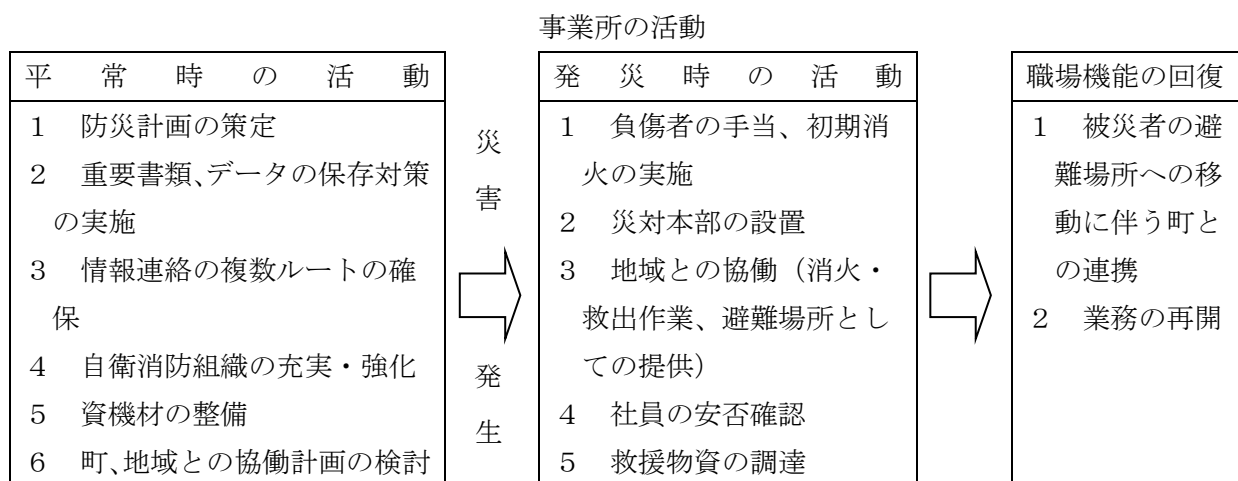
また、各地区毎に地区の実情に合った地区防災計画や防災マニュアルを作成するものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認のうえ概ね次のような段階を重ね、協議を行う。



第4 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整えるものとする。



第5 自主防災組織協議会

町は、同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導するものとする。

第6節 ボランティア活動受入支援計画

関係機関
福祉課 社会福祉協議会

災害時は各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないと、この善意が効果的に活かされない。

行政としてボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、これを積極的に位置づけ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力のシステムを構築する。

第1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備が必要である。

このため、町は、災害時において関係機関との相互協力により、ふれあいの里駐車場に「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ県民交流センターに設置される「みえ災害ボランティア支援センター」の後方支援を受けながらボランティアを円滑に受け入れることとしているので、平常時から円滑化のための設備の整備に努めるものとする。

1 現地災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる現地災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

2 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体との協力関係・連携体制の構築

情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの支援を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。

第2 人材等の育成

1 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。

2 災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成・研修等を行う。

3 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

第3 NPOボランティア等団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策

1 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の活動を支援する。

第4 住民・企業を対象とした対策

1 災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

第5 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間の大規模災害ネットワーク化を支援する。

第7節 企業・事業所の防災活動の促進

関係機関
危機管理課

企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成が進んでいないことや、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている、といった状況にある。

企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定及び企業・事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。さらに、地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動を実施するための備えを整える。

第1 企業・事業所における防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。

また、大規模災害においても県内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続計画（BCP）の策定を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行うものとする。

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施
- ・商工会等事業所が所属する団体との連携による支援
- ・従業員等への防災教育・防災訓練の実施

第2 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備する。また、地域の一員として、平常時から地域住民や地域における様々な団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出・救助活動が可能となるよう地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

第3 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

第8節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

関係機関
子ども・健康課 教育委員会

学校やその周辺並びに通学路等における風水害時のリスクの把握、警報発表前の休校等判断基準の整備や非常時の避難対策などの取組、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携をさらに充実させる必要がある。

また、こども園における防災対策についても同様の状況にある。

全ての学校や園等において風水害時のリスク把握が行われ、警報発表前の休校判断基準が整備され、非常時の児童生徒等や教職員の避難対策等により安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災意識の啓発を図る。

第1 町立小中学校の防災対策の推進

1 町立小中学校の体制や児童生徒等、教職員を対象とした対策

(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定並びに防災訓練の実施

各学校では、日頃から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の役割の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、ハザードマップ等を確認し、台風や大雨時に学校施設や通学路等で起こりうる災害について把握するとともに、これに対応した学校防災計画の策定や防災訓練の実施に努める。

(2) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

(3) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について、随時必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ暴風（雪）警報等の発令や交通機関の運休等が見込まれる場合等について、休校基準となる警報発令前であっても事前に臨時休校とするための判断基準の策定を検討する。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノートの活用等による防災教育を継続して行う。

(5) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(6) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 町立小中学校所在地域及び住民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施に努め、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、事前に検討しておく。

第2 こども園の防災対策の推進

町立小中学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、幼児の発達に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

第3 児童福祉施設等の防災対策の推進

児童福祉施設については、町立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、事業者に対する指導を図る。

第9節 備蓄資材・機材等の点検整備計画

関係機関
危機管理課
住民課

災害の予防及び応急対策に必要な資機材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともにこれら資機材を定期的に点検するものとする。

第1 備蓄資機材の点検

町は、消防センター及び各水防倉庫に各種の防災資機材を計画的に備蓄している。

災害の予防及び応急対策に必要な資機材の点検を定期的実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害時にその機能を十分発揮できるよう整備充実に努める。

1 点検計画表

備 蓄 資 機 材	点 検 責 任 者	点 検 時 期
水 防 資 材、機 材	危機管理課長	5月、9月の各月上旬
無 線 通 信 機	〃	毎月1回各月上旬
備 蓄 食 料	〃	4月、9月の各月上旬
防 疫 用 薬 剤	住民課長	5月、1月の各月上旬

2 点検方法

(1) 水防資材

点検責任者は、点検時には町消防（水防）正副団長と共に当該水防倉庫を所轄の消防（水防）分団長立会いのうえ、備蓄数量の有無を調査し、万一不足資材発見の場合は直ちに補充整備を図るものとする。

(2) 備蓄食料

点検責任者は、点検時において数量、品質を点検し不良品のある場合は、これを破棄し直ちに補充整備を図るものとする。

資料編・備蓄資機材保有状況

第2 消防施設、設備等

町は構造変化に対処できる消防力等を増強するため年次計画により整備を行う。

消防ポンプ自動車等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査等は、適宜点検を行い、災害発生への即応体制の確立を期する。

第10節 地域内資源動員計画

関係機関
各課共通

大規模災害発生時における町の対応には限界があり、外部からの救援が遅れる可能性があることから、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に動員し、地域的な孤立化に対応できる体制を構築しておくものとする。

第 1 隣接市町との協定

町は、災害時に備え、隣接市町と協定を結ぶなど協力体制を構築しておく。本町は、県境に接しているため、生活圏としてのつながりを踏まえ、県境を越えた協定の締結に努めるものとする。

第 2 自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織の結成促進、育成・強化を図るとともに、資機材の整備についても助成を行うものとする。

第 3 災害救援ボランティアとの連携

災害救援ボランティア活動を支援していくため、平時から防災研修等を通じて交流を図っていくとともに、ボランティアの登録の受入窓口、連絡体制の構築等を行っていく。

第 4 救助対策

大規模災害時の初動期においては、人命救助が最優先であるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

第 5 観光客対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じておく。

第11節 災害対策本部整備計画

関係機関
危機管理課

災害対策活動を円滑に実施するためには、町災害対策本部の施設・設備が災害に対応できるものであることが重要である。特に、大規模な災害に対応するためには、安全性の高い施設・設備や災害対策活動に必要な各種の設備の整備が必要となる。

第1 災害対策本部機能の整備・充実

1 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。

2 第2指令機能整備にかかる検討

庁舎の災害対策機能の喪失を想定し、町災害対策本部施設においては、災害対策機能を代替できる施設等の指定及び整備を検討する。

第2 職員への防災教育・防災訓練の実施

職員は、風水害等に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、災害防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

1 職員等が果たすべき役割

2 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

3 職員が各家庭において実施すべき防災対策

4 気象情報に関する知識

5 風水害に関する知識

6 図上訓練等を通じた災害応急対応マニュアルの内容検証

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう、災害応急対応マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

第3 職員の防災対策の推進

職員は、住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐久・耐火化や家具固定など、災害発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

第4 災害対策活動用物資等の備蓄

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進する。

第5 町災対本部の設置

町災対本部は、町役場に置く。ただし、大規模な災害により役場本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため町災対本部の代替設置場所を選定し、整備を検討する。

町災害対策本部代替設置場所——木曽岬小学校

第6 通信設備の整備

災害時における的確な情報の収集、伝達を確保するため、通信設備の整備を行うものとする。

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 木曽岬町防災行政無線
- 2 三重県防災行政無線
- 3 NTT西日本の災害時優先電話
- 4 固定電話、携帯電話
- 5 インターネットメール、消防無線
- 6 メール配信サービス

第7 迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、自主参集基準の明確化を図るとともに職員への連絡体制を整備するなど、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

第8 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、町災対本部に隣接した場所に報道用スペースの設置を検討するものとする。

第9 飛行場外離着陸場の確保

災害時のヘリコプターによる緊急輸送等の拠点となる飛行場外離着陸場の確保を推進する。

本町におけるヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

第12節 情報収集・連絡計画

関係機関
危機管理課 総務政策課 福祉課

災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第 1 情報収集・連絡体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

町災対本部各部、防災関係機関相互、又は所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

2 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

3 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ巡視船、車両、ドローンなど多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第 2 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・備蓄に努めるとともに、集めた情報を防災対策に活かすよう努める。

第 3 被災者等への情報伝達

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に要配慮者、災害により孤立している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

第13節 気象業務整備計画

関係機関
危機管理課

気象通報組織及び気象観測施設を整備し、関係機関相互の連絡体制強化に努める。

第1 実施責任

気象情報収集については、町長指示のもと町職員が行うものとする。

第2 気象情報収集方法

町は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な雨量観測、風向・風速観測、水位観測等の施設、設備を整備し、予報、警報等を速やかに住民及び関係機関へ連絡できるように、通信施設、設備等の整備とあわせて行うこととする。また、これらの施設、設備については、定期的に点検を行う。

第14節 通信及び放送施設災害予防計画

関係機関
危機管理課
消防団

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の点検、整備を行う。

第 1 通信施設の現況

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図るものとする。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

1 利用可能な通信施設

- (1) 木曽岬町防災行政無線
- (2) 三重県防災行政無線
- (3) N T T 西日本の災害時優先電話
- (4) 固定電話、携帯電話、衛星携帯電話
- (5) インターネットメール、消防無線

2 関係機関との連絡方法

町 ↔ 県	県防災行政無線、電話、インターネットメール、衛星携帯電話
町 ↔ 桑名市消防本部 長島木曽岬分署	県防災行政無線、電話、インターネットメール、消防無線
町 ↔ 桑 名 警 察 署	県防災行政無線、電話、インターネットメール
町 ↔ 消 防 団	町防災行政無線、電話、消防団ワークス、消防無線
町 ↔ 自主防災組織 (住 民)	町防災行政無線（同報系）、電話

第 2 木曽岬町防災行政無線

町は、木曽岬町防災行政無線（同報系、移動系）を整備しており、情報収集及び住民等への情報伝達を町防災行政無線により迅速に行うものとする。

また、老朽既設の更新及び機能強化に努めるとともに、東日本大震災を受けて、防災行政無線等の総点検を実施し、今後の対策のものとする。

町防災行政無線の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・町防災行政無線の現況

第3 三重県防災行政無線

町と県及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い、運用している。

県防災行政無線が大規模な災害にも耐えうるようにするため、県により自家発電装置の空冷化及び中継施設の安全確保が図られるとともに、防災行政無線（衛星系）の各地方部及び防災関係機関への配備が図られている。

第4 災害時優先電話

災害時において、通話が規制された場合でも、あらかじめ登録された災害時優先電話については優先的にNTT西日本の取扱いが受けられる。

本町において登録済の番号は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・災害時優先電話一覧

第5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

1 電気通信設備等の予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

- (1) 大雨、洪水・高潮等による浸水のおそれがある地域の電気通信設備等については、水害対策を行う。
- (2) 暴風及び暴風雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、風雪害対策を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、火災対策を行う。
- (4) 主要な電気通信設備については、予備電源を設置又は移動電源車等により電力の供給を確保する。

2 伝送路の整備

局地的な災害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常用措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- (1) 回線の切替措置方法の整備
- (2) 可搬無線機、ポータブル衛星等による非常用回線の確保
- (3) 孤立防止用対策衛星電話による孤立地域（村落）の通信途絶解消

第6 その他の通信手段

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話等の移動通信の活用及び中継施設の整備を推進する。

第 7 緊急速報メール等

町は災害の発生のおそれがあり、避難指示等を伝達する手段として緊急速報メール等を活用する。

第 8 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。

第 9 通信設備の優先利用

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店等とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくものとする。

第15節 避難対策計画

関係機関
危機管理課 総務政策課 教育委員会 住民課 福祉課 子ども・健康課 消防団

災害から人命の安全を確保するため、避難指示等の適正化、避難路の点検、避難場所の整備をするものとする。また、伊勢湾台風レベルの超大型台風等による高潮・洪水災害に対する広域避難及び避難先となる市町間の調整については、県の協力を得ながら円滑に調整を行うものとする。

第 1 指定緊急避難場所の整備及び指定と住民等への周知

災害から住民等が緊急的に避難する場所として、指定緊急避難場所をあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識の設置を検討するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

令和 6 年 3 月現在

N0	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定避難所 との重複	想定収容 人数
1	石田鉄工(株)（事務所 3 階）	大字和富7-3	0567-68-6810		320人
2	浅井工業(株)（事務所 2 階）	大字富田子444	0567-68-5441		300人
3	はごろもフーズ(株)木曽岬プラント （倉庫 3 階）	大字栄288	0567-68-3181		400人
4	福德商事(株)（工場 3 階）	大字加路戸556	0567-65-0907		390人
5	中部畳材(株)（倉庫 2、3 階）	大字和富1-5	0567-68-6211		150人
6	木曽岬小学校（校舎 3 階、屋上）	大字田代160	0567-68-1617	1	1, 476人
7	木曽岬中学校（校舎 3 階、屋上）	大字中和泉361	0567-68-1617	1	1, 759人
8	鍋田川下流排水機場（屋上）	大字源緑輪中地先	0567-68-6105		335人
9	町民ホール（ホール・屋上）	大字西対海地251	0567-68-6100	1	650人
10	鍋田川上流排水機場（屋上）	大字加路戸12	0567-68-6105		287人
11	木曽岬町防災センター（2階、屋上）	大字源緑輪中441	0567-68-6101		256人
12	北部地区津波避難タワー	大字和泉421-1	0567-68-6101		450人
13	南部地区津波避難タワー	大字源緑輪中1069-3	0567-68-6101		100人

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定避難所 との重複	想定収容 人数
14	ESR弥富木曽岬DC	大字新輪1-3-4	0567-68-2330		50人

第2 指定避難所の整備及び指定・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。

令和6年3月現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複 ※1	福祉避難 所要件	想定収容 人数
1	加路戸集会所	大字加路戸39-2	0567-68-6100			101人 (1.6㎡あたり1人)
2	北部公民館	大字加路戸846-2	0567-68-1617			179人 (1.6㎡あたり1人)
3	木曽岬町農村集 落多目的共同利 用施設	大字見入145-2	0567-68-6105			213人 (1.6㎡あたり1人)
4	木曽岬こども園	大字和泉431-1	0567-68-6104			388人 (1.6㎡あたり1人)
5	木曽岬町ふるさと 創生ホール	大字西対海地47-4	0567-68-6100			154人 (1.6㎡あたり1人)
6	木曽岬小学校	大字田代160	0567-68-1617	1		1071人 (1.6㎡あたり1人)
7	木曽岬町体育館	大字田代168	0567-68-1617			786人 (1.6㎡あたり1人)
8	木曽岬中学校	大字中和泉361	0567-68-1617	1		1293人 (1.6㎡あたり1人)
9	東部公民館	大字富田子303-4	0567-68-1617			172人 (1.6㎡あたり1人)
10	ふれあいの里	大字三崎666	0567-68-2760			310人 (1.6㎡あたり1人)
11	町民ホール	大字西対海地251	0567-68-6100			256人 (1.6㎡あたり1人)
12	福祉・教育セン ター	大字西対海地251	0567-68-6100			309人 (1.6㎡あたり1人)
13	木曽岬保健セン ター※1	大字西対海地251	0567-68-6119		1	70人 (3.3㎡あたり 1人)
14	老人ホームすい せんの里※2	大字和富10-8	0567-68-6565		1	50人 (3.3㎡あたり1人)
15	三重県いなべ 総合学園高等学 校	三重県いなべ市員弁町 御菌632番地	0594-74-2006			648人 (4.0㎡あたり1人)

※1 指定緊急避難場所と重複している施設以外の避難所は高潮で浸水した場合、避難所として利用できない。

※2 「町立保健センター」「すいせんの里」は福祉避難所として活用する。

本町においては、上記第2のとおり指定避難所等を既に定めているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、次の事項に留意して選定するものとする。

1 避難場所等の留意事項

- (1) 公園、広場等のような相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- (2) 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいはがけ等がないこと。
- (3) 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- (4) 地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物であること。
- (5) 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所への避難移動ができること。
- (6) 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- (7) 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- (8) 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。

2 避難場所等（指定避難所、指定緊急避難場所等）の指定、周知

災害発生時に住民を安全な場所に避難させ、人的被害を未然に防止するとともに、住居を失った住民を一時的に保護するため、資料編に定めるとおり、次の避難場所等（指定避難所、指定緊急避難場所等）を指定し、地域住民に対し、広報紙等により周知を図る。

避難場所等	内 容
指定緊急避難場所	ア 災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
指定避難所	ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 イ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。 ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 エ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
避難路	ア 各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備し、指定する。

3 避難所の留意事項

- (1) 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校（園）施設、公民館等を選定すること。
また、学校については余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
- (2) 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食糧、毛布等を確保しておくこと。
- (3) 高齢者や障がい者等要配慮者に配慮した二次避難所（福祉避難所）の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- (4) 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
- (5) テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- (6) 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレ等を確保しておくこと。

資料編・避難所一覧

第3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難情報の発令基準の策定等

1 避難指示等伝達体制の整備

基本法に定める「避難指示」や、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」等の避難情報の伝達体制の整備を図るものとする。

2 町長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類

高齢者等避難 【警戒レベル3】	町長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮する。 町長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示する。 町長は警戒レベル4避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（「切迫」している状況）において、町長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示する。 町長は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、未だ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求める。

3 避難情報等と警戒レベルの関係

避難情報等	発令等の状況	居住者等がとるべき行動
早期注意情報 【警戒レベル１】 (気象庁が発表)	・ 今後気象状況悪化のおそれがある状況のとき発表される。	・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
大雨・洪水・高潮 注意報 【警戒レベル２】 (気象庁が発表)	・ 気象状況が悪化した場合に発表される。	・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
高齢者等避難 【警戒レベル３】	・ 災害のおそれがある状況時に、町長が発令する。	・ 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングであり、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 【警戒レベル４】	・ 災害のおそれが高い状況時に、町長が発令する。	・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 【警戒レベル５】	・ 災害発生又は切迫した状況時に、町長が発令する。	・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

4 避難指示等発令基準等の策定及び見直し

避難指示等の避難情報について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特徴、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、町長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努める。

第5 要配慮者の避難誘導体制の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び個別避難計画の策定等、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

避難にあたっては、高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先させて実施し、福祉避難所及び民間の協定締結先施設に誘導するものとするが、町長はあらかじめ警察、消防団、自主防災組織等に協力を要請しておくものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

町は、地域や住民が主体的に行う避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。

なお、要配慮者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- 1 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
- 2 災害発生のおそれにより、町長より避難指示等が行われたときは、1に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- 3 災害が発生した場合、町は1に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

第6 避難所運営対策

町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

第7 要配慮者対策

1 福祉避難所の指定

町は、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

町は、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、危機管理課と福祉課等が連携のうえ、介護職員や民生委員等の協力を得ながら、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難計画の作成を推進する。作成した名簿は、プライバシーに配慮しながら、自主防災組織や民生委員等と情報の共有を図る。

なお、作成した名簿は、年1回以上点検・更新を行い、常に最新の情報とする。

- (1) 避難行動要支援者の対象
 - ア 要介護認定3～5を受けている者
 - イ 第1種身体障害者手帳を所持する者
 - ウ 療育手帳（A判定）を所持する者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
 - オ 75歳以上のひとり暮らし高齢者の者
 - カ その他上記ア～オに準ずる状態にある者
- (2) 避難支援等関係者
 - ア 自治会長等
 - イ 自主防災組織
 - ウ 民生委員児童委員
 - エ 町消防団
 - オ 町社会福祉協議会などの関係機関団体
 - カ 桑名市消防本部
- (3) 名簿作成に必要な情報の入手方法
 - ア 住民基本台帳
 - イ 福祉課より提供
 - ウ 町社会福祉協議会に提供依頼
 - エ 手上げ方式（避難行動要支援者の範囲外の者）
- (4) 名簿の記載事項
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他連絡先
 - カ 避難支援を必要とする理由（要介護、障害、療育、難病、ひとり暮らし、その他の種別及び障害等級、要介護度、療育判定の区分）
 - キ その他

(5) 名簿の情報の提供に際し情報の漏えいを防止するための措置

町は、消防機関、警察機関、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿の提供先に対して、情報の漏えいの防止等留意事項を提示し、順守するよう同意書を取り交わすものとする。

なお、以下の点についても留意するものとする。

- ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - ウ 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
 - オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- (6) 名簿の更新に関する事項
- ア 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）
 - イ 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）
 - ウ 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）
- ※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- (7) 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ア 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「木曽岬町避難指示等の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。
 - イ 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。
 - ・高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
 - ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
 - ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。
 - ウ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。
- (8) 避難支援等関係者の安全確保等
- 町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供にかかる同意を得る段階で得ておくものとする。

- ア 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。
- イ 町は、あらかじめ自治会、民生委員、自主防災組織等の活動を通じて、要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。
- ウ 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定に努める。
- エ 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- オ 難病患者への対応のため、県は、町との連携を図る。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

第8 観光客、帰宅困難者等対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じるなど観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を促進し、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。

第9 ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

第10 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

第11 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所における避難所外避難者対策を推進する。

第16節 水害・高潮被害予防対策の推進

関係機関
危機管理課
産業課

大雨による内水氾濫等水害の発生や、台風の大型化による高潮被害の懸念など、住民の不安は依然として高く、人的被害の軽減に向けた避難体制の整備などソフト面の取組も一体的に進めていく。

第 1 行動計画

- 1 老朽化した土地改良施設の修繕・補修
町内にある土地改良施設（排水路、排水機場、樋門等）のうち、老朽化が著しく風水害等の災害発生時に、農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある施設について、必要な機能保全対策等を行う。
- 2 「内水ハザードマップ」の整備運用
雨水が下水道や河川などに排水できないことから発生する浸水及び避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の醸成を図るため、県の支援を受けて、「内水ハザードマップ」を整備運用する。
- 3 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の把握及びソフト対策の推進
水防法に基づき浸水想定区域内の要配慮者利用施設における、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第 2 避難体制の整備

浸水想定区域においては、次に掲げる事項について当該浸水区域ごとに定めるものとする。（水防法第15条）

- 1 円滑な避難体制の整備
洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。
- 2 要配慮者利用施設の指定等
浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合、その施設の名称及び所在地を定める。

要配慮者利用施設一覧表

No.	住 所	施設名	その他
1	大字西対海地 2 5 1	福祉教育センター	
2	大字西対海地 2 5 1	木曽岬町保健センター	
3	大字和泉 3 0 3 - 3	輪心乃里	
4	大字和泉 4 3 1 - 1	木曽岬こども園	
5	大字三崎 6 6 6	ふれあいの里	
6	大字田代 1 6 8	木曽岬小学校	
7	大字中和泉 3 6 1	木曽岬中学校	
8	大字和富 1 0 - 8	特別養護老人ホームすいせんの里	
9	大字和富 1 0 - 7	ビオトープさくら	
10	大字和富 1 0 - 7	老健きそさき	
11	大字和富 1 0 - 7	グループホームきそさき	
12	大字和富 1 0 - 7	伊勢湾岸クリニックデイケア	
13	大字和富 1 0 - 7	伊勢湾岸クリニック	

3 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の把握及びソフト対策の推進

水防法に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設を把握し当該施設の管理者等に対し避難確保計画の作成、避難訓練の実施等を指導し、ソフト面からの減災対策を推進する。

4 大規模な工場その他の施設での延べ床面積1万㎡以上のものの把握及びソフト対策の推進

水防法に基づき、浸水想定区域内の大規模な工場等を把握し、当該施設の管理者等に対し、浸水防止計画の作成や訓練の実施等を指導し、ソフト面の防災対策及び自衛水防組織の構成及び計画の策定等を指導する。

No.	住 所	施設名	その他
1	大字三崎 6 0 1 - 1	日本ハム食品(株)桑名プラント	
2	大字栄 2 8 8	はごろもフーズ(株)木曽岬プラント	

第17節 医療・救護計画

関係機関
危機管理課
住民課
福祉課
子ども・健康課
消防団

大災害時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ、即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画を定めておくものとする。

第 1 初期医療体制の整備

1 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、次の点を考慮に入れ、町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

- ・災害拠点病院、救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地

2 自主救護体制の確立

救護班の編成、出動について桑名医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

3 救護班の編成

町は、町内医療機関及び桑名医師会の協力を得て救護班を編成し、必要に応じて出動するものとする。

4 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

5 医療・救護機能の確保

救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

また、医療施設の耐震化を計画的に進めるとともに、水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

町長は、あらかじめ医療施設の利用について桑名医師会等と十分協議しておくほか、医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組むものとする。

救護班の編成基準

医 師	1 ～ 2 名（うち 1 名は班長）
看護師又は保健師	2 ～ 5 名（うち 1 名は看護師長）
事務職員等	1 ～ 2 名

第2 後方医療体制等の整備

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合に応じた医療機関への搬送等、県及び医療機関との連絡体制を強化する。

本町周辺の救急告示医療機関は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・医療機関一覧

第3 医療品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品・衛生材料等は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、薬店から調達するものとする。ただし、町内で調達不可能な場合は、必要に応じて桑名保健所への協力を要請するものとする。

第4 住民を対象とした対策

1 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

第18節 緊急輸送計画

関係機関
危機管理課

大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設や輸送拠点の耐災害性の強化を図る。災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第 1 緊急輸送網の整備

町は、緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

第 2 臨時ヘリポートの確保

町は、臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。

第 3 緊急輸送道路の一覧

1 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路

本町における三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

(1) 国道（直轄管理）

路線名	区間	備考	路線 区分	連絡経路
伊勢湾岸自動車道	湾岸弥富・木曽岬～ 湾岸桑名	愛知県弥富市～桑名市	第1次	湾岸弥富木曽岬～ 国道23号
国道23号	愛知県弥富市～桑名 市	愛知県弥富市～桑名市	第1次	国道23号～川先

(2) 一般県道

路線名	区間	備考	路線 区分	連絡経路
木曽岬弥富停車場線	川先～西対海地	木曽岬町	第 2 次	国道23号 ～木曽岬町役場

第 4 緊急輸送道路の機能や体制の確保

町及び道路管理者は、災害時に速やかな復旧が可能となるよう、道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保等の体制を構築するとともに道路管理者相互の連携に努める等体制を強化するように努めるものとする。

第5 物資調達・供給体制の整備

避難場所の位置を勘案した分散備蓄等について検討する。

第6 住民への周知

町は、緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点をはじめ、臨時ヘリポート候補地、緊急輸送道路について住民への周知に努めるものとする。

第19節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

関係機関
危機管理課 建設課

道路、河川、電気、上下水道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせる原因となりうる。

従って、これらの公共施設については、速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講じることが必要かつ重要である。

このため、各公共施設管理者は災害耐性を備えるよう設計指針を検討するとともに、施設の災害耐性の確保、代替性の確保、多重化等を図り、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

第1 道路施設

1 災害時における道路機能を確保するために、道路及び橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、危険箇所の点検及びパトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。さらに、近隣市町との道路網の整備についても、順次実施を図っていくものとする。

2 都市計画道路の建設推進

災害の規模が甚大であるほど、緊急輸送道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第2 河川

治水改修効果の大きい箇所及び災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するため、緊急度の高い箇所から改修事業を推進し、治水対策を図るものとする。

第3 上水道

町は、災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、送水ルートルのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

1 施設の安全性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震・安全設計及び耐震・安全施工を行うものとする。

また、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

2 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図る。

3 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

町は水道施設の点検整備を行うとともに、緊急遮断弁や応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、応急対策の充実強化を図るため応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表する。

4 非常時の協力体制

三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21締結）を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

第4 下水道

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるものとする。

1 災害耐性・安全性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震・安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

2 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保存（保管）・整備する。

3 下水排除の制限

下水処理場又は管渠の損壊等により処理不能となった場合、町は住民に対し下水排除の制限を行う。

4 下水の仮排水及びし尿の応急処理

町は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部局と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

5 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。また必要な場合は、国及び他の自治体に対し、援助を要請する。

6 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

第5 廃棄物処理施設

1 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、日頃から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するものとする。

2 応援体制の整備

町は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

3 仮置場の候補地の選定

町は災害により発生した廃棄物を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておくこととする。

第6 不特定多数のものが出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、資料館、公民館等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

- 1 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 2 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 3 出火防止措置
- 4 水、食料等の備蓄
- 5 消防用設備の点検、整備
- 6 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備
- 7 学校にあっては、保護を必要とする生徒等がいる場合、避難の安全に関する措置及びこれらの者に対する保護措置
- 8 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

第7 災害応急対策の実施上重要な施設

- 1 災対本部がおかれる庁舎等の管理者は、第6に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 災対本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するほか、県有施設の活用も考慮する。

第8 バス

災害に対処し得るよう、町営の自主運行バスについて、次の体制の整備を図るものとする。

- 1 復旧体制の整備
 - (1) 災害要請に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
 - (2) 訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実
- 2 情報連絡施設の整備強化
バス車両無線の全車両搭載への計画的取組

第9 電気（中部電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努める。

1 設備面の対策

- (1) 発・変電設備については、過去に発生した災害による被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止策を実施する。
- (2) 送・配電設備については、不等沈下、地すべり等のおそれがある軟弱地盤に位置する設備の基礎を補強する等の安全対策を考慮する。

2 体制面の対策

- (1) 防災関連マニュアルの点検・整備を行い、防災体制の充実を図る。
また、社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練への参加を行う。
- (2) 電力供給設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。
- (3) 復旧用資機材、通信機器、車両等の整備・確保を行う。
- (4) 関係会社、他支店、各電力会社との連携・協調による応援体制を整備する。
- (5) 地方自治体、県警察との連携を図り、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプターの緊急手配等に備える。
- (6) 災害による感電事故等、二次災害を未然に防止するため広報活動を行う。

第10 LPガス（LPガス事業者）

災害発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

1 LPガス供給設備の安全性の強化

- (1) 容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。
- (2) 安全性機器の設置を促進する。

2 緊急措置体制の整備

- (1) 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- (2) 青年部による緊急動員体制を整備する。

3 LPガス需要家への啓発活動の推進

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第11 都市ガス（東邦ガス株式会社）

災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施する。

1 設備の安全性の強化、充実

- (1) 使用材料の選択による強化
- (2) 工事施工方法、接合方法の強化
- (3) 工作物の維持のための巡視点検の強化充実

2 緊急措置体制の整備

- (1) 緊急動員・出動体制の整備
- (2) 災対本部の設置基準の整備
- (3) 緊急措置ブロック、復旧措置ブロックの形成

- (4) 情報通信設備の整備
- (5) 復旧用資機材の備蓄
- (6) 緊急巡回点検マニュアルの作成
- (7) 広報の時期・手段並びに担当者の整備
- (8) 供給停止の手順、図面等整備

第20節 応援・受援体制の整備

関係機関
危機管理課

県内外の市町村からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備や、県内での応援体制について、十分な調整が必要となっている。

このため、広域応援受入のための拠点整備を推進し、発災直後からの応援受入ができる体制の整備や県内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制の整備に努めるものとする。

第1 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定及び三重県広域受援計画、木曽岬町広域受援計画に基づき、応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。

第2 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣府県の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

また、これら市町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。

第3 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

第4 応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

第5 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

第21節 宅地等災害予防計画

関係機関
建設課

宅地災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

第 1 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第 2 宅地災害予防対策

- 1 今後行われる宅地造成工事に対する防災指導対策
- 2 既成危険住宅地に対する保全対策
- 3 降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした県が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会に積極的に参加する等により被災宅地危険度判定士を確保する。また、迅速な判定活動実施のために常に判定士実施本部、支援本部及び災害対策本部と判定士の連絡調整にあたる「判定調整員」として従事できる職員を確保するよう努める。

第22節 防災営農計画

関係機関
危機管理課
産業課

第 1 防災営農体制の確立

農作物の防災基盤を確立し、水害、干害、雪害等の災害に対する防災営農を推進するため、品種、作付比率の適正化並びに災害に対応した栽培技術指針等防災営農技術の確立とその普及指導に常時あたるものとし、農業改良普及センター、農業協同組合等の積極的な協力を得て指導体制の強化に努め災害の予防に対処する。

上記関係機関とは、主に次の事項について協議を行うものとする。

- 1 異常天候による農作物、畜産等の防災対策に関すること。
- 2 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- 3 防災対策の普及浸透措置を講ずること。
- 4 その他必要と認められること。

第 2 農地の保全対策

集中豪雨時あるいは内水氾濫を想定し、農地、住宅地等への水害を防除するためにも、排水路、排水機場、樋門等土地改良区と協力し整備改善に努めるものとする。

たん水時間を短くし、農作物の被害を最少にするために、機械排水に努めるものとする。

第 3 農作物の災害防災対策

農作物の防災技術については、その都度県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、日頃から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図るものとする。

また、防災営農技術の浸透、台風、晩霜等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて関係機関を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

第 4 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち防除に必要な農薬の確保に努める。

第 5 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において災害時に多発を予想される家畜伝染病の調査を行うとともに、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行い万全を期するほか、町及び農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

第23節 河川施設対策計画

関係機関
危機管理課 建設課

第 1 河川堤等施設の現況

- 1 木曽川高潮堤防の総延長は6.2キロメートルで、この河川堤に設置されている樋管は3箇所（鍋田川排水機樋管・近江島排水機樋管・源緑排水機樋管）ある。
- 2 鍋田川の総延長は7キロメートルで、上・中・下流樋門により水位調整を行い、この樋門操作管理を三重・愛知両県から木曽岬町・弥富市が委託を受け管理を行っている。また下流樋門には船溜り施設があり両町の漁船係留地となっている。

第 2 河川堤等施設の安全対策

本町の河川堤施設は、昭和34年の伊勢湾台風により未曾有の大災害を被りコンクリート堤による復旧を行った。しかし、その後の広域地盤沈下のため浸食や漏水、老朽化が著しく、このため木曽川高潮堤防にあっては国土交通省により補強工事、波返しの嵩上げ工事等を施工し、鍋田川堤にあっては、地盤変動等の災害から守るため、地盤沈下対策事業により補強工事が進められている。今後さらに国・県に諸整備の積極的促進を働きかける。

第24節 文教対策計画

関係機関
教育委員会

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、町及びその他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を樹立し実施するものとする。

第1 防災上必要な組織の整備・防災教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では日頃から災害に備え教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備すること。また、児童生徒等に対して防災上必要な教育を行うとともに防災意識の普及に努める。

第2 防災上必要な計画及び訓練

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の向上を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災計画を作成し、その訓練に努める。

第3 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集と伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

第4 施設等の予防

教育施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第5 被害防止対策

文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に次の点に留意して保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

留意点：防災組織の設置・充実、防災施設の整備、防災知識の普及と訓練の実施、文化財の日常的な点検、その他必要な防災対策の施行

第6 学校（園）防災教育の推進

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の向上の普及を図るため、学校等において防災上必要な教育を行う。防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

第25節 火災予防計画

関係機関
危機管理課
消防団

災害の発生に対処するための消防力を充実強化するとともに、県と桑名市消防本部との連絡協調を図り、火災予防意識の普及徹底に努め、火災による被害の未然防止及び軽減を図る。

第 1 火災予防対策

1 火災予防運動の実施

町民に、火災予防意識と、具体的な予備知識を浸透させるため、町は県と連携し、関係機関団体の協力のもとに、春秋 2 回火災予防運動を実施する。

2 防火管理者制度の徹底

防火対象物（消防法第 17 条第 1 項に規定するもの）は、特定防火対象物と非特定防火対象物に分けられるが、防火管理者を選任しなければならない消防対象物（消防法第 8 条第 1 項）については、その設置を徹底させる。

また、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

3 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、消防本部等が中心となり、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢世帯の住宅防火診断の実施、火気の取り扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

4 立入検査の強化

町及び桑名市消防本部は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行うものとする。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

5 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の防炎化を促進するため、次の施設の推進を図る。

- (1) 都市計画法の規定による防火地域、若しくは準防火地域の指定
- (2) 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策
- (3) 都市構造再編促進事業制度要綱に基づく都市防災構造化推進事業による不燃化対策
- (4) 高層建築物、旅館等の防火対象物における、消防法第 8 条の 3 に規定する防炎物品の使用推進

6 消防力の強化

(1) 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に沿って消防組織の整備充実を図る。

また、消防団員を補充増強するため消防団員確保対策を行うほか、教育訓練機会を拡充し団員の資質の向上を図り、若年層の参加を促進するなど消防団員組織の活性化を推進する。

(2) 消防施設等の整備充実

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防設備、消防水利施設等の整備充実を図るものとする。

(3) 自衛消防力の強化

建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が高まっているので、消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、火災に対する初期消火体制の万全を期するため、事業所における防火管理者制度の徹底と結びつけて、自衛消防組織の指導育成及び未結成地区の結成の促進並びに各地区自治会等が自主的に組織する消防、防災組織に対して積極的に指導育成を図る。

資料編・消防水利の現況

第2 特定防火対象物火災予防対策

1 特定防火対象物

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

一定規模以上の対象物（避難が困難な者が入居する老人ホーム等収容人員10人以上、旅館、マーケット、病院等で収容人員30人以上、その他の防火対象物で同じく50人以上）には、消防法施行令（昭和36年政令第37号）に定める資格を有する防火管理者を選任させ、訓練、講習会等を実施し、自主防災体制を確立させるものとする。

また、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行い周知徹底を図るものとする。

(2) 立入検査指導の強化

町及び桑名市消防本部は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

(3) 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防機関は防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

(4) 定期報告制度

定期報告制度とは、建築基準法第12条の規定に基づき、法で定められた特定建築物（病院、スーパー等の不特定多数の人々が利用する施設）の所有者又は管理者に、その建築物の防災上の維持管理状況を定期的に報告させる制度をいう。

この制度を利用して、特殊建築物の所有者又は管理者に、その建築物の防災上の維持管理状況を的確に把握して災害防止を促す。

2 町立学校建物

町立学校の建物については、構造耐力、保存度及び外力条件等の調査を行うとともに、国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

3 文化財

文化財の火災予防対策としては、収蔵庫、消火栓等防災施設設備を完備するとともに防火訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

4 倉庫

倉庫火災の予防対策については、平常より予防査察を通じて、毒劇物や特殊可燃物等の保管状態の把握に努めるとともに、管理者に対して消防用設備等の整備等防火体制の強化を図らせる。

第26節 公害対策計画

関係機関
住民課

自然現象又は人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合には、被害の拡大防止に努めるものとする。

第 1 ばい煙発生施設又は指定施設

- 1 災害が発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。
- 2 災害の発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

第 2 排水施設又は特定施設

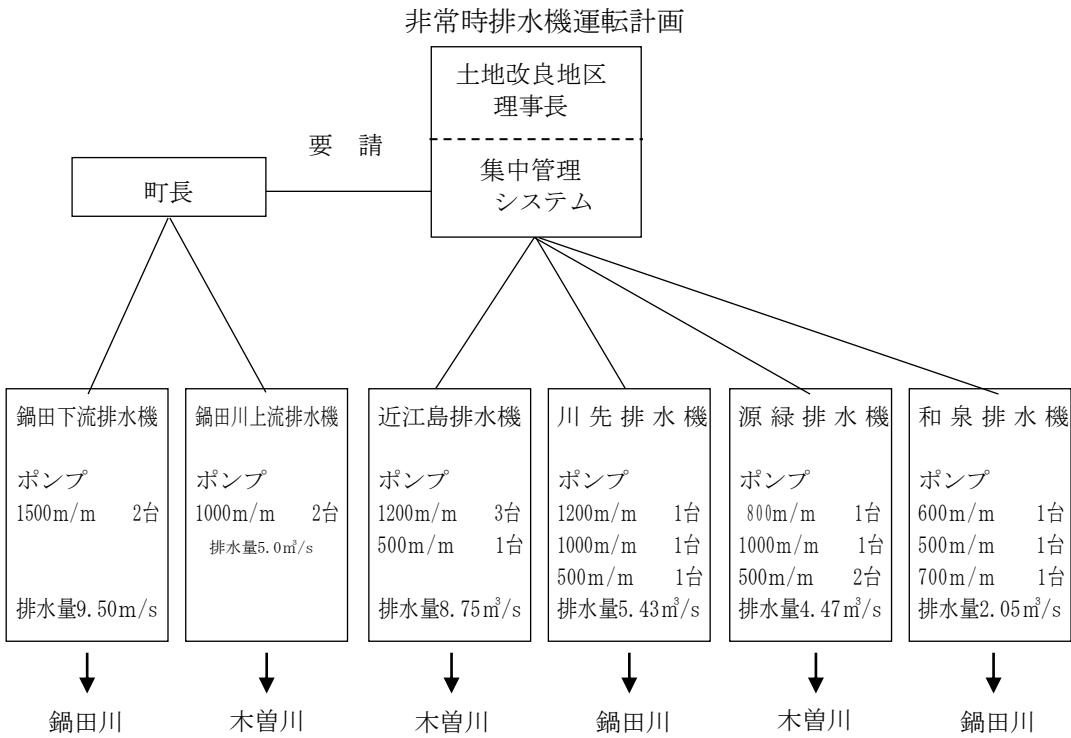
- 1 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- 2 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

第27節 低湿地対策計画

関係機関
産業課
建設課

第 1 湛水防除対策

本町は全域がゼロメートル地帯であるため、自然排水は全く不可能である。従って、全て機械による動力排水に依存している。このようなことから、集中豪雨等の場合排水不良による湛水災害の発生も考えられるので、国の指定を受け排水機場の整備を図り、町内6箇所の排水機で排水している。また、排水路については基幹排水路から末端排水路まで、それぞれ整備を行っている。



第 2 地盤沈下対策

1 地盤沈下の現況

海蔵川以北の四日市市から木曽岬に至る臨海部においては、昭和 47、48 年頃年間沈下量が最大 15～20 センチメートルに達する地域もあり、また沈下範囲もほとんど全域にわたっていたが、昭和 50 年 4 月から県公害防止条例の改正による揚水規制を実施した結果、その後徐々に沈下は鎮静化の傾向にある。

平成 13 年の測量結果によると年間最大沈下量は 0.39 センチメートルで楠町から木曽岬町にかけての臨海部及び木曽三川下流部の平野部において依然として少量ながら沈下は継続している。

2 地盤沈下調査とその対策

広域的な地盤沈下の状況を把握するため、昭和 46 年から東海三県地盤沈下調査会を発足させ、さらに 50 年から従来の計量部会に解析部会を加え、各機関の実施した水準測量や水収支の解析結果等を取りまとめ毎年定期的に公表を行っている。

また、昭和 36 年以来、水準測量を実施し、沈下の実態把握に努める一方、昭和 50 年 4 月から、県公害防止条例を改正し、第 1 号、第 2 号地域における揚水設備の新設は、許可制にするとともに届出制の強化、さらには、昭和 52 年 4 月 1 日以降は、一部用途については、揚水量の 20 パーセントの削減規制を実施しており、本町においては、県公害防止条例第 1 号地域に指定されている。その内容は、別表のとおりである。

このほか、昭和 49 年からは、県の関係部により、三重県地盤沈下防止対策会議を、また県と関係市町との連絡を図る三重県北伊勢地盤沈下防止対策連絡協議会が設置されているほか、50 年度から専門家による三重県地盤沈下調査研究会を発足させ、地盤沈下の実態把握と対策について調査研究を実施している。一方、国においても昭和 60 年 4 月に「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（平成 7 年 9 月一部改正）が制定され、広域的かつ総合的に地盤沈下防止等対策の推進が図られている。

別表

県公害防止条例による指定地域と規制の概要
(許可又は届出対象揚水設備は家庭用を除く吐出口断面積 6cm^2 以上の設備)

指定地域 の種類	規制の概要			その他
	既設揚水設備	揚水規制	新設	
第1号 地域	昭和50年5月30日まで に届出たものは、別に 定める日まで許可を受 けたものとみなす。吐 出口の断面積が19cm ² 以上の揚水設備には水 量測定器を設置しなけ ればならない。	農業用水産養殖用水・ 道事業用以外で10m以 深から揚水しているも のは、昭和52年4月以 降20%削減を要する。	防火、保安、その他特 に必要と認められた場 合を除き下記の許可基 準が適用され、水量測 定器も同時に設置を要 する。	揚水設備や用途 を変更する場合 は許可を要す る。 水量測定器の設 備報告、揚水量 の報告、その他 継承廃止などの 各種届出を要す る。
第2号 地域			ストレーナー位置 地下10m以浅吐出口 の断面積 19cm ² 以下 原動機の定格出力 2.2Kw以下 工場等の総揚水水量 350cm ³ ／日以下	
揚水届出 地域	揚水施設を新設する場合はあらかじめ届出を要する。その他変更・継承・廃止等もその 都度届出を要する。			

第28節 都市型水害予防計画

関係機関
危機管理課
建設課
福祉課
消防団

都市部における水害を未然に防止し、又はこれからの水害が発生した場合の被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

第 1 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水による災害発生のおそれのある区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、都市の浸水常襲地域において高低差、浸水状況を把握し、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション結果を活用することにより、ハザードマップの作成を進める。

また、作成した洪水ハザードマップ等により情報提供を行い、安全な土地利用や浸水に対応した建築方式を促していくとともに、避難、誘導訓練等に活用していく。

第 2 防災施設の耐久性の確保

町庁舎、関係施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進める。

第 3 情報収集体制の整備

町災対本部に集まる浸水、被災状況、水防活動状況等と河川管理者、下水道管理者に集まる水位情報を互いに共有する体制整備を進める。

第 4 河川の整備

都市地域河川の有堤区間については、河川改修により、背後地の利用状況を考慮し、堤防の安全性を高めていく。

第 5 側溝、マンホール等の転落防止対策

転落事故を防ぐために必要箇所には、側溝蓋を設置し、マンホール蓋の浮上、飛散防止のため、道路占用者に指導を行うとともに道路パトロールにより路面状況の把握に努める。

第 6 要配慮者対策

避難地、避難路等の防止施設及び病院、老人福祉施設等の要配慮者に関連した施設に対する災害対策を重点的に実施するとともにホテル等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第7 水災危機管理、被害軽減対策

(1) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。また避難者を救出するためにボート等の確保に努める。

(2) 地下空間対策

ビルの地階などの地下空間について地下への浸水経路、浸水形態を把握し、防水扉の整備、防水板の嵩上げ等、耐水化対策を指導していく。

(3) 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。

(4) 水災破棄物対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災破棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ破棄物処理計画を検討する。

第8 住民避難、誘導

(1) 住民の避難誘導対策

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また水防団と協議し、発生時の避難誘導にかかる計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 要配慮者避難誘導対策

高齢者、障がい者その他のいわゆる要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者にかかる避難誘導體制の整備に努める。

第29節 災害廃棄物処理体制の整備

関係機関
住民課

町地域防災計画〔地震・津波対策編〕においては、南海トラフ地震の被害想定に基づき、町は県の協力のもと町災害廃棄物処理計画を策定し、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことになっているが、風水害対策編においても、町災害廃棄物処理計画を準用し、処理体制の構築を図る。

第 1 災害廃棄物処理計画の運用

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、「木曽岬町災害廃棄物処理計画」が策定されている。本計画に基づき、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための体制づくりを推進する。

第 2 広域的な協力体制の整備

1 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について町と県が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市は県と必要な調整を行い、町は、広域的な協力体制に努める。

2 応援体制の整備

町は、震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

3 仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

第 3 廃棄物処理施設の耐震対策等

1 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、日頃から災害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第30節 竜巻・突風対策計画

関係機関
危機管理課 消防団

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

第1 竜巻・突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生の予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生にかかる情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

(1) 住居・施設等の予防対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

住民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）などを学習するよう努める。

気象庁及び内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターをしめる ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫・物置・プレハブを避難場所としない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・（頑丈な建物がない場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

3 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

4 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

第2 竜巻・突風に対する予防

1 竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、津地方気象台が発表するもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。

2 関係機関との情報伝達体制の整備

町は、県が津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、県からの情報を的確に住民に伝達できるよう、体制の整備に努める。

3 家屋・農林業等の被害防止

竜巻等突風による家屋、農林業への被害を最小限に抑えるための以下のような対処方法等について、啓発・普及に努める。

（1）防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

（2）風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置

（3）風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

4 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第3章 台風接近時の減災対策

第1節 準備・警戒体制の確保

関係機関
危機管理課

台風等が頻発化・強大化する近年の気象現象のもとでは、発災後を中心とした対策だけでは必ずしも十分ではなく、災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆる「タイムライン」に基づく防災・減災対策を進める必要があることから、県が策定している「三重県版タイムライン」と連携した、「木曽岬町タイムライン」に基づき、要配慮者や児童生徒の安全確保にかかる検討の実施など、発災に備えた直前対策についての検討を進めていく。

第1 行動計画

- 1 「木曽岬町タイムライン」を踏まえた検討
「三重県版タイムライン」と連携を図り、台風接近時において、「誰が」「いつ」「何をするのか」といった事前行動を時系列でまとめた「木曽岬町タイムライン」に基づき、台風接近時の直前対策を検討する。
- 2 要配慮者の保護にかかる検討の実施
台風接近時等、社会福祉施設において要配慮者の安全を確保するため、防災気象情報の提供や関係機関との連絡方法など、必要な検討を進める。
- 3 図上訓練の実施
町は、防災関係機関との連携を強化し、町災対本部の災害対応力の向上を図るため、図上訓練を継続実施する。
- 4 町における避難指示等にかかる基準の整備・再点検の促進
町は、国の「避難指示等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難指示等にかかる基準の整備・再点検を実施する。また、県は、避難指示等を発令する際の参考となるような、基準の運用や取組事例について情報収集・共有を図るほか、今後、避難指示等の発令を要した災害対応後に町とともに検証を行うなど、継続的な見直しにつなげていくための支援を行う。
- 5 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の推進
町を含め県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、風水害による長期の湛水、多数の避難者の発生が想定され、県境を越えての広域避難が必要となる可能性が高いことから、県と連携して広域避難体制のあり方や手続などの整備を推進する。
- 6 町の活動体制
町の地域に災害発生のおそれがある場合は、町災対本部を設置し、災害対策活動を実施する。
また、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災対本部や地域毎の災害対策部の設置についても、町の実情を踏まえ検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災対本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

ア 配備基準（参集基準）

イ 組織体制

ウ 組織内の事務分掌

エ 職員動員伝達系統

(2) 県緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

第2節 予報警報等の伝達及び情報収集体制の確保

関係機関
各課共通

第1 計画の方針

町は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報、消防法に基づく火災気象通報等の情報を防災関係機関相互において迅速かつ的確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第2 警報、注意報の種類と発表の基準

1 気象注意報、警報等

気象業務法に基づき津地方気象台が発表する。

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 津地方気象台（令和3年6月8日現在）

木曽岬町	府県予報区	三重県				
	一次細分区域	北中部				
	市町村等をまとめた地域	北部				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	32		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	－		
	洪水		流域雨量指数基準	－		
			複合基準	－		
			指定河川洪水予報による基準	木曽川下流[木曽成戸]		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		
			海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm			
	波浪	有義波高	3. 0m			
	高潮	潮位	4. 5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14			
		土壌雨量指数基準	125			
	洪水	流域雨量指数基準	－			
			複合基準	－		
			指定河川洪水予報による基準	木曽川下流[木曽成戸]		
	強風	平均風速	陸上	13m/s		
			海上	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う		
			海上	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm			
	波浪	有義波高	1. 5m			
	高潮	潮位	1. 5m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪						

	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
	なだれ			
	低温	冬期：最低気温が-5℃以下		
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (4) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

2 キキクル（警報の危険度分布）

気象庁による、大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」のことであり、雨による災害の危険度を5段階で色分けして地図上にリアルタイム表示する。

大雨警報（浸水害）の危険度分布 浸水キキクル	1時間先までの雨量予測を用いた表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準に到達したかどうかを地図上に5段階で色分け表示したもの。
洪水警報の危険度分布 洪水キキクル	大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したもの。

3 特別警報

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。町は、下表の例のように、避難指示の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール等による伝達周知の措置等により周知を図る。

気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類							
		大雨		暴風	暴風雪	大雪	高潮	波浪	
		(土砂災害 [参考])	(浸水害)						
・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難場所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	風雪注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	
・警報の住民への周知 ・避難場所の準備、開設 ・必要地域に高齢者等避難(避難行動要支援者避難)情報 ・応急対応体制確立 ・必要地域に避難指示 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風(雪)警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害 [参考])	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動を取る(避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる)		大雨特別警報 (土砂災害 [参考])	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報

4 水防活動に必要な予警報

津地方気象台が気象及び洪水について水防活動の利用に適合するために発表する。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

5 水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については県水防本部長又は県水防支部長(桑名事務所長)が水防を必要と認め警報を発する。

6 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報する。

7 火災警報

6の通報を受けた町長が必要に応じて町内に火災警戒を促すために発令するものである。

8 気象情報

台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時津地方気象台が発表する。

例えば、記録的な短時間雨量は県内で1時間に120ミリ以上の雨量をアメダスで観測した場合、あるいはレーダー・アメダス解析雨量で解析された場合に津地方気象台が発表する。

9 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表するもの。

気象情報等と警戒レベルとの関係

防災気象情報	とるべき行動
警戒レベル5相当（黒色）	
- 大雨特別警報 - 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。
警戒レベル4相当（紫色）	
- 土砂災害警戒情報 - 危険度分布「非常に危険」（うす紫） - 氾濫危険情報 - 高潮特別警報 - 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。
警戒レベル3相当（赤色）	
- 大雨警報（土砂災害）※1 - 洪水警報 - 危険度分布「警戒」（赤） - 氾濫警戒情報 - 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。
警戒レベル2相当（黄色）	
- 危険度分布「注意」（黄） - 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
警戒レベル2（黄色）	
- 大雨注意報 - 洪水注意報 - 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
警戒レベル1	
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

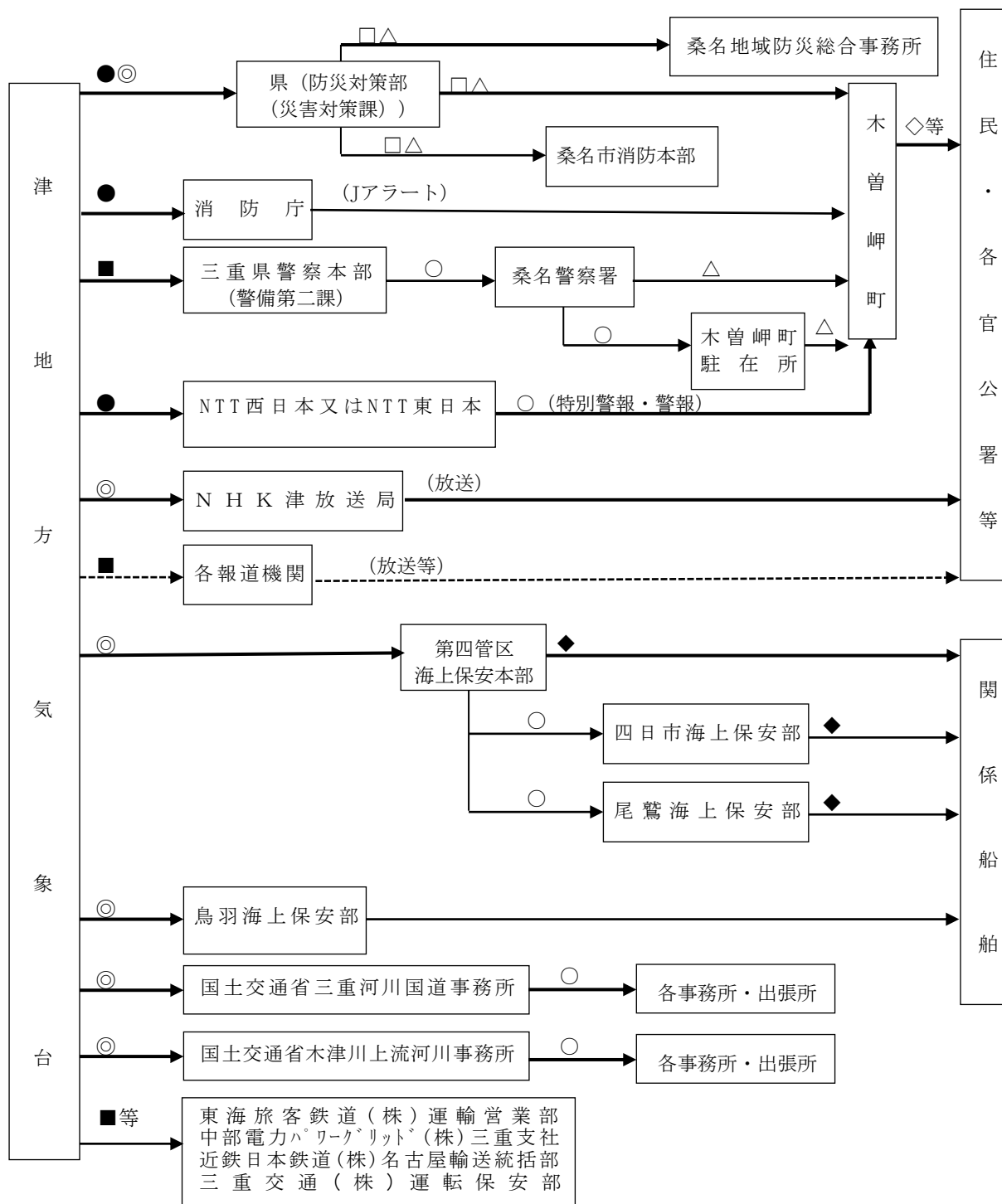
第3 予報及び警報等の伝達

1 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く）

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。

なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。

防災気象情報伝達系統図

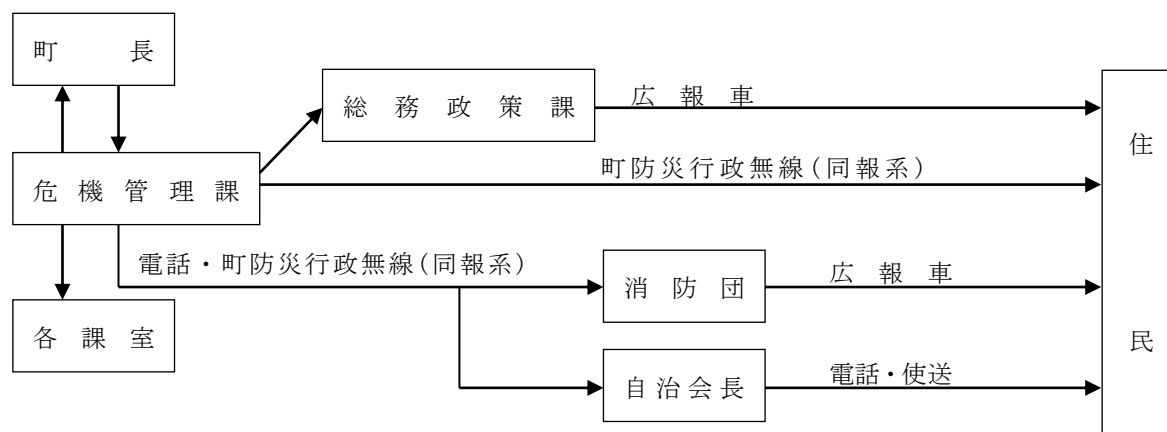


凡	例
	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
	気象業務法第15条の法令による通知系統
	気象業務法第13条等の法令による周知系統
	県地域防災計画、町地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡	例
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象専用回線（ADESS回線等）
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	町防災行政無線
◆	無線通報等

2 町における伝達系統図

町から住民への伝達系統は、次のとおりである。



第4 被害情報等の収集と報告

1 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

2 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にあるときは、直接消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45 (消防庁応急対策室)

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日 (消防庁 消防防災・危機管理センター)

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

3 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

第5 地域・住民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する内水氾濫や高潮等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や町の発令する警戒レベルが付された避難情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立退き避難が必要か又は自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、町から避難指示等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

また、指定緊急避難場所や避難経路だけでなく、日常生活において自らがいることが多い場所（自宅・勤務先・要配慮者利用施設等）の災害リスクを把握し、立退きが必要な場所なのか、上階への移動（垂直避難）等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について確認しておき、自らの判断で主体的な避難行動をとるための準備を行う。

なお、立退き避難を行う場合は、町により洪水等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

(2) 〔警戒レベル3〕高齢者等避難発令時の対応

自らが居住等する地域に町から〔警戒レベル3〕高齢者等避難が発令された場合、高齢者や障害のある人等、避難を完了させるまでに時間を要する住民については、その避難支援者とともに、災害が発生する前までに避難を完了できるよう、必要な避難行動を取る。

また、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや、浸水しやすい局所的に低い土地等、早めの避難が望ましい場所に居住する住民についても、自主的な避難を開始する。

上記以外の住民についても、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持出品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

(3) 〔警戒レベル4〕避難指示発令時の対応

自らが居住等する地域に町から〔警戒レベル4〕避難指示が発令された場合、居住者等は危険な場所から全員避難し、災害が発生する前までに避難行動を完了する。

具体的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることが確認できれば、自らの判断で垂直避難等により安全を確保する。

(4) 〔警戒レベル5〕緊急安全確保発令時の対応

自ら居住等する地域に町から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令される状況において、未だ必要な避難行動が完了していない場合は、避難経路が浸水している等、指定緊急避難場所等への立退き避難が安全にできない可能性があるため、自宅等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動するなど、その時点において自らがいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令されるものではなく、また、本行動は避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。そのため、このような状況に至る前の段階で、必要な避難行動を完了していることが前提であることから、〔警戒レベル3〕高齢者等避難や〔警戒レベル4〕避難指示が発令されたタイミングで必ず避難できる

よう、常に備えておく。

2 災害に関する現場情報の報告

町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川堤防等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、町や施設管理者への報告に努める。

第3節 避難所の確保及び早期避難の促進

関係機関
危機管理課
産業課
住民課
福祉課
子ども・健康課
教育委員会

風水害被害の規模が大きく復旧に時間を要するような場合、帰宅の目途が立たず、避難所生活が長期化することが予想される。避難生活において避難所運営が円滑に進むよう、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用して住民主体の体制づくりを進めていく。

また、避難所等における障がい者の相談体制の確保、栄養や食生活への支援、多言語による情報提供、衛生管理体制の確保に向けた取組のほか、応急仮設住宅を確保するための取組についても進めていく。

第1 行動計画

- 1 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進
東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な避難者に対応するため、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。
- 2 福祉避難所の指定等
町は、福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となるような要配慮者の避難場所の確保に努める。
- 3 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進
東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。
- 4 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進
避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校管理者と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために、町は、県が作成した避難所情報伝達キットの普及を防災訓練や研修を通じて行う。
- 5 避難所での衛生管理体制の確保
避難所における歯科医療救護等に対応するため、歯科医師会との協定に基づき衛生管理体制の確保を図る。
- 6 応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）
災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、町・県担当者会議等を通じて、町における建設候補地の選定や台帳整備等準備作業を促進する。
- 7 応急的な住宅の確保（一時提供住宅）
災害救助法での対応以外の応急期に必要な住宅の供給を円滑に行うための手順を整理したマニュアルを作成する。
- 8 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施

町は、様々な主体の連携・協力により、県が設置する「みえ災害時多言語支援センター」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。

9 「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及

町は、ペットの飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について住民に啓発するため、「ペットの防災対策に関するガイドライン」を策定し、普及を図る。

10 避難の実施

(1) 避難実施体制の確立

町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、大雨警報等の危険度分布等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

(2) 避難所の開設

〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所を、速やかに開設するとともに、住民等に周知を図る。

また、避難所を設置したときは、以下の事項について直ちに県に報告する。

ア 避難の種類（自主避難、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

イ 避難所開設の日時及び場所

ウ 箇所数及び収容人員

(3) 避難情報の発令

町は、雨量や河川水位情報、大雨警報等の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令するとともに、その旨を県に報告する。

住民等への情報伝達にあたっては、次の項目から必要な情報を明示して行い、防災行政無線や緊急速報メール、広報車、Ｌアラート、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

ア 要避難対象地域

イ 避難場所

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項等

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等の判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、避難行動をとりやすい時間帯における早期の避難所開設や、高齢者等避難の発令等を検討する。

(4) 避難誘導の実施

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は町が手配した車両、船舶等を用いて避難を行う。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の

安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保（上階への移動や高層階にとどまる等により、計画的に身の安全を確保すること）」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知を図る。

11 広域避難の実施

超大型台風の来襲等による大規模風水害の発生が予想され、広域避難が必要となる場合は、桑員地域2市2町及び県は、「危機発生時の相互応援に関する協定」及び「三重県市町災害時応援協定」に基づき、相互に協力して「広域避難実施要領《風水害対策編》」により、広域避難を行う。

また、大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、県災対本部に避難者移送の要請をする。

第4節 要配慮者の保護

関係機関
福祉課 子ども・健康課 消防団

東日本大震災で顕在化したように、災害発生時、障がい者、高齢者、外国人住民等のうち避難行動に特別な支援や配慮を必要とする人々への対策は課題となっており、風水害においても例外ではない。事前の備えとして、町による避難行動要支援者名簿の整備更新とそれに基づく個別避難計画の整備等を支援するほか、消防団や自主防災組織など地域の防災関係者に対する研修の実施など、地域ぐるみで要配慮者を支援する体制づくりを進めていく。また、要配慮者の方に地域の防災訓練に参加していただくための働きかけを行うなど、地域住民と連携・協力した取組も進める。

東日本大震災では、要配慮者への支援について、避難後に震災関連死に至ったケースがあることから、風水害対策においても、万全の体制を整備し、支援に取り組んでいく必要がある。

福祉避難所の指定や社会福祉施設間での相互避難に関する協定の締結、避難生活における特別な配慮など必要な対策を進めるほか、要配慮者を支援するための相談体制や情報提供体制の整備にも取り組む。

第1 行動計画

- 1 避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の整備促進
町における避難行動要支援者名簿の整備や、それに基づく個別避難計画の整備等の取組を支援する。
- 2 要配慮者の保護にかかる検討の実施
台風接近時等、社会福祉施設において要配慮者の安全を確保するため、防災気象情報の提供や関係機関との連絡方法など、必要な検討を進める。
- 3 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化
消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図る。
- 4 消防職員にかかる教育訓練の充実
大規模化、複雑多様化する災害に対し、専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を求める。
- 5 自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成
要配慮者対策などの自主防災組織の役割（活動）についての研修を実施するなど、自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員を養成する。
- 6 実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり
自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。
- 7 外国人住民を対象とした防災啓発の検討
外国人住民向けの防災訓練を検討する。町、外国人労働者を雇用する企業等様々な主体と連携した取組を検討し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域

の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

8 障がい者、高齢者等の要配慮者が参画した避難訓練の実施の促進

町や地域で行われる避難訓練に、障がい者、高齢者等の要配慮者が参画するよう働きかけを行う。

9 要配慮者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進

けん引式車いす補助具など、災害発生時の要配慮者の避難支援を補助するための支援用具について、避難訓練やシンポジウムなど、様々な機会をとらえた普及啓発により利用促進を図るとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して町内企業等における新たな支援用具の研究・開発を促進する。

10 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進

東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な避難者に対応するため、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。

11 福祉避難所の指定等

町は、福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となるような配慮者の避難場所の確保に努める。

12 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進

避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの普及を防災訓練や研修を通じて行う。

13 「みえ災害時多言語支援センター」と連携した支援の実施

町は、様々な主体の連携・協力により、県が設置する「みえ災害時多言語支援センター」と連携して、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。

14 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進

災害時における健康支援活動は迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓も踏まえ、町は、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した研修会又は訓練を実施する。

15 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進

被災者への保健活動は、こころのケアの視点を持って行うことや、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神疾患の予防のため、継続した支援活動が必要になることから、町は、「災害時こころのケア活動マニュアル」の活用を図る。

16 要配慮者の避難行動支援

〔警戒レベル3〕高齢者等避難等を発令した場合、避難行動に支障をきたす要配慮者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

第5節 学校・園における児童生徒等の安全確保

関係機関
教育委員会

風水害の発生を予見できたとき、また発生時において、児童生徒の安全を確保するためには、児童生徒、教職員等が風水害に対する正しい知識を習得し、適切な行動をとることができるよう、防災教育を推進することが重要である。また、児童生徒への防災教育は、家庭や地域での防災対策を促進することにも結びつく。学校における「防災ノート」等の活用促進、教職員に対する教育研修の充実、家庭や地域と連携した防災対策等の取組を進める。

第1 行動計画

1 防災ノート等の活用による防災教育の推進

町立小中学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。

2 学校防災リーダーを中心とした防災教育の推進

町立小中学校において、これまで養成してきた学校防災リーダーが中心となり、防災教育に取り組む。

3 防災に関する学校と地域との連携の推進

町立小中学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。

4 学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施

台風接近時、町立小中学校において、児童生徒の安全を確保するための防災対策をとることができるよう、学校に対する防災気象情報の提供のあり方など、必要な検討を進める。

5 教職員研修の充実

初任者等の新規採用者、6年次、経験11年次、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。

6 休校・園措置の実施

(1) 休校・園措置の判断

町立小中学校の校長及びこども園の園長は、始業前に町に特別警報・暴風（雪）警報が発表されるなど、登校・園に危険が予想される場合は、学校等の防災計画に基づき速やかに休校・園の措置を行う。

また、始業後に特別警報・暴風（雪）警報が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校・降園時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒園児等を下校・降園させる。

(2) 休校・園措置の連絡

町立小中学校及びこども園の教職員は、休校・園措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

7 児童生徒等の安全確保

(1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所など最も安全な場所において保護する。

第6節 公共施設等の災害未然防止体制の確保

関係機関
建設課

町管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。また、町有施設、町管理道路及び上下水道の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第1 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

1 町管理道路

(1) 町管理道路における安全確保対策

町管理道路について、浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

町管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道等についても、通行規制や被災状況等の情報を収集する。

2 下水道施設（町管理）

(1) 下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

3 上水道施設（町管理）

(1) 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

第 7 節 水防活動体制の確保

関係機関
危機管理課 消防本部 消防団

気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。
また、雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。

第 1 水防活動の実施

1 巡視

水防管理者（町）は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、町水防計画に基づき、区域内の河川等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

2 非常警戒

水防管理者（町）は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

第8節 住民・企業等による安全確保

関係機関
危機管理課 産業課 消防団

大規模な災害が発生した場合、事業所や店舗の浸水等の被害により、生産能力の低下や資産喪失等のおそれがあることから、企業はあらかじめ災害に備えておく必要がある。また、企業は豊富な人材や資機材を保有しているなど、地域防災の重要な一翼を担っている。町は、「みえ企業等防災ネットワーク」等を活用し、企業防災人材の育成、業務継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進など、企業防災力の向上を支援する。

第1 行動計画

1 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進

企業に勤める従業員の能力や行動力を、地域の防災力向上に活かしていくため、従業員の消防団、自主防災組織等への参加について、理解が進むよう企業に対する啓発を実施する。

2 帰宅困難者等への防災対策にかかる課題検討の場づくり

事業所や店舗、観光関係団体等及び町が、帰宅困難者や観光客等に対する情報提供や避難誘導、帰宅支援など課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

また、町内観光施設等の防災・減災対策を促進するため、関係者を対象として、意識の啓発や知識の習得など人材の育成に取り組む。

3 ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、町ホームページや防災ガイドブック等により、町内の内水氾濫及び高潮時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

4 避難指示等の伝達・報告

町において、[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保等を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、避難情報等を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

5 被害情報等の報告

町内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。

また、町ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

第4章 発災後の応急対策

第1節 活動体制

関係対策部等
各対策部共通

第1 町の活動体制

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町災害対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て災害対策活動を実施する。

また、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意するとともに、災害対本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努めるものとする。

1 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

- (1) 職員の動員方法
- (2) 配備体制
- (3) 各班別動員可能者数の把握
- (4) 職員動員伝達系統
- (5) 参集場所の指定基準

2 市町間の応援協定

町は、他市町に職員の派遣、生活必需品、資機材等の応援を受けたいときは「三重県市町災害時応援協定」（平成24年8月23日締結）に基づき、県に対して他市町からの応援につき、要請を行うこととする。

応援要請の手続については無線又は電話等により県に要請し、後に文書を速やかに送付するものとするが、県に要請するいとまがないときは直接応援市町に要請し、事後速やかに県に報告する。

第2 防災関係民間団体の協力

その所掌事務に係る民間団体等に対し、災害時に積極的な協力を得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

第3 町災害対本部

町の地域に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、町長は、木曽岬町災害対策本部条例に基づき、町災害対本部を設置するものとする。

1 町災害対本部の設置基準

- (1) 本町を含む地域に気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨（大雪）、高潮又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) 本町を含む地域に特別警報が発表されたとき。
- (3) 本町に大規模な火事、爆発、水害等が発生するおそれのある場合又は発生した場合において町長が必要と認めるとき。

(4) 本町を含む地域に気象業務法に基づく波浪警報又は大雨、高潮若しくは洪水注意報が発表された場合において町長が必要と認めるとき。

(5) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で、町長が必要と認めるとき。

2 廃止の基準

(1) 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が概ね終了したとき。

(2) 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

3 町災対本部の設置及び廃止の公表

町災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、電話、広報車その他の確かつ迅速な方法で周知するものとする。

4 町災対本部の設置場所

(1) 町災対本部は、町役場に置く。ただし、大規模な災害により役場本庁舎が損壊した場合は、木曽岬小学校に設置するものとする。

(2) 町災対本部には、町災対本部の所在を明確にするため「木曽岬町災害対策本部」を掲示する。

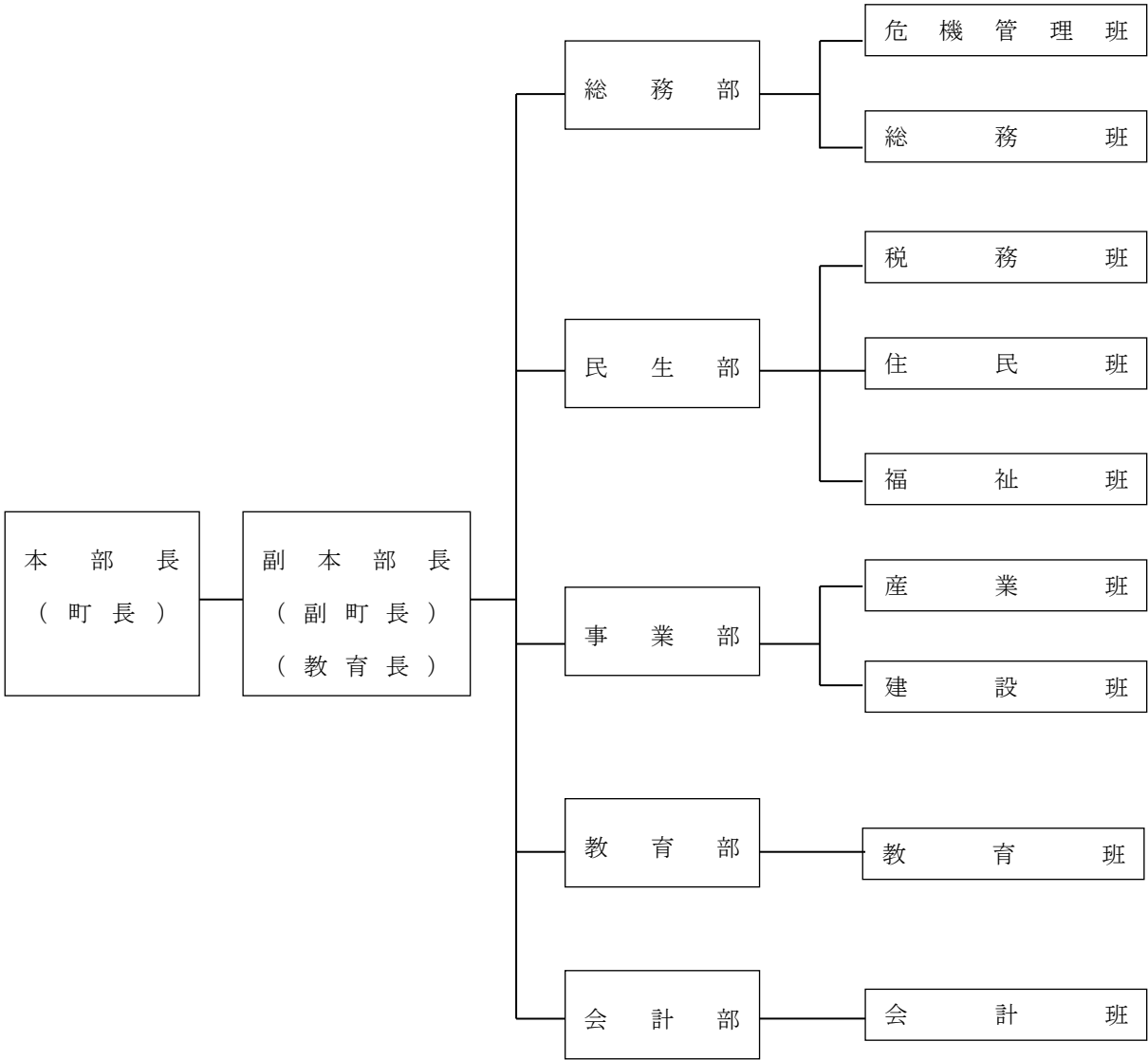
5 組織の概要

(1) 町災対本部に、本部長、副本部長、各組織の部長、班長及び班員を置く。

(2) 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長・教育長をもって充てる。

(3) 町災対本部の組織及び分掌事務は、概ね次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各班の相互応援体制をとるものとする。

ア 町災対本部の組織



イ 分掌事務

部 (部長)	班 (班 長)	担 当	分 掌 事 務
各部・班共通事項			1 所管する施設及び分野の災害対策に関すること。 2 所管する施設及び分野の応急対策に関すること。 3 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 4 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 5 本部長の指示による事務及び他部・班の応援に関すること。 6 部内及び班内の職員の動員、配備等に関すること。 7 部内及び班内の連絡調整に関すること。
総 務 部 (総務政策課長)	危機管理班 (危機管理課長)	危機管理課 議 会 事 務 局	1 災对本部の運営に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 県、県内外他市町村及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 部・班の連絡に関すること。 5 地震・津波情報、気象予警報等の収集及び伝達に関すること。 6 避難指示等の決定及び伝達に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8 災害情報及び被害報告の整理、記録の取りまとめに関すること。 9 防災行政無線に関すること。 10 災害関係費予算に関すること。 11 災害救助法の適用に関すること。 12 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 13 職員の動員、配備に関すること。 14 自主防災組織の対応等に関すること。 15 消防団の対応等に関すること。 16 応援要請及び受入体制の整備に関すること。 17 情報システムの管理に関すること。 18 ヘリコプター離着陸場の開設等に関すること。
	総 務 班 (総務政策課長)	総 務 政 策 課	1 広報・広聴活動に関すること。 2 各班の増員派遣要請に応じ人員を派遣すること。 3 報道機関への対応、情報提供に関すること。 4 危機管理班の応援に関すること。 5 庁舎機能の確保に関すること。 6 職員の安否確認、飲料水・食料の確保、健康管理に関すること。
民 生 部 (福祉課長)	税 務 班 (税 務 課 長)	税 務 課	1 住民の被害調査に関すること。 2 災害による町税の減免に関すること。 3 救助物資の配分（仕分け）に関すること。 4 被災者台帳の作成に関すること。

部 (部長)	班 (班 長)	担 当	分 掌 事 務
			5 被災証明、り災証明に関すること。 6 物資運搬車両等の調達及び燃料の確保に関すること。 7 災害相談の窓口開設・運営に関すること。 8 被災者生活再建支援、被災住宅再建支援の運用に関すること。
	住 民 班 (住 民 課 長)	住 民 課	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 災害廃棄物処理に関すること。 4 ごみの収集・処理及び清掃に関すること。 5 し尿処理及び仮設トイレの確保及び設置に関すること。 6 迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。 7 公害発生防止対策に関すること。
	福 祉 班 (福 祉 課 長)	福 祉 課 子ども・健康課 木曾岬こども園	1 ボランティアの受入に関すること。 2 食料及び生活必需品の配付に関すること。 3 炊出しに関すること。 4 こども園児の安全確認及び避難、こども園の管理運営に関すること。 5 医療救護及び助産に関すること。 6 要配慮者対策に関すること。 7 福祉避難所の開設・運営に関すること。 8 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 9 遺体の処理に関すること。 10 消毒その他防疫に関すること。 11 災害救助法の運用に関すること。 12 被災者のこころと身体の健康管理に関すること。
事 業 部 (産 業 課 長)	産 業 班 (産 業 課 長)	産 業 課	1 食料、生活必需品の調達に関すること。 2 農作物、農業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 商工観光関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 病虫害、家畜伝染病予防に関すること。 5 被災農作物の種苗対策に関すること。 6 耕地、農業用施設等応急復旧並びに湛水排除に関すること。 7 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること。
	建 設 班 (建 設 課 長)	建 設 課	1 公共土木施設の警戒及び災害予防指導並びに防御に関すること。 2 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。 3 河川、道路及び橋梁、宅地等の被害状況把握及び応急復旧に関すること。

部 (部長)	班 (班 長)	担 当	分 掌 事 務
			4 上下水道施設の被害調査及び応急補修に関する こと。 5 飲料水の供給に関すること。 6 被災宅地の危険度判定に関すること。 7 災害救助法に基づく障害物の除去に関する こと。 8 ライフラインの被害調査及び応急補修に関 すること。 9 緊急輸送路の確保に関すること。 10 危険箇所等の確認巡視及び応急対策、応急復 旧に関すること。 11 交通状況の把握及び交通規制に関すること。
教 育 部 (教育課長)	教 育 班 (教育課長)	教 育 課	1 教育施設の被害調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理運営の協力に関する こと。 3 被災教職員の調整に関すること。 4 災害に伴う応急的な教育に関すること。 5 被災児童・生徒に対する教科書等の給付に関 すること。 6 災害時における学校(園)給食に関すること。 7 被災児童・生徒の保健管理に関すること。 8 児童・生徒の安全確保及び避難に関すること。
会 計 部 (会計管理者)	会 計 班 (会計課長)	会 計 課	1 災害経理(災害義援金の保管を含む。)に 関すること。 2 町有車両の配車に関すること。 3 町有財産構造物の被害調査及び対策に関す ること。 4 総務部の応援に関すること。

6 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、部長及び班長をもって構成し、主として次に掲げる事項を協議する。

- (1) 災害情報の分析とそれに伴う対策活動の災害対応方針に関すること。
- (2) 各対策部の総合統制に関すること。
- (3) 動員配備体制に関すること。
- (4) 自衛隊等の派遣要請に関すること。
- (5) 国、県及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) 災害救助法適用申請に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費に関すること。
- (8) 避難指示等の発令に関すること。
- (9) 他の市町村等への応援要請及び相互協力に関すること。
- (10) その他重要な災害対策に関すること。

※自衛隊等派遣要請・・・自衛隊、緊急消防援助隊等、県及び国への広域派遣要請をいう。

7 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副町長 第2順位 教育長 第3順位 総務政策課長

8 標識

町災害対策本部の標識は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・木曽岬町防災会議条例

- ・木曽岬町災害対策本部条例
- ・町災害対策本部の標識

第4 配備体制

町災対本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次による配備の体制を整える。

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期	配 備 要 員
初動体制	配備体制に規定された職員が情報収集、伝達活動を実施する。	1 波浪警報が木曽岬町に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが木曽岬町に発表されたとき。 3 木曽川下流氾濫注意情報が発表されたとき。 4 その他風水害等に関して町長が必要と認めたとき。	日直又は当直
第1配備 (準備体制)	引き続き情報収集、伝達活動を実施する。 状況により速やかに警戒体制に移行できる体制に整える。 小規模な被害が発生又は予想される場合に、応急対策を実施する。	1 次の警報のうちいずれかが木曽岬町に発表されたとき。 (1) 暴風(雪)警報 (2) 大雨(大雪)警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 木曽川下流氾濫警戒情報が発表されたとき。 3 その他風水害等に関して、町長が必要と認めたとき。	町長 副町長 教育長 総務政策課長 危機管理課長 産業課長 建設課長 危機管理課職員 その他命令を受けた者 ※暴風(雪)警報発表時には上記の他各課長、課長補佐
第2配備 (警戒体制)	相当な被害が発生又は予想される場合に、所掌する応急対策を迅速的確に実施する。	1 特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪)が発表されたとき。 2 木曽川下流氾濫危険情報が発表されたとき。 3 その他風水害等に関して、町長が必要と認めるとき。	町長 副町長 教育長 総務政策課長 危機管理課長 各課長、課長補佐 男子職員全員 教育委員会男子職員 消防団正副団長、分団長、班長その他命令を受けた者
第3配備	甚大な被害が発生又は	町全域にわたって風水害その	全職員

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期	配 備 要 員
(非常体制)	予想される場合に、町の総力をあげて応急対策を実施する。	他大規模な人為的原因による災害が発生又は予想されるときに町長が必要と認めたとき。	

第5 非常参集

- 1 職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで所属長と連絡を取り、又は自らの判断で役場に参集しなければならない。
- 2 町災対本部の各部長は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、相互に連絡を取り、又は自らの判断で役場に参集するとともに、必要に応じて町災対本部の設置を本部長に進言し、又は所属部員の呼集を行い、臨機の応急対策を実施しなければならない。

第6 市町間の派遣要請

町は、他市町の職員の派遣が必要な場合には、県災対本部に対し他市町職員の派遣につき要請を行うこととする。

派遣要請のための書類については、国の職員の派遣要請に準ずるが、緊急の場合においては、電話連絡等適宜の方法により要請し、事後に文書を送付することができるものとする。

第2節 動員計画

関係対策部等

各対策部共通

第1 計画の方針

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために、次により動員を行うものとする。

第2 動員の方法

- 1 危機管理課長は、職員の動員が必要であるときは、本部長の命令に従い直ちに電話、配信メール、防災行政無線、メール、SNSなどのうち最も速やかに連絡できる方法により関係職員を招集する。
- 2 招集を受けた職員は、昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。
- 3 各部内及び班内における動員計画は、それぞれの部及び班において実情に即した方法を定めておかなければならない。
- 4 町災対本部設置前における職員の動員は、本計画の定め、又は本計画に準じて実施するものとする。
- 5 災害に関係のある班は、常に自己の所在を明らかにしておき、招集の通知を受けた場合は、直ちにその任務に応じられるよう心得ておかなければならない。

第3 動員要員数

1 町職員

配 備 体 制 所 属 別	初 動 体 制	第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
		準 備 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
本 部 長 (町長)	日直又は当直	1	1	1
副 本 部 長 (副町長)		1	1	1
副 本 部 長 (教育長)		1	1	1
総務政策課		2	4	6
危機管理課		4	4	4
産業課		1	5	5
建設課		1	5	5
住 民 課		0	5	7
福祉課		0	2	5
子ども・健康課 (木曽岬こども園)		0	5	10
税 務 課		0	5	5
会 計 課		0	1	2
議会事務局		0	1	2
教育委員会		0	5	6
合 計		11	44	67

2 消（水）防団

分団名	担当地域	配備人員	責任者
第1分団	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・上見入・東見入・下見入・辰高	15	分団長 (副分団長)
第2分団	近江島・西対海地・田代・小林	15	分団長 (副分団長)
第3分団	上和泉・下和泉・富田子・中和泉・小和泉・栄・新富田子・南栄・東富田子・第二栄・中栄・かおるヶ丘・和富	20	分団長 (副分団長)
第4分団	白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・藤里台・なぎさ台・新輪	15	分団長 (副分団長)
第5分団	脇付・雁ヶ地・西白鷺川・福崎・豊崎・川先	15	分団長 (副分団長)

第4 動員、配備の伝達

本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

1 連絡責任者の任命及び責務

- (1) 各課において業務連絡の責任者を定める。
- (2) 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。
- (3) 連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を危機管理課長まで届け出るものとする。

2 動員の伝達方法

職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

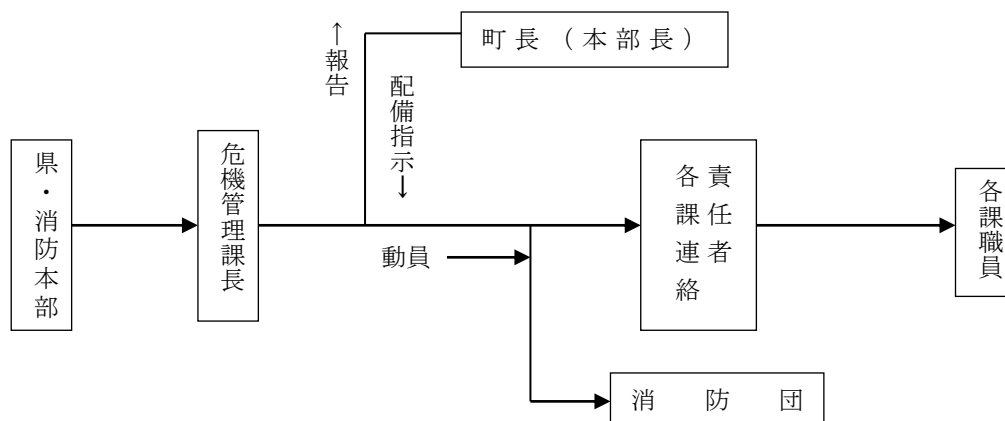
(1) 勤務時間内における伝達

ア 気象情報の通知（信）を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、危機管理課長は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各課連絡責任者にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

イ 各課連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

ウ 危機管理課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

勤務時間内における伝達系統



（２） 勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知（信）され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに危機管理課長に連絡するものとする。危機管理課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（町長）に報告をし、配備体制の指示を受け、各課連絡責任者に伝達する。

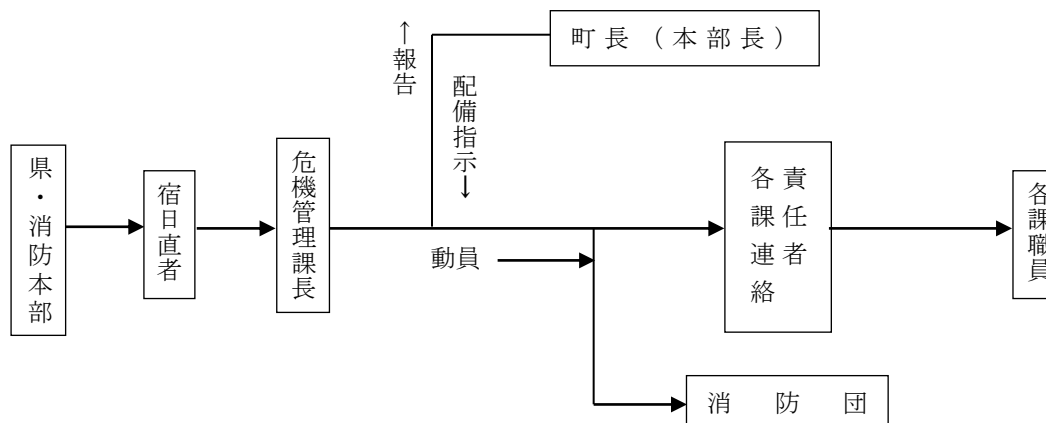
イ 危機管理課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

ウ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

エ 職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

勤務時間外、休日における伝達系統



3 配備報告

各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告するものとする。

第3節 災害対策要員の確保

関係対策部等
各対策部共通

第1 計画の方針

大規模災害の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、「木曽岬町広域受援計画」に基づき、職員の動員及び県、防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請並びに受入の体制を整備し、災害対策要員を確保する。

第2 町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、動員計画に基づき、それぞれの配備体制により動員するものとする。

第3 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により災対本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置する。

- 1 労務者及び車両、作業機械等の確保にかかる協力要請
町内の土木業者並びに県を通じ職業安定所へ一般労働者の供給を依頼する。
- 2 三重県内消防相互応援隊の要請等
消防活動に要する人員が不足する場合には、町は桑名市消防本部を通じて、県及び近隣市町に応援を求めるものとする。
町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。
- 3 日本赤十字社奉仕団の要請
町災対本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、桑名保健所に応援を要請するものとする。
ただし、緊急を要する場合には、町災対本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。
- 4 市町間の相互応援協力
 - (1) 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、他の市町長に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。
 - (2) 町長は、災害時の応援協力について、あらかじめ相互応援協定を締結するよう努めるものとする。
- 5 自衛隊に対する災害派遣要請要求
町長は、災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、桑名地域防災総合事務所を経由して知事に派遣要請を求めるものとする。また、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町の地域にかかる災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

第4節 自衛隊災害派遣要請要求計画

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

災害時に住民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣要請の基準

- 1 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 災害派遣要請の手続

1 町長の派遣要請の要求

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、桑名地域防災総合事務所長を経由して知事（防災対策部）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域にかかる災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

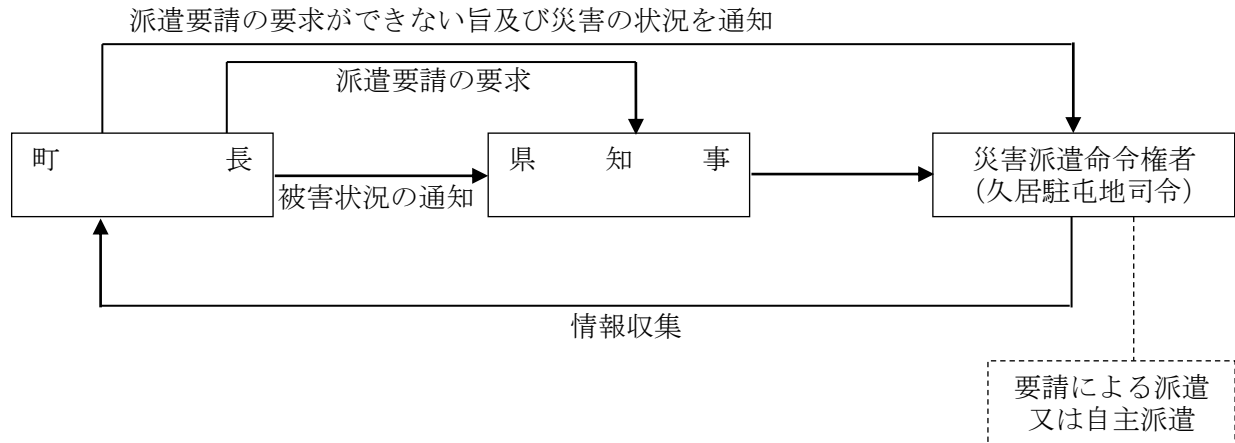
ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 2 災害派遣を必要とする場合は、知事に上記派遣要請を行うものとする。

緊急時派遣要請要求先電話番号

名称	電話番号
防災対策部	059-224-2189
陸上自衛隊久居駐屯地	059-255-3133

災害派遣の要請手続



資料編・陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図

・自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第4 災害時の緊急派遣

- 1 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊久居駐屯地司令又は明野駐屯地司令等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣）

この場合、町長は、陸上自衛隊久居駐屯地司令又は明野駐屯地司令等に直接災害の状況等を通知することができる。

- 2 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛上の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無に関わらず部隊等が派遣されることがある。

第5 派遣部隊の活動内容

- 1 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- 2 避難の援助（誘導、輸送）
- 3 遭難者等の搜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- 7 応急医務、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 救助物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去等

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ない。

- 1 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- 2 避難の措置・立入
- 3 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限禁止及び退去命令
- 4 民間の土地等の一時使用等
- 5 現場の被災工作物等の除去等
- 6 住民等を応急措置の業務に従事させること。

第7 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- 1 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- 2 作業計画及び資機材の準備
- 3 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- 4 住民の協力
- 5 派遣部隊の誘導

第8 連絡員の派遣

自衛隊は、災害時及び災害が発生するおそれがある場合、県又は町災対本部に連絡幹部を派遣し、県又は町災対本部との調整・連絡にあたらせるものとする。

第9 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

資料編・自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第10 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- 1 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- 3 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- 4 県・市・町が管理する有料道路の通行料
- 5 その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

第11 航空機による災害派遣とヘリポート（飛行場外離着陸場）の選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入のためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

1 航空機派遣要請及び受入準備

- (1) 派遣要請を行う場合は、第3「災害派遣要請の手続」によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県に連絡を行うこと。
- (2) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルの㊥印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

2 ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、日頃から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県にその概要（略図添付）を報告すること。

- (1) 面積を変更した場合
- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合、設定にあたっては次の事項に注意すること。

ア ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向って通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

イ 地面は堅固で傾斜9度以内であること。

ウ 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。また、離着に要する地積は資料編に示すとおりである。

エ 風の方向がわかるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は資料編のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。

オ 着陸地点には石灰等を用いて、㊥の記号を標示して着陸中心を示すこと。

カ 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

キ 大型車両等が進入できること。

ク 林野火災対策に使用する場合は、面積（100メートル×100メートル以上）、水利（100トン以上）を考慮すること。

ケ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

資料編・ヘリポートの設定基準

・臨時ヘリポート一覧

第5節 被害情報収集・連絡活動・広報体制の確保と運用

関係対策部等
各対策部共通

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

従って、町は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県災対本部に報告するものとする。

第2 関係機関からの情報収集

町災対本部は防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

関係機関との連絡方法

町 ↔ 県	県防災行政無線、電話、インターネットメール
町 ↔ 桑名市消防本部 長島木曽岬分署	県防災行政無線、電話、インターネットメール、消防無線
町 ↔ 桑 名 警 察 署	県防災行政無線、電話、インターネットメール
町 ↔ 消 防 団	町防災行政無線、電話、消防団ワークス、消防無線

第3 災害情報の収集

災害情報の収集については、定点カメラ、高所見張り員の配置、パトロールによる状況、参集者の途上の情報、駆け込み、加入電話での災害通報等により積極的な情報把握に努めるものとする。各部においてそれぞれ収集したもの及び外部より連絡通知を受けたものを総務部危機管理班において取りまとめる。

また、安否不明者及び行方不明者については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第4 収集報告を行う被害状況等の種類

- 1 災害発生が予想される箇所の状況
- 2 被害状況
- 3 災害応急対策実施状況
- 4 その他災害に関する各種の情報、資料等

第5 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策業務上極めて重要なものであるから、調査にあたる各課はあらかじめ報告責任者を定めておき、数字等の調整については責任をもって処理しなければならない。

なお、被害状況等の報告及び取りまとめ担当部・班は、次のとおりとする。

調査項目	担当部・班
人的被害（安否不明等含む）	民生部税務班
住家被害	民生部税務班
公共建物被害	会計部
教育施設被害	教育部
農水産及び農水産業施設被害	事業部産業班
公共土木施設被害	事業部建設班
水道被害	事業部建設班
商工関係被害	事業部産業班
医療施設被害	民生部住民班
福祉施設被害	民生部福祉班
火災被害	総務部危機管理班

第6 被害状況等の収集と報告

1 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき県にその状況等を報告するものとする。

2 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつものとする。

3 報告の要領

（1） 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

ア 概況即報

イ 災害即報

ウ 被害報告

（ア） 中間報告

（イ） 確定報告

（2） 報告の内容と時期

ア 概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式第1号に基づく内容とし、町から桑名地域防災総合事務所を経て、県災対本部災害対策統括部（災害即応・連携課）に報告する。なお、様式第1号の代替として被害即報送受信票も可とする。

特に、次の（ア）～（カ）に該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

（ア） 救助法の適用基準に合致するもの

（イ） 町又は県が災対本部を設置したもの

（ウ） 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害による被害が軽微であっても、今後(ア)～(エ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (カ) がけ崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤又は高潮等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地域防災総合事務所及び県災対本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（直接即報基準に該当するもの）については原則 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第一報を桑名地域防災総合事務所のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

消防庁への連絡先は次のとおりである。

区分 回線別		平日（9:30～17:45） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-7-048-500-90-49013	8-7-048-500-90-49102
	FAX	8-7-048-500-90-49033	8-7-048-500-90-49036

イ 災害即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害即報送受信票及び様式第 2 号に基づく内容とし、町から桑名地域防災総合事務所を経て、県災対本部災害対策統括部（災害即応・連携課）に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地域防災総合事務所及び県災対本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、災害救助法適用基準の 2 分の 1 に達したときは、上記の即報とは別に様式第 3 号による住家等被害状況即報を、桑名地域防災総合事務所を経由して県災対本部（第 1 救助班）に報告するものとする。

なお、報告にあたっては、桑名警察署及び木曽岬町警察官駐在所と密接に連絡をとるものとする。

ウ 被害報告

(ア) 中間報告

ア、イの即報の段階において、報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により桑名地域防災総合事務所に報告するものとする。

(イ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、中間報告の要領により法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告するものとする。

エ 被害報告の内容基準

被害報告の際の用語の解釈は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・被害報告の内容基準

第7 県知事への報告

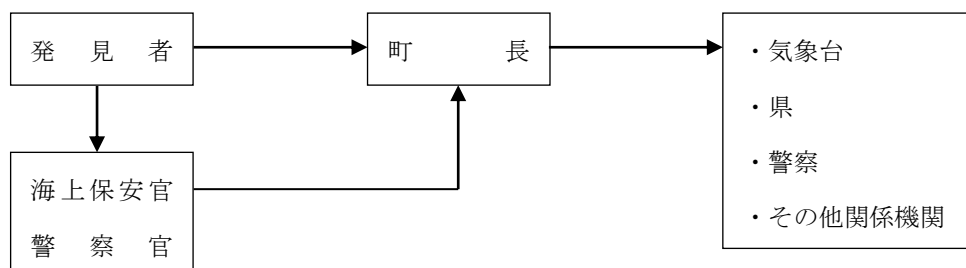
町災対本部で把握した被害情報等については、三重県地域防災計画に定めるところにより桑名地域防災総合事務所を経て県知事あてに報告するものとする。

第8 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- (1) 気象台
- (2) 県
- (3) 警察
- (4) その他関係機関

異常現象の通報系統



第9 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、町内のアマチュア無線クラブ、インターネットやパソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

様式第1号

〔災害概況即報〕

報告日時	
市町村名	
報告者	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式第2号

〔被害状況即報〕

都道府県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報告番号	災 害 名		そ	田	流 失 ・ 埋 没	ha		
	第 報				冠 水	ha		
	(月 日 時現在)			畑	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名			の	文 教 施 設		箇所		
		病 院		箇所				
		道 路		箇所				
		橋 り よ う		箇所				
		河 川		箇所				
		砂 防		箇所				
		清 掃 施 設		箇所				
		崖 く ず れ		箇所				
		鉄 道 不 通		箇所				
		被 害 船 舶		隻				
		水 道		戸				
		電 話		回線				
		電 気		戸				
		ガ ス		戸				
		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所				
住 家 被 害	全 壊	棟		他	り 災 世 帯 数		世帯	
		世帯			り 災 者 数		人	
		人						
	半 壊	棟			火災発生	建 物		件
		世帯				危 険 物		件
		人				そ の 他		件
	一 部 破 損	棟						
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟						
世帯								
人								
床 下 浸 水	棟							
	世帯							
	人							
非 住 家	公 共 建 物	棟						
	そ の 他	棟						

区 分		被 害	等 災 の 害 設 対 置 策 状 本 況 部	都 道 府 県			
公 立 教 育 施 設	千 円						
農 林 水 産 業 施 設	千 円						
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公共施設被害市町村数		団 体	市 町 村				
そ の 他	農 業 被 害	千 円					
	林 業 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
	適 災 用 害 市 町 村 助 名 法						
計	団 体						
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						

※被害額は省略することができるものとする。

様式第3号

被害状況調書

(年 月 日 時 分現在)

市町村名

人的被害	死		者	ア	人		
	行		方	不	明	イ	人
	負傷	重		傷	ウ	人	
		軽		傷	エ	人	
		小		計	オ	人	
計				カ	人		
住家被害	棟数	全壊、全焼及び流失		キ	棟		
		半壊及び半焼		ク	棟		
		一部破損		ケ	棟		
		床上浸水		コ	棟		
		床下浸水		サ	棟		
	世帯数及び人員	全壊、全焼及び流失		世帯	シ	世帯	
				人員	ス	人	
		半壊及び半焼		世帯	セ	世帯	
				人員	ソ	人	
		一部破損		世帯	タ	世帯	
				人員	チ	人	
		床上浸水		世帯	ツ	世帯	
				人員	テ	人	
	床下浸水		世帯	ト	世帯		
人員			ナ	人			
報告	発信	月 日 時 分			発信者		
	受信	月 日 時 分			受信者		

(注) 救助法によるもの

第6節 県内市町間応援・受援体制の整備

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

町は、県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。県は、三重県市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。

また、県内市町、消防組合との「三重県内消防相互応援協定」や「木曽岬町広域受援計画」に基づき対応を図るものとする。

第2 応援体制

1 各協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

町は、各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する場合、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

町は、応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保する。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

第3 受援体制

1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第7節 通信運用計画・通信機能の確保

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。

災害の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、町と県、町と他の市町や防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。

大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

第3 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

第4 通信手段の利用方法等

- 1 電話による通話
- (1) 災害時優先電話
- 災害時において、通話が規制された場合でも、あらかじめ登録された災害時優先電話については、優先的にNTT西日本の取扱いが受けられる。
- 本町において、登録済の番号は資料編に掲載のとおりである。
- (2) 非常通話
- 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に必要事項を内容とする通話は、全ての手動接続通話に優先して接続される。

(3) 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

資料編・災害時優先電話一覧

2 電報による通信

災害のための緊急を要する電報については、発信紙の余白に「非常」と朱書して、NTT西日本に差し出すものとする。

(1) 非常電報

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常電話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、全ての電報に優先して取り扱われる。

電報発信にあたって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

(※22時以降－翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・非常扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

(2) 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常電報の次順位として取り扱われる。

電報発信にあたって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

(※22時以降－翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

3 防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、防災行政無線により迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

4 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。

また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

5 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

なお、本町には次の無線局が設置されている。

免許人	無線局設置機関	局種	局名	出力 (W)
木 曾 岬 町	木 曾 岬 町 役 場	移	きそさき 1～9	2

6 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためN T Tが町に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

7 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県災対本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

第5 通信設備の応急復旧

1 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に県、町、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、中でも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

(3) 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

(4) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努める。

第 8 節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

関係対策部等
総務部
教育部
民生部
消防団

第 1 計画の方針

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等について定める。また、伊勢湾台風レベルの超大型台風等による高潮・洪水災害に対する広域避難については、避難先となる市町間の調整については、県の協力を得ながら円滑に調整を図るものとする。

また、「災害時における一時避難所としての使用に関する協定」に基づき対応を図るものとする。

第 2 自主避難の指導

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

第 3 町長の避難指示及び高齢者等避難に基づく避難

洪水・浸水及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、避難指示のほか、必要に応じて高齢者等避難を伝達し、適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性を踏まえて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、降雨等による二次的な水害等の危険性が高いと判断された箇所についても、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうよう、周知のため必要な措置を講ずるほか、河川の付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水のおそれがある場合についても同様の措置をとるものとする。

1 町長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立退きを指示するものとする。

この場合、町長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。（基本法第 60 条）

2 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立退きを指示するものとする。（水防法第29条）

水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。（水防法第29条）

3 高齢者等避難の内容

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を必要に応じて伝達する。

第4 避難指示、高齢者等避難の内容及びその周知

1 実施責任者

避難指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するものとする。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法	報告先
町長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	基本法第60条	知事
知事 (指示)	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	基本法第60条	
警察官 (指示)	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	基本法第61条	町長
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条	公安委員会
知事、その命を受けた職員若しくは町長 (指示)	洪水	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条	警察署長（町長が指示したとき）
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条	警察署長
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条	

2 避難指示

避難指示は、次の場合に行うものとする。避難指示等の発令判断基準については、以下のとおりとする。

(1) 洪水の場合

洪水については、洪水の危険度分布や木曽川水位情報等を参考情報として町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

木曽川（洪水）	
区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 指定河川洪水予報により、「木曽成戸」水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である8.70mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ③ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レベル4】	① 指定河川洪水予報により、「木曽成戸」水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.90mに到達したと発表された場合 ② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ③ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、 <u>立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</u> （立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	① 「木曽成戸」水位観測所の水位が、氾濫開始水位に到達した場合 ② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③ 堤防に決壊のおそれが高まった場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ⑤ 災害発生を確認した場合（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報【洪水】）

木曽川（洪水）	
区分	判断基準
避難指示等の解除	■以下の点を確認したうえで総合的に判断する。 ① 気象状況などから水位の下降が見られ、災害のおそれなくなっていること。 ② 現地調査等により、安全性が確認できたこと。

（２） 内水氾濫の場合

以下の状況及び、実際の降雨や雨域の変化の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

内水氾濫	
区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル３】	① 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨・洪水警報が発表されたとき。 ② 「洪水キキクル」（洪水警報の危険度分布）又は「浸水キキクル」（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で「警戒（赤）」になった場合
避難指示 【警戒レベル４】	① 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨・洪水警報が発表されたとき。 ② 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ③ 「洪水キキクル」（洪水警報の危険度分布）又は「浸水キキクル」（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で「非常に危険（薄い紫）」になった場合
緊急安全確保 【警戒レベル５】	① 大雨・洪水警報発表時又は記録的短時間大雨情報発表時で災害発生がひっ迫若しくは発生したとき ② 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 ③ 「洪水キキクル」（洪水警報の危険度分布）又は「浸水キキクル」（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で「極めて危険（濃い紫）」になった場合
避難指示等の解除	■以下の点を確認したうえで総合的に判断する。 ① 気象状況などから内水位が上昇するおそれなくなっていること。 ② 現地調査等により、安全性が確認できたこと。

(3) 高潮の場合

以下の状況及び、潮位の変化や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 高潮注意報（潮位 1.5m）が発表され、さらに潮位が 4.5mに達すると想定されるとき。（数時間先に高潮警報が発表される状況の時） ② 風向・風速などから、越波・越流の危険が高いと判断されるとき。 ③ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が木曽岬町にかかると予想されている、又は台風が木曽岬町に接近することが見込まれる場合 ④ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑤ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示 【警戒レベル4】	① 高潮警報（潮位 4.5m）が発表されたとき。 ② 高潮特別警報が発令されたとき。 ③ 高潮警報発表中に、防波堤、高潮施設等を越波・越流での広範囲な家屋の床下・床上浸水害が予想されるとき。 ④ 風向・風速などから、越波・越流の危険が高いと判断されるとき。 ⑤ 高潮により人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。 ⑥ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	① 高潮氾濫発生情報が発表された場合 ② 防波堤、高潮施設等に越波・越流が発生したとき。 ③ 防波堤、高潮施設等に損壊が発生したとき。 ④ 異常な越波・越流が発生したとき。 ⑤ 高潮氾濫が発生した場合
避難指示等の解除	■以下の全ての点を確認したうえで総合的に判断する。 ① 気象状況などからピークを過ぎたことが見込まれること ② 現地調査を行い、安全性が確認できたこと ③ 高潮警報が解除されたとき（浸水被害発生時は、浸水が解消した段階）

【広域避難について】

・別途「桑員地域広域避難タイムライン」、「桑員地域広域避難実施要領」に準ずる。

3 避難指示、高齢者等避難の伝達内容

避難指示、高齢者等避難の周知徹底のため、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

4 避難指示、高齢者等避難の伝達方法

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

(1) サイレンによる避難信号の発信

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分 5秒	1分 5秒	1分

(注) 信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

- (2) 防災行政無線（同報系）による放送の実施
- (3) 緊急速報メールによる広報
- (4) 消防車・広報車による町内巡回放送
- (5) 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

(6) 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

(7) 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

(8) 消防団員による個別訪問

(9) 自主防災会長、自治会長による各戸伝達

5 県に対する報告

町長等が避難指示を発令したときは、次の事項を記録するとともに、その旨を桑名地域防災総合事務所を通じ知事に報告するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込

6 防災関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

町内の避難所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に避難指示の内容を伝え協力を求める。

(3) 隣接市町への連絡

隣接市町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示を行うときは、その内容を直ちに関係市町へ連絡し協力を求める。

第5 避難指示等の解除

町長等は、〔警戒レベル4〕避難指示等又は〔警戒レベル5〕緊急安全確保の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

第6 避難方法

1 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先して行う。

また、要配慮者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

2 移送の方法

避難は徒歩を原則とするが、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によって行うものとする。

3 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は桑名地域防災総合事務所に、避難者移送の要請をするものとする。

また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、桑名警察署等に連絡して実施するものとする。

4 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

第7 避難所の開設及び運営・管理

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設するものとする。

1 収容者

住民が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者で、一時的に避難所に収容する必要のある者に対して行う。

2 設置の方法

- (1) 本町における避難所は、資料編に掲載のとおりである。

避難所は学校、公民館等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

- (2) 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。
- (3) 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

資料編・避難所一覧

3 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込

4 開設の期間

- (1) 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣との協議により期間延長を行うことができる。
- (2) 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなした後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。

5 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

6 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

第8 学校等における避難計画

こども園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、こども園は園長とする。

2 避難誘導の要領、措置

- (1) 実施責任者は、状況判断のうえ、こども園及び小・中学校の避難計画を基に実施する。
- (2) 実施責任者は、避難誘導の状況をこども園にあっては町長に、小・中学校にあっては教育長に報告する。
- (3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

3 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

- 4 実施責任者は、毎年1回以上避難訓練を実施するとともに、必要があるときは避難計画を修正する。

第9 要配慮者に対応する避難所の整備

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、町は、保健センター及び民間の協定締結先施設を要配慮者専用の福祉避難所として開設し、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て保護するものとする。

第9節 要配慮者対策

関係対策部等
総務部
民生部

第1 計画の方針

地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。

町及び県は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。

被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
また、「福祉避難所の開設及び運営に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第2 町が実施する対策

- 1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。
- 2 避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保
 - (1) 避難行動要支援者の避難行動支援
避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。
 - (2) 要配慮者の生活環境確保
被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。
- 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策
要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。
福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。
- 4 要配慮者の保健・福祉対策等
要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。
- 5 外国人支援
外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。
また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

第3 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取組

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるとともに、個別避難計画等を活用して、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」を整備・活用して、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

町から高齢者等避難が発令された場合、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、保護責任者は避難行動要支援者の支援を行う。避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第10節 消防救急活動

関係対策部等
総務部
消防本部
消防団

第 1 計画の方針

大規模災害が発生した場合には、建物等の倒壊、火災の同時多発、住宅密集地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町においては、消火活動はもとより、住民の避難時における安全確保、的確な救急・救助活動など、住民の生命・身体を保護を優先した活動を展開できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

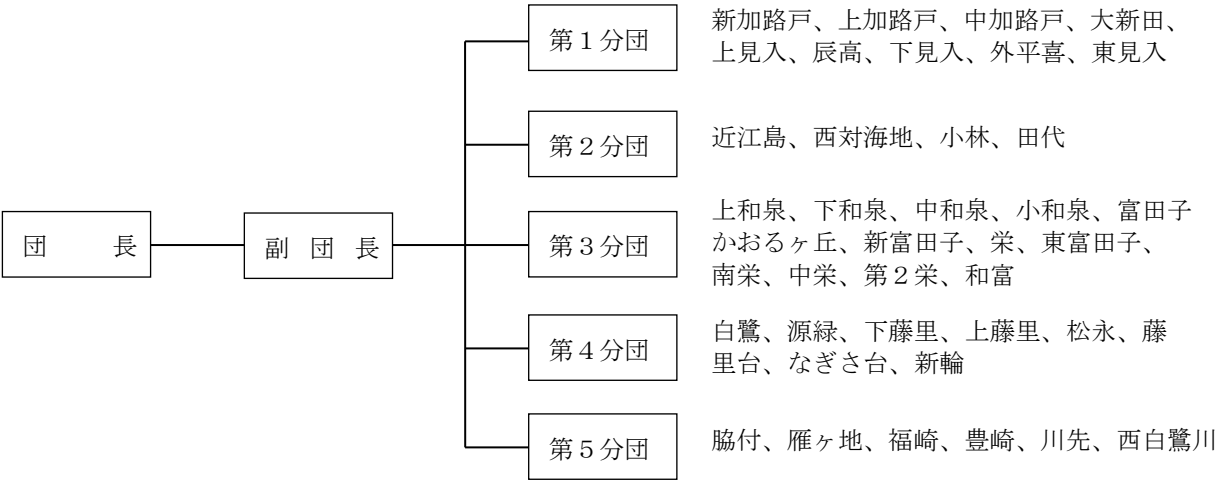
第 2 組織

1 桑名市消防本部

本町の消防体制は、救急業務を含めて桑名市へ消防事務委託を行っており、桑名市長島町に設置されている長島木曽岬分署が本町を管轄している。

2 木曽岬町消防団

木曽岬町消防団の組織及び担当区域は、次のとおりである。



第 3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月施行）」に基づき、住民の積極的な参加のもとに、地域防災力の充実強化を一層推進する。

1 消防団の強化等

地域防災力の強化は、町民、自主防災組織、消防団、行政、防災関係機関等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識に立ち、地域に密着し災害が発生した場合に即時に対応可能な消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、町は、以下の取組を進め消防団の強化推進を図る。

(1) 消防団への加入促進

消防団員を確保するにあたって、町民、行政も協力、援助するとともに、次世代を担う若者等に対して、理解と協力を要請する。

また、少子高齢化やサービス事業者の増大等の社会環境の変化を踏まえ、初期消火限定、予防活動限定、活動地域の限定等、その役割を特化した機能別消防団員制度の導入や、予防消防に力を発揮する女性団員の加入、経験を積んだ高齢者のマンパワーを活用するための年齢制限の撤廃等の導入を積極的に検討し、組織の拡充を図るものとする。

(2) 公務員の消防団入団の促進

公務員が消防団員として活動することは、地域防災の推進を図るうえで地域住民から理解を得られやすくなるとともに、職員にとっても消防防災行政への一層の理解と公務員としての自覚促進につながるため、町は、新規採用職員を中心とした若手職員への積極的な入団促進に努めるものとする。

(3) 事業者への協力要請

円滑な消防団活動を行うためには事業者の消防団活動に対する理解と協力が必要不可欠となっていることから、町は、事業者への積極的な働きかけを行うものとする。

(4) 消防団協力事業所表示制度の運用

事業者の理解なしでは消防団活動が成り立たない現状において、事業者の消防団活動への理解と協力を得ることが重要であることから、町は、消防団活動に協力的な事業所を顕彰するため、消防団協力事業所表示制度の運用を図るものとする。

(5) 消防団員の処遇改善

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には地方自治法上報酬を支払うこととされており、その報酬及び出動手当については消防組織法に基づき、町の条例で規定している。町は、近隣市町の状況を考慮のうえ、消防団員の処遇改善を図るものとする。

2 地域における防災体制の強化

(1) 消防団と連携した地域リーダーの養成

大規模災害が発生した場合は、消防、自衛隊、警察等による救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や要配慮者の避難誘導等の役割が期待されており、これらの活動を行うため、町においては、教育訓練を受けた消防団（消防団員）と連携して、日頃の防災教育、防災訓練に加え、地域の防災リーダー養成のための取組を推進する。

(2) 自主防災組織等に対する資機材等の援助

町は、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取り組むものとする。

3 消防機器の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防ポンプ自動車、四輪駆動普通積載車、四輪駆動軽積載車、小型動力ポンプ、その他消防機器の整備・更新を検討する。なお、整備にあたっては整備年次表等に基づき、より強靱な設備体制の確立を目指すこととする。各機器の更新年限は原則として次のとおりとする。

- (1) 消防ポンプ自動車 …概ね20年
- (2) 四輪駆動普通積載車…概ね20年
- (3) 四輪駆動軽積載車 …概ね20年
- (4) 小型動力ポンプ …概ね20年

4 消防施設の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防施設の改築及び増築、無線施設の拡充等を行うものとする。なお、整備にあたっては原則として整備年次表等に基づき行うこととするが、その運用にあたっては、年次的に整備検討を加えるものとする。

5 消防水利の整備

消防力の強化を図ることを主眼に、消防水利の基準に基づき、消火栓（地上式・地下式）、防火水槽（原則として40t級）、地域水利、プール、自然水利等の機能維持及び新設を重点的に行い、有事の際に有効利用が図られるよう日頃の点検にも配慮する。なお、整備にあたっては、地域の要望等を考慮し、年次的に整備検討を加えるものとする。

6 団員の教育

消防活動に必要な知識及び技術を備えた消防団員を養成するため、県等の行う教育訓練を受講させるほか、団においても随時訓練を行う。

- (1) 消防学校入校（幹部・訓練指導員・ラッパ隊員等）
- (2) 校外教育訓練（班長クラス）
- (3) 幹部・新入団員訓練（部長・副部長及び新入団員）
- (4) ポンプ操法訓練等
- (5) 中継放水訓練
- (6) 春季・秋季検閲及び出初式の実施

第4 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

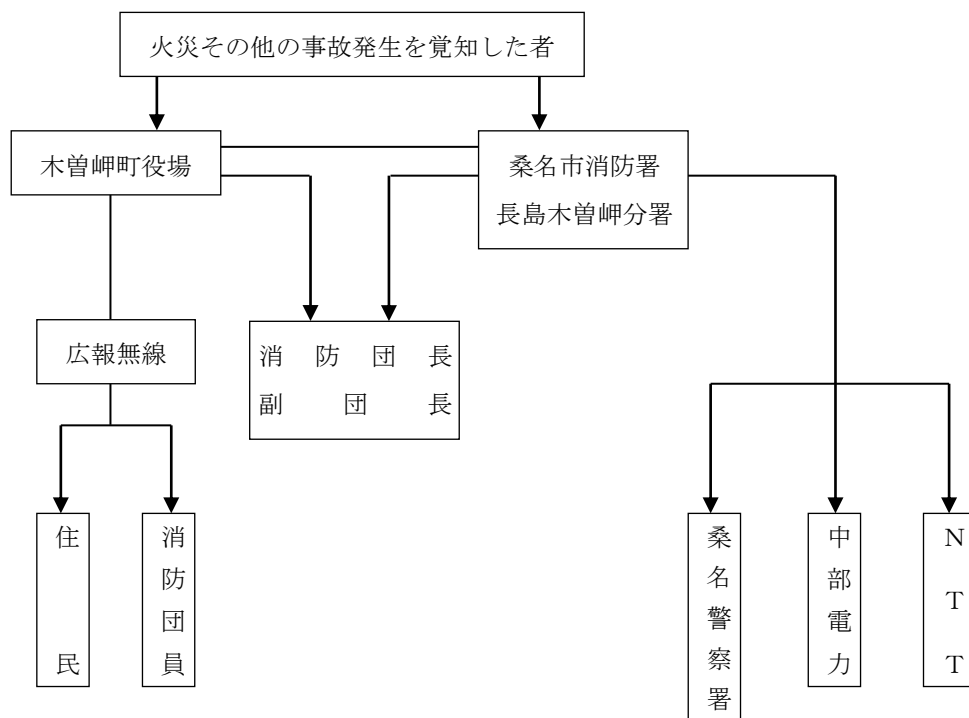
消防団長及び副団長は町災対本部に、団員は各分団消防格納庫に集結するものとする。

3 招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、メール、防災行政無線（同報系）の利用、サイレン等迅速な方法をもって行う。

連絡系統は、次によるものを原則とする。



第5 消防活動の実施及び応援・受援

町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、町が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

1 消火活動の実施

町は消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

2 火災出動は、第1出動、第2出動、第3出動とし、その出動は、木曽岬町火災出動規定によるものとし、次のとおりとする。

出動	火災の状態	出動分団	消防署
第1出動	・三重北消防指令センター又は長島木曽岬分署並びに住民から直接通報があったとき。	・地元分団及び隣接分団 (他分団は自宅で待機)	・消防車4台 ・指揮車1台 ・救急車1台
第2出動	・火災が拡大するおそれのあるとき、又はその旨三重北消防指令センター又は分署から通報があったとき。	・全分団	・消防車6台 ・指揮車2台 ・救急車1台 (追加出動)
第3出動	・大火災又は特殊災害と予想される状況を呈しているとき、又はその旨三重北消防指令センター又は分署から通報があったとき。	・全分団	・全車 ・特命出動では梯子車、化学車
(注) 上記の規定は、車両火災、枯草火災、その他の火災（電柱や屋外の工作物等）についても適用する。			

3 町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

(1) 町は、桑名地域2市2町において「危機発生時の相互応援に関する協定」を締結しており、火災発生時には、協定に基づき応援を要請する。

(2) 町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

4 町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

5 町は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

6 火災警報の発表

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

第6 初期消火体制の確立

1 初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、自主防災組織と連携した初期消火体制の確立を図る。

2 自主防災組織ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

第7 消防水利の整備

- 1 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、災害発生時の水利の確保を図る。
- 2 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水利はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

資料編・消防水利の現況

第8 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

第9 資機材の調達・配備

大規模災害が発生した場合においては、消火活動に必要な資機材の緊急点検を実施する。なお、不足する場合は、応援協定により関係機関へ緊急要請し、緊急配備に備えるものとする。

第11節 救助活動

関係対策部等
各対策部共通

第 1 計画の方針

被災者の救出は、原則として町災対本部において実施するものとするが、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ、特殊技術器具等を必要とする場合もあって町独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察及び隣接市町等と緊密な連絡を取り、万全を期するものとする。

第 2 救助活動

町は、消防機関及び消防団等町の保有する全ての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

1 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

- (1) 火災時に火中にとり残された場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合等

2 応援要請

町は、町の救助力が不足すると判断した場合は、県に対して隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。

また、近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

3 資機材の調達等

大規模災害が発生した場合においては、救急救助に必要な資機材の緊急点検を実施し、緊急配備に備えるものとする。

また、町のみでは不足する場合等、必要に応じて民間からの協力により調達する等、効率的に資機材を調達配備し、救助活動を実施する。

第 3 活動拠点の確保

町は、県と連携して警察、消防、自衛隊等の応援部隊やその他の救助活動に必要な施設、空地等を確保する。

第4 救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(注)「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については「遺体搜索」として行う。

2 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 救出機関

災害発生の日から3日以内とする。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 医療・救護活動

関係対策部等
民生部

第1 計画の方針

災害により、傷病者が多数発生したとき、又は医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときにおいては、医療、救護活動を迅速かつ的確に行い、あわせて事故処理方策を強化して、被災者の救護に万全を期するものとする。

第2 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行うものとする。

第3 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

第4 医療・救助活動

1 救護班の編成

(1) 町の体制

災害が発生した場合は、被災地における医療・助産を確保するため、町内医療機関及び桑名医師会の協力を得て救護班を編成し、必要に応じて出動するものとする。
救護班は、医師、保健師、看護師、事務職員等で編成する。

(2) 県等の体制

被災地の現地において、医療の必要のあるときは、災害拠点病院、県医師会、県病院協会、郡市医師会、県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、国立病院、大学病院等の協力を得て編成された医療救護班を派遣し行う。

医療救護班の編成基準

医師	1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師	2～5名
事務職員等	1～2名

※ 災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また専門分野（医師、助産師、薬剤師等）を加えることとする。

2 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

(1) 医療救護班等の派遣による方法

被災地の現地において、医療の必要があるときは、町長は、それぞれ必要な救護班を派遣して行う。
なお、この場合救護班は必要に応じて医療施設を利用して実施するものとし、あらかじめ施設所有者（管理者）と協議を行っておく。

ア 救護所

(ア) 設置時期

災害発生直後数日間

(イ) 設置者

町等

(ウ) 設置場所

町があらかじめ選定した候補地の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

(エ) 役割

- a 医療のトリアージ
- b 応急措置
- c 周辺医療機関への搬送指示
- d 遺体の一次収容
- e 遺体の検視・検案に対する協力

(オ) 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ（医療トリアージ）は、医師により行い、「保留群（緑）」、「準救急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の4分類とする。

イ 避難所救護センターの場合

(ア) 設置機関

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、医師会と行政（県災対本部、県地方部、町災対本部）とが協議して決定する。

(イ) 設置場所

避難所内又は周辺

(ウ) 設置者

町等

(エ) 役割

- a 避難者の健康管理等の長期的ケア（内科、健康診断等）
- b その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為

(2) 医療機関による方法

実施責任者は、救護所の設置若しくは救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱いに準じて実施する。

(3) 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

実施責任者は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

(4) 災害拠点病院による実施

実施責任者は、被災地が広範囲にわたる場合若しくは地域の救急病院等の医療機関を支援する必要がある場合には、災害拠点病院を活用して実施する。

(5) 患者搬送及び収容の実施

実施責任者は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等については、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとするが、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

(6) 救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

(7) 医療は、緊急を要する者から行い、必要に応じて、町有車両、タクシー等にて他医療機関への移送を行う。ただし、早急に医療を施さなければならない場合は、県に防災ヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターの出動を要請するものとする。

(8) 避難所において検診等医療を必要とする場合は、県、日赤県支部等の協力を得て、巡回診療を行うものとする。

3 応援の要請

町長は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、桑名地域防災総合事務所を通じて桑名保健所に医療救護班、三重DMA Tの派遣要請を行い実施する。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

(1) 要請を受けた桑名保健所長は、関係の各医療救護班等の派遣を行い応急措置をするものとする。

(2) (1)による救護活動が困難なときは、桑名保健所長は、医療救護班等の派遣要請を行う。

4 こころのケア

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2) 高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすの手配等の福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

(3) 県は被災者のこころのケアについて、こころの健康センターを中核とし、保健所と町が連携し、必要な箇所で被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ、精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士からなる災害時派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣し救護活動を行うので、町もこれに協力する。

5 医療情報の収集

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、伝達するよう努める。

6 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現場に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第4章15節 緊急輸送機能の確保」により応急的に措置するものとする。

また、町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

7 医薬品等資材の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品・衛生材料等は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、薬店から調達するものとする。ただし、町内で調達不可能な場合は、必要に応じて桑名保健所への協力を要請するものとする。

8 救助法が適用になった場合

(1) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施するものとする。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにも関わらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者

(2) 医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、概ね次のとおりとする。

ア 医療の範囲

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿及びガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 期間

(ア) 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。

(イ) 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。

(3) 費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、救護班以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、災害救助法施行令第 11 条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

(ア) 町の支弁

町長が対策を実施する責務を有する災害については、町が負担するものとする。

(イ) 県の支弁

救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

(ウ) 会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

(4) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また障がい者となったときは、基本法第 84 条第 2 項等又は救助法第 29 条の規定に基づき、(3)エ「費用の支弁区分」に定めるところにより、町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれによって損害を補償するものとする。

資料編・医療機関一覧

・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第13節 交通応急対策

関係対策部等
総務部 事業部

第1 計画の方針

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

第2 実施責任者

1 町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、桑名警察署と協力して交通規制を実施する。

2 交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車 以外の車両	基本法第76条第1項
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので適用期間の短いものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

第3 実施方法

1 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- (1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、事業部建設班を中心に道路交通調査班を編成し、調査するものとする。
- (3) 道路交通調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとする。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

3 交通規制

- (1) 桑名警察署は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステムや(社)三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の損壊状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路交通障害状況の情報を収集する。

また、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集する。

さらに、道路管理者に対して、道路交通障害状況等を通報する等、相互の情報交換を実施する。

- (2) 道路管理者、公安委員会、桑名警察署は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (3) 道路管理者又は桑名警察署は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

(4) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等（基本法第76条に基づく交通規制を行う場合）

- (ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれがある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。
- (イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 災害派遣部隊の自衛官の措置

自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、上記アの措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに桑名警察署長に通知しなければならない。

ウ 消防吏員の措置

消防用緊急通行車両の通行の障害の除去については、上記イに同じ。

(5) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

第4 緊急通行車両の申請

1 事前届出制度

- (1) 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両の内必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。
- (2) 事前届出についての事務は、桑名警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。

2 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- (1) 確認の申し出
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
- (2) 標章及び証明書の交付
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申し出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章及び証明書が交付される。
- (3) 緊急通行車両の確認事務については、警察本部交通規制課、桑名警察署及び災害時に設置される交通検問所において行う。

資料編・緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両の標章

第5 海上交通規制及び海上交通の確保

海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

- 1 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止又は制限する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。
- 4 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第14節 障害物除去活動

関係対策部等
事業部

第 1 計画の方針

がけ崩れ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木及び被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。

また、「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第 2 実施責任者

- 1 障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行う。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第 3 障害物除去の対象

緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

- 災害時における障害物の対象は、概ね次のとおりとする。
- 1 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - 2 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - 3 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 4 実施方法

障害物の除去は、事業部建設班が担当し、建設業者にこれを請負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

第 5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積又は保管するものとする。また、町災害廃棄物処理計画と調整のうえ実施するものとする。

- 1 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- 2 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

第6 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は、次によるものとする。

1 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- (1) 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- (2) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (3) 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

2 方法

当面の生活が可能となるように応急的に行う。（現状回復を目的とするものではない。）

3 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおり

4 期間

災害発生の日から10日以内

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第15節 緊急輸送機能の確保

関係対策部等
会計部

第 1 計画の方針

大規模な災害の発生により、家屋の倒壊及び火災等が広範な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じた場合には、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、発災直後においては、車両、燃料等を緊急点検し、緊急配備に備えるものとし、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

また、「災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定」に基づき対応を図るものとする。

第 2 実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は会計部が行う。

また、町で対処できないときは、桑名地域防災総合事務所に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

第 3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- 2 ヘリコプター等による輸送
- 3 賃金職員等による輸送

第 4 輸送の対象

- 1 第 1 段階
 - (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - (3) 災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
 - (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資
- 2 第 2 段階
 - (1) 第 1 段階の続行
 - (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - (3) 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
 - (4) 輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

3 第3段階

- (1) 第2段階の続行
- (2) 災害復旧に要する人員及び物資
- (3) 生活必需品

第5 輸送車両等の確保

1 車両確保の順序

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- (1) 応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共的団体の車両等
- (3) 自動車運送事業用車両等
- (4) その他の自家用車両等

2 輸送力の確保

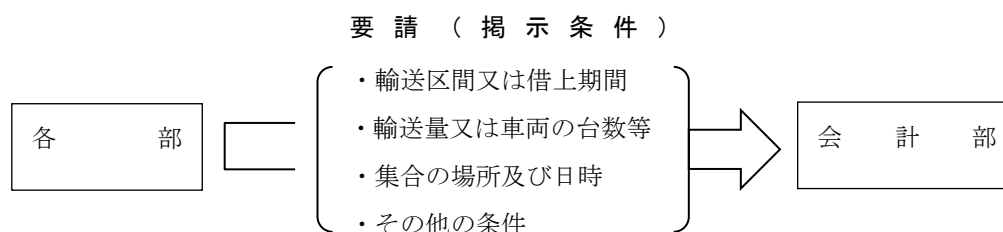
輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

(1) 自動車による輸送

ア 町有車両

各部は、必要な車両を会計部に要請する。

会計部は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。



イ その他の車両

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、会計部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

(2) 船舶による輸送

町は、漁業組合との連絡をとり、必要な船舶を借り上げるものとする。

また、必要に応じて自衛隊、海上保安庁に対する海上輸送の出動要請を県に依頼する。

(3) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、総務部は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、自衛隊の応援を要請するものとする。

(4) 賃金職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送を図るものとする。

第6 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

第7 緊急輸送道路の確保

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急復旧対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、緊急輸送道路の確保を図る。

1 道路啓開の実施

緊急輸送道路が障害物等により安全に通行できない場合は、道路管理者と連携し、優先的に道路啓開を実施する。

2 災害時における車両の移動

緊急輸送道路において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

3 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、道路管理者と連携し、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

第8 燃料の確保

町災対本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、業者の把握を行い、必要により協定等の締結を図る。

第9 桑名警察署との連携

町災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できるようにするため、桑名警察署と連携を密にするとともに、必要により防災行政無線等を携帯した専用連絡員の派遣を検討するなど、防災関係機関と一体となった対策の実施に努める。

第10 応援の要請等

町は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県災害対策本部へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

第11 救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

1 範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給

- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第16節 県防災ヘリコプター活用計画

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

町域内において、災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

また、県内29市町、3消防組合及び県との「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき対応を図るものとする。

第2 対策

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無に関わらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

2 防災ヘリコプターの応援要請

町長は、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長及び桑名市消防本部消防長は応援を要請するものとする。

- ア 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町及び桑名市消防本部の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急応援要請要求連絡先

県防災対策部 消防・保安課 防災航空班（県防災航空隊）
TEL059-235-2555
FAX059-235-2557

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

資料編・県防災ヘリコプター緊急運航要請書

4 要請後の受入体制

町は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行うものとする。

- (1) 町の連絡責任者の決定
- (2) ヘリポートの確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

第17節 公共施設・ライフライン施設応急対策

関係対策部等
総務部
事業部
消防団

第1 計画の方針

大規模災害発生時には、交通施設、道路、河川、砂防等の公共土木施設、電気、電話、上下水道等のライフライン施設等は、災害により被害を受け、これが大きな混乱の原因となり、また、応急対策上の障害を招くこととなる。

このため、災害発生直後においては、これら防災活動の拠点となる公共施設、ライフライン施設の関係機関は、施設の機能を維持するために必要な応急復旧体制を緊急に整備する。また、相互に連絡を深め、緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握することで、二次災害を防止するものとする。

また、北勢水道事務所との「緊急用応急給水施設に関する協定書」及び県内市町との「三重県水道災害広域応援協定」、桑員市町との「桑員地区水道災害応援協定」、三重県桑名LPGガス協議会との「災害時におけるLPGガス等の調達に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第2 対策

1 公共土木施設等

(1) 道路、橋梁

ア 緊急道路の確保に引き続き、住民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、桑名警察署、桑名市消防本部及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

(2) 河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。また、災害が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

(3) 下水道施設

発災後、町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、町は住民に対し、下水排除の制限を行う。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

なお、町独自では対応できない下水道被害が発生した場合は、「三重県市町災害時応援協定」に基づく「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール」により、県及び関係市町に応援を要請するものとする。

2 水道

(1) 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

ア 被害状況の把握等

発災後、町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

イ 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

(2) 施設の応急対策活動

ア 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

イ 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

ウ 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

(4) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

(5) 町の水道事業

ア 町の水道事業の復旧にあたっては、復旧計画を策定し、速やかに実施するものとする。

自ら実施が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック、県等に応援要請を行うものとする。

イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。

ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

エ 給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動により、その場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況及び復旧見込等についても知らせるとともに、需要家の水道に関する不安解消に努める。

(6) 応援協定に基づく応急復旧活動

ア 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- (ア) ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- (イ) ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- (ウ) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- (エ) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- (オ) ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

3 バス

災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして、輸送の確保を図る。

(1) 災害発生時の組織対応

災対本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急・復旧にあたる。

(2) 運転基準

ア 乗務員は、災害が発生したときは、直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努める。

イ 前項の処置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線・有線を使って、速やかに運行管理者に連絡・報告し、以降の指示を受ける。

(3) 旅客への広報・避難誘導

ア 乗務員は被災状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

イ 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

4 電気（中部電力株式会社）

(1) 災害防止対策

ア 日常における対策

(ア) 災害防止に必要な電力供給施設の強化を図るとともに必要に応じ施設の点検・巡視を実施する。

(イ) 車両等を整備・確保して応急出動に備え、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保を図る。

(ウ) 通信設備・機器の整備や通信形態による多重化等、情報収集・伝達ルートの確保を図る。

(エ) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

イ 災害のおそれがある時の対策

(ア) 必要な要員を確保する。

(イ) 必要に応じ施設の巡視・点検を実施するとともに、仕掛かり中の工事の応急安全措置等の予防措置をとる。

(ウ) 広報車及び報道機関を通じて、電気に関する注意事項の広報活動を行う。

(エ) 関係会社、他支店及び各電力会社と連携を取り、電力融通、要員・資機材等の協力・応援体制を確認する。

(2) 早期復旧対策

ア 災対本部の設置

非常災対本部を設置して、電力復旧のための的確な処置を行う。

イ 要員・資機材の確保

復旧活動及び支援活動に必要な要員・資機材の確保を行う。災害規模により、関係会社、他支店及び各電力会社に要員の応援、資機材の融通を要請する。

ウ 情報連絡ルートの確保

通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

エ 復旧活動

(ア) 災害規模によってはヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給施設の巡視・点検を行い、被害状況の把握を行う。

(イ) 被害を受けた電力設備の重要度を勘案し、保安上支障のない限り、仮復旧及び他ルートからの送電、また発電機車等の活用で、順次送電区域を拡大する復旧計画を立案する。

(ウ) 復旧作業にあたってはお客様の安全を第一に、送電予定区域内の安全確認を徹底しながら復旧作業を実施し、早期復旧を目指す。

(エ) 断線、倒壊した高圧線等の電力供給施設による公衆への危険防止については、速やかに適切な措置を講じるが、緊急かつ機動力を要する場合は、県警察、自衛隊の出動を要請するものとする。

オ 広報活動

(ア) 広報車及び報道機関等を通じて、被災状況、二次災害の防止、復旧見込等の広報活動を行う。

(イ) 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は県災対本部に連絡要員を派遣する。

5 ガス

(1) 都市ガス

ア 東邦ガスの概要

本町の町域の一部に、東邦ガス株式会社により都市ガスが供給されている。その概要は次のとおりである。

(ア) 営業所及び工場

名称	所在地	電話
西部支社員弁サービスセンター	員弁郡東員町笹尾東4-1-4	0594 (76) 0434
四 日 市 工 場	四日市市霞1-22の5	059 (364) 4566

(イ) ガス施設の状況

工場名	ガス発生設備		原料処理能力	ガス製造能力	ガスホルダー		原料ガス貯蔵能力	
	種類	基数			種類	基数	貯蔵量	基数
四日市 工場	液化天然ガス発生設備	3基	480t/日×2基 960t/日×1基	2,296,000m ³ /N日 (46.04655MJ/m ³ N)	-	なし	LNG80,000kl	1基
	液化石油ガス発生設備	3基	72t/日×3基	231,000m ³ /N日 (46.04655MJ/m ³ N)			LPG 100t	2基
							150t	1基
計		6基						4基

イ 応急対策

県内の他のガス事業者の災害対策計画を参考に掲げるので、これにより防災体制の確立を図るものとする。

(ア) 非常体制

平常時は、お客様からの通報受付は宿日直による24時間体制で対応している。また、製造設備の運転管理は4組3交替制をとっているが、非常時には災害対策計画に基づき速やかに非常体制を確立する。

a 警戒体制

警戒体制としてその状況により、第1次警戒体制・第2次警戒体制・第3次警戒体制をとる。

b 復旧体制

復旧体制としてその状況により、第1次復旧体制・第2次復旧体制・第3次復旧体制をとる。

(イ) 災害時における緊急措置

a 情報収集

ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、ガス設備の被害情報を把握する。

(a) 災害情報

(b) ガス製造所の設備の状況及び送出量の変動

(c) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、又は主要整圧器等の圧力の変動

(d) ガス漏えい通報の受付状況

(e) 事業所建屋及び周辺家屋の被害状況

(f) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス設備の被害状況

(g) 一般情報

① 気象情報・震度情報

② 一般被害情報

テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びに電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設の被害情報

③ 対外対応状況

県・市町災対本部及び警察・消防並びに関係官公署・関係機関からの情報

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

注）災害発生直後の情報は、前項の（a）～（c）を主情報とするが、逐次（d）～（g）の情報が得られるので初期情報を修正しながら対策をたてるものとする。

b 緊急巡回点検実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

c ガス供給停止の判断

設備の巡回点検やガス漏えい通報等により、発見された漏えい状況が緊急対応能力を超えるおそれのある場合は、ガスによる二次災害を防止するため、被害の大きいと想定される緊急措置ブロックのガス供給停止を行う。

d 緊急連絡体制

被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や応援要請に関係機関に行う。

(ウ) 保安全管理

供給継続地区のお客様からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講ずる。

(エ) 広報

被害が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施する。

(2) LPガス

LPガス販売事業者は、災害によりLPガス機器等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。

ア 緊急対策

(ア) LPガス使用需要家よりガス漏えい等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器のバルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。

(イ) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。

(ウ) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

イ 中期対策

(ア) 危険箇所からの容器の引上げ

(イ) 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給

(ウ) 避難所への生活の用に供するLPガスの供給

(エ) 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

6 電話

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 応急措置

(ア) 交換所

高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

(イ) トラヒックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化

- a 対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要によりトラヒック規制措置等を実施する。

また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

- b 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握、停電状況の把握等、その影響度合を確認するものとする。

c 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認するものとする。

イ 応急対策

(ア) 緊急復旧（初動体制）

災害発生から直ちに実施するものであり、災害用機器及び線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

a 対策

- (a) 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- (b) テレビ、放送回線の救済
- (c) 局前公衆電話の設置及び長期避難場所への特設公衆電話設置

b 復旧方法

- (a) 移動無線機、ポータブル衛星等の活用
- (b) 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- (c) 重点市街伝送路のマイクロ方式による救済
- (d) 自家発電及び移動電源車の活用

(イ) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

a 対策

- (a) 重要加入者及び重要専用線の救済
- (b) ボックス公衆電話の復旧
- (c) 孤立地域（村落）の通信途絶の解消

b 復旧方法

- (a) 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- (b) 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(ウ) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

(2) 移動通信事業者

ア 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海の応急措置

(ア) 対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要によりトラヒック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

(イ) 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

イ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海の応急復旧

災害によって故障となった設備を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

(ア) 移動電気通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する。

(イ) 設備の重要度に合わせて段階的に実施する。

7 道路、橋梁にかかる応急復旧活動

(1) 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や町民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮したうえで、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施したうえで、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

8 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

第18節 住民への広聴・広報活動

関係対策部等
総務部

第 1 計画の方針

町及び防災関係機関は、災害時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務について被災者等への広報活動を行うものとする。

第 2 実施責任者

災害時の広報活動は、総務部総務班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に防災関係機関への通報に努め、事後総務部総務班に報告する。

第 3 広報の手段

町は、住民に対し、迅速、的確に情報を伝達するとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を努めるものとする。

防災行政無線、広報車、電話等を通じて迅速に報道するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等の情報伝達を行うものとする。

対 象 機 関	方 法
報道機関	口頭、文書、電話、F A X
各防災関係機関	電話、F A X、広報車、連絡員の派遣
一般住民、被災者	防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、配信メール、広報車、広報紙
庁内各課	庁内放送、庁内電話、口頭、配信メール
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

第 4 被害情報等の収集と報告

1 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

2 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にあるときは、直接消防庁へ報告する。

3 安否不明者及び行方不明者の安否情報収集

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行う。

4 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

第5 住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確な情報の提供に努める。

1 情報提供内容

被災者等への情報提供内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況（被害状況）
- (2) 気象予報、警報に関する情報
- (3) 災対本部に関する情報
- (4) 救助・救出に関する情報
- (5) 避難に関する情報
- (6) 二次災害の危険性に関する情報
- (7) 主要道路情報
- (8) 公共交通機関の状況
- (9) 電気、水道等ライフライン施設の復旧状況
- (10) 医療救護所、医療機関等の開設状況
- (11) 給食、給水実施状況
- (12) 衣料、生活必需品等供給状況
- (13) 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (14) 被災者の安否に関する情報
- (15) 防疫・衛生に関する情報
- (16) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- (17) ボランティア及び支援に関する情報
- (18) 住宅に関する情報
- (19) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）
- (20) 公衆浴場の情報
- (21) 住民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

町長が報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

2 情報提供手段

災害時に有効な情報提供手段としては次のようなものがある。

伝達手段	種別	特色
広報車	㊟㊱	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊟㊱	
掲示板	㊱㊲	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	㊱㊲	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折込み	㊱㊲	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
パソコン通信 インターネット	㊟㊱㊲	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

㊟被害状況 ㊱生活情報 ㊲安否情報

第6 要配慮者への対応

視聴覚障がい者や外国人等の情報の入手に困難をきたす要配慮者（いわゆる情報弱者）については、ボランティア等の支援を得て、適切な情報提供に配慮する。

第7 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

第8 放送の利用

基本法第55条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、日本放送協会・放送局に対して放送の要請を行う。

町長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

第9 報道機関への情報の発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、総務部総務班は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力するものとする。

第10 住民に対する広報

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意するものとする。

第 11 災害資料及び情報の収集

- 1 収集した災害情報を記録、整理するため、総務部危機管理班に記録係を置くものとする。
- 2 各部長は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行う。また、防災関係各機関は、災害写真等の資料を収集したときは、その内容を速やかに記録係に連絡するものとする。
- 3 必要に応じ、PR用として「災害写真」「災害壁新聞」「災害映画」を作成する。

第 12 広聴活動

- 1 広報車による広報活動と同時に、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置し、地域における広聴活動を強化する。
- 2 災害について、住民から要望事項を聴取した職員及び関係機関は、速やかに総務部総務班又は防災関係機関に連絡するものとする。

第5章 被災者支援対策

第1節 災害対策本部の継続・廃止

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、町災対本部の設置を継続する。

また、町災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第2 町災対本部の継続・廃止

1 町災対本部の継続

「2 町災対本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、町災対本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努める。

2 町災対本部の廃止

町災対本部は、所管区域に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したときに廃止する。

第2節 県・他市町等からの応援受入

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

国に対する要請、及び各協定等に基づく応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に展開・配分する。

第2 各協定等に基づく応援要請

町は、被災した場合、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

第3 連絡要員の受入

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

第4 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

第5 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。

また、要請内容に沿って活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

第3節 国への災害対策要員の派遣要請等

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2 国への職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

- 1 国の職員の派遣要請
- 指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。
- 2 国の職員の派遣あつせんの求め
- 指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

第3 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

第4節 災害救助法の適用

関係対策部等
民生部

第1 計画の方針

暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害によって、多大の人的、物的被害が発生した場合、救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行うものとする。

第2 適用手続

- 1 町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込であるときは、町は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- 2 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その必要があると認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第3 救助法適用の要件

- 1 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- 2 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- 3 原則として同一の原因による災害であること。

第4 救助法が適用になった場合

1 救助法の適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるとき、救助法が適用される。

- (1) 住家の滅失した世帯の数が、次の世帯数以上に達したとき。

人口	被害世帯数
5,000人以上 15,000人未満	40世帯

- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しない場合でも、県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上で、しかも本町の区域内の被害世帯数が(1)の世帯数の2分の1以上に達したとき。

人口	被害世帯数
5,000人以上 15,000人未満	20世帯

- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下の住家滅失世帯数が7,000世帯に達した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき。

- (4) 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

【注】住家滅失世帯数の算定基準

- ① 全壊（焼）、流失世帯は、1世帯とする。
- ② 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ③ 床上浸水、土砂のたい積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

2 救助法の適用手続

- (1) 町長は、本町における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込であるときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

3 救助の程度、方法及び期間等

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第5 救助の種類と実施権限の委任

1 救助法による救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 2 1のうち(1)（応急仮設住宅を除く。）、(2)、(5)、(8)、(9)、(10)に掲げる救助の実施については、あらかじめ町長に委任されており、これによって委任を受けた町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

- 3 1の(7)にいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例による支給や貸付が実施されている。

第6 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- 1 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- 2 国庫負担：1の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

第5節 避難所運営対策

関係対策部等
民生部

第1 計画の方針

県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して町の避難所の開設・運営を支援する。

第2 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

第3 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。

第4 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

第5 避難所の運営

- 避難所の運営及び管理にあたっては、特に次の点に留意して、適切な運営及び管理を行う。
- 1 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
 - 2 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - 3 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
 - 4 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
 - 5 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等をあつせんする等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

- 6 町は、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営において、避難所外避難者の把握、情報提供、救援物資の提供等の生活支援等、避難所外避難者対策を推進する。
- 7 町は、ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。
- 8 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- 9 ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- 10 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

第6 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車いすの手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

第6節 緊急輸送手段の確保

関係対策部等
事業部
会計部

第1 計画の方針

大規模災害が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2 町が所有する車両の確保

各部局及び各事務所等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、会計班（会計課）に町有集中管理車両の確保を要請する。

第3 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報を収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。
また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

第4 輸送手段の確保

1 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第86条の18）

緊急輸送が必要となった場合、基本法第86条の18に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。

＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞ 一般社団法人三重県トラック協会

(2) 協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定 (平成23年8月8日締結)	三重交通
災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定 (平成27年4月1日締結)	セントラルサービス

(3) 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

(4) 自衛隊への要請

上記(1)から(3)による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第4章 第4節 自衛隊災害派遣要請要求計画」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

2 海上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、海上輸送については国、自衛隊、海上保安庁及び県等へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

3 航空輸送手段の協力要請

「第4章 第16節 県防災ヘリコプター活用計画」に準じる。

第5 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

第7節 食料供給活動

関係対策部等
民生部

第1 計画の方針

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、民心の安定を図るものとする。

また、県との「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき対応を図るものとする。

第2 実施責任者

実施責任者は、町長とする。ただし、町で対処できないときは、町長は、他市町又は県に応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行う。

第3 食料供給の対象者

- 1 避難所に収容された者（観光客及び帰宅困難者を含む。）
- 2 住家に被害を受け、炊事のできない者
- 3 一時縁故地等へ避難する必要がある者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

第4 供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じて配慮するものとし、具体的には次のものとする。

- 1 弁当
- 2 乾パン、パン、缶詰、インスタント食品、牛乳等
- 3 乳幼児については粉ミルク

第5 物資調達マニュアルの活用

食料の供給・調達に関しては次の事項を内容としてマニュアルを策定し、活用のうえ対策にあたる。

- 1 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 2 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- 3 炊出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- 4 炊出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 5 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 6 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- 7 供給ルート、運送体制の確立
- 8 避難所毎の被災者、自治組織等受入体制の確立
- 9 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- 10 ボランティアによる炊出しの調整

第6 食料の調達

町長は、被災者に対して供給の必要があると認めた場合は、庁舎及び各水防倉庫に備蓄している食料を供給するほか、次の措置をとるものとする。

1 米穀の調達

- (1) 町内の米穀取扱者（小売業者、農協等）から購入する。
- (2) 知事に対し米穀の供給を申請する。知事は、「主食用米穀売却要領」及び「災害時における米穀類応急供給実施要領」により取り扱うものとする。
- (3) 救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、知事が東海農政局三重農政事務所から買い受けた米穀の引渡しを受け供給する。

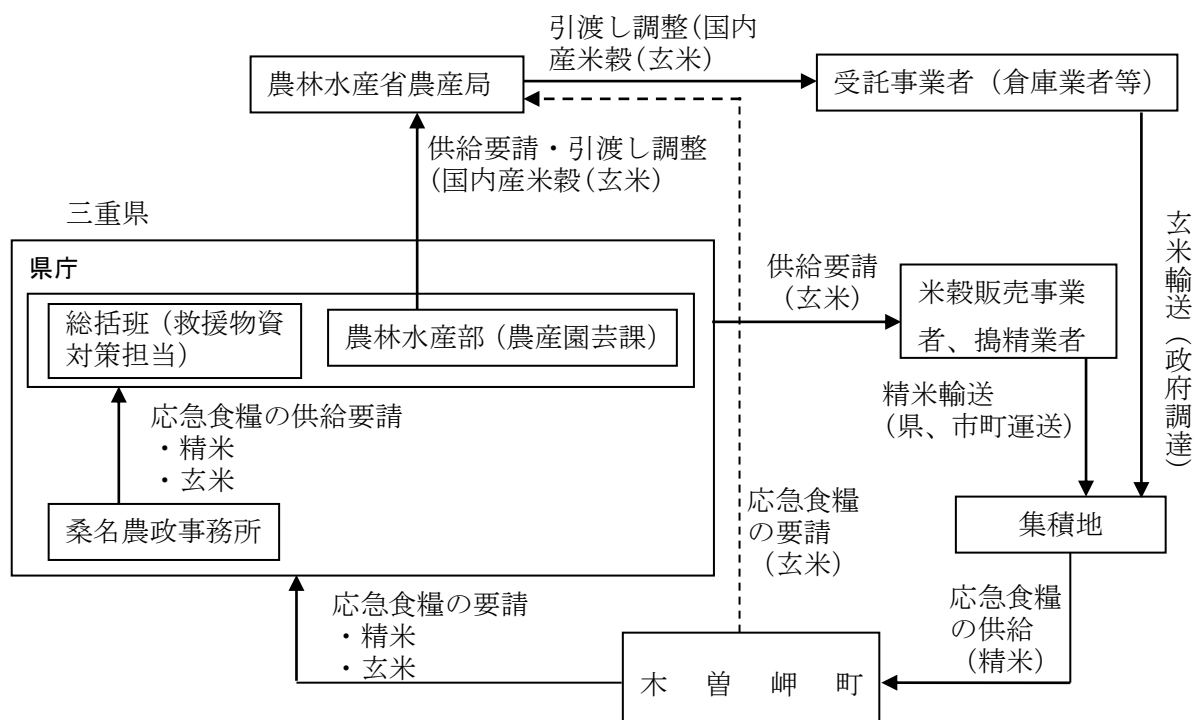
2 乾パン等

町長は、被災者に対し備蓄している乾パンを供与するものとする。ただし、それをもってしても不足する場合は、「災害時における乾パンの取扱要領」に基づき、知事に申請するものとする。

3 副食、調味料等

- (1) 木曾岬町商工会及び食料販売業者は、非常災害に備えて、町の要請に基づき副食、調味料等の供給を行うものとする。
- (2) 町長は、町で副食、調味料等の調達が不可能なときは、知事にあっせんを依頼する。

災害時における応急食糧供給経路（米穀の物流）



資料編・備蓄資機材保有状況

第7 炊出しの実施

1 炊出しの実施者及び協力団体

炊出しの実施については、町職員をもって充てるほか、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団のほか状況によりボランティア希望者（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

2 供給対象者

り災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とする。

3 供給数量は町長及び知事が必要と認めた数量とする。

4 炊出し材料の確保

第5に定める業者等から調達する。

5 炊出し予定場所

炊出し予定場所は、町内の小中学校及び給食センターとする。

6 炊出しの輸送

炊出しは、必要により各避難場所等へ運搬するが、運搬にあたっては、町有車両、消防車、私用車等を使用する。

7 炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

8 炊出し等の実施に伴う記録

炊出し責任者は、炊出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

9 救助物資の受入及び配分

災害が甚大である場合、救援物資又は町内からの調達により食料等を供給することになるが、木曽岬町役場を集積場所とし、民生部税務班及び福祉班を中心とする職員のほか、ボランティアの協力により行うものとする。

10 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、町長がその責任において現品の購入又は引き渡しを受けて実施する。

なお、知事と町長は応急食糧の引渡しの円滑を期するため、応急食糧の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

第8 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の食料の確保は困難であるから、町は、住民に対し、3日間又はそれ以上の必要量を確保できるよう家庭内での食料の備蓄を図る広報を行うものとする。

第9 調達体制の強化

災害時に食料の調達を速やかに行うため、町は次の事項を実施するものとする。

1 町内小売業者のリスト作成と毎年を更新作業

2 農協、商工会、食料品関係の組合、業者等との災害時の供給協定の締結

第 10 救助法が適用になった場合

1 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

2 実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。

3 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第8節 生活必需品等供給活動

関係対策部等
民生部

第1 計画の方針

災害により被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具等を給与又は貸与する。

また、「生活必需物資等の調達に関する協定書」及び「災害時における救援物資提供に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第2 実施体制

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給付又は貸与については、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

2 生活必需品供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無に関わらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

第3 実施内容

1 給付品目

被害状況及び世帯構成人員に応じて、生活必需品等を給付又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

2 物資の調達及び配分

町は、地域内で調達できる生活必需品の調達及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

また、孤立者に対して、県と連携して、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(1) 町内業者等からの調達

町では、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

(2) 物資の輸送

町は、木曽岬町役場を物資の集積場所とし、民生部福祉班を中心に行う。また、輸送に必要な車両の配車は、会計部が行うものとする。

ただし、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求めることができる。県は、町の要請に応じて「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により対処するものとする。

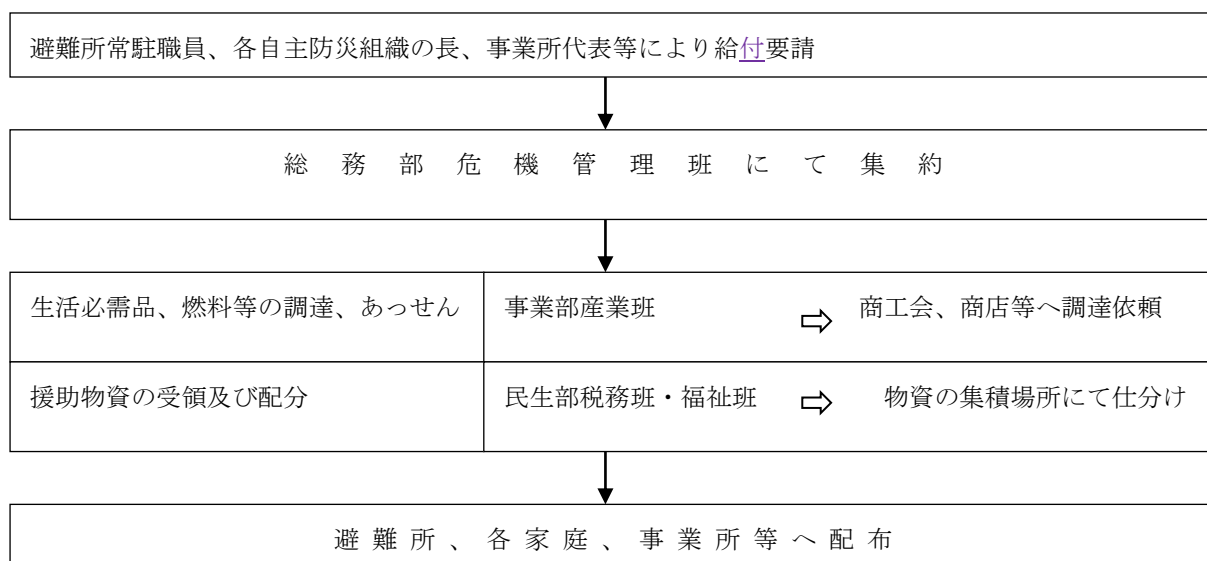
(3) 他市町及び県への応援要請

町内で調達困難な場合は、次の事項を明示し、県、日赤あるいは他市町に依頼し調達する。

- ア 品目別数量
- イ 必要日時
- ウ 引取り又は送付場所
- エ その他必要な事項

(4) 調達及び配分の要領

物資の給付又は貸与については、次のとおり行うが、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



第4 備蓄の実施

現在、庁舎及び各水防倉庫に毛布等の備蓄を行っている。今後は、順次備蓄の充実を図るほか、住民においても各自非常持出品の中に備えるよう広報を行っていく。

資料編・備蓄資機材保有状況

第5 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりとする。

名称	所在地	連絡先
木曽岬町役場	大字西対海地251	68-6100
木曽岬町防災センター	大字源緑輪中441番地	68-6101

第6 救援物資の受入配分

救援物資等の配分にあたっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

第7 物資調達マニュアルの活用

生活必需品の調達・供給に関しては次の事項を内容としてマニュアルを策定し、活用のうえ対策にあたる。

- 1 被災者に対して供給する生活必需品等の品目、量の決定と供給
- 2 備蓄、商店等からの調達及び供給の実施
- 3 必要に応じ、県への生活必需品等の調達の要請
- 4 援助物資集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- 5 供給ルート、運送体制の確立
- 6 避難所毎の被災者、自治組織等受入体制の確立
- 7 被災者への生活必需品の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施

第8 県への要請

町は、必要な物資が生じ調達が困難な場合は、桑名地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

第9 避難所における供給計画

大規模な災害の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食料
第一段階 (生命の維持)	毛布等（季節を考慮したもの）
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への援助)	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第 10 救助法が適用になった場合

1 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 給（貸）与品目

- （１）被服、寝具及び身の回り品
- （２）日用品
- （３）炊事用具及び食器
- （４）光熱材料

3 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

4 給（貸）与の期間及び費用の限度

- （１）給与又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
- （２）給（貸）与のため支出できる費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第9節 給水活動

関係対策部等
事業部

第1 計画の方針

災害のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制の確立を図る。

第2 実施責任者

飲料水の供給については、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、三重県水道災害広域応援協定に基づき、応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第3 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施するものとする。

また、町は、給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により1日1人約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。

第4 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

1 生活用水の確保

町は、災害用の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、自然水（川等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

2 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

第5 応急復旧

上水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水体制を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、臨時給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第6 応急給水

1 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

2 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災行政無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

4 給水箇所

給水は、役場、各避難所等（以下「指定場所」という。）への拠点給水を行う。

5 給水の実施方法

- (1) 運搬給水は、町の保有する給水タンク、ポリタンク等の容器及びトラック等を調達し運搬する。

町が所有する応急給水資機材は、次のとおりである。

種別	容量	保有数	保管場所
給水タンク	1,000 ^{リットル}	4基	上水道資材倉庫 2基 川先防災備蓄倉庫 2基
ポリ容器	18 ^{リットル}	500個	西対海地水防倉庫 400個 川先防災備蓄倉庫 100個
	20 ^{リットル}	40個	三崎水防倉庫 20個 和富水防倉庫 20個

- (2) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、指定場所に臨時給水栓を設けて給水する。

- (3) 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施したうえで、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

第7 資機材及び技術者の確保等

- 1 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。
- 2 発災直後においては、応急給水資機材を緊急点検し、緊急配備に備える。
- 3 給配水管の復旧については、町内の給水装置工事事業者に依頼する。
- 4 給水タンク、トラック、発電機等の機材の確保を図るとともに、管路の復旧、修繕及び仮設配管、臨時給水栓に要する資機材等を速やかに確保する。

第8 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、三重県水道災害広域応援協定に基づき、応援要請書（別記様式）をもってブロックの代表市町を通して県水道災害対策本部に応援要請を行うものとする。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

- 1 応急給水作業
- 2 応急復旧作業
- 3 応急給水及び復旧用資機材の供出
- 4 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

第9 給水量

災害時の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水からはじまり、炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくるため、段階的に目標水準を定め、プール、河川等の利用、応援要請等により給水を確保するものとする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	飲料等
～7日	1人1日20～30ℓ	飲料、水洗トイレ、洗面等
～14日	被災前給水量 (1人1日250ℓ)	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

第10 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合は、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での備蓄を行うよう広報を行うものとする。

第11 救助法が適用になった場合

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（注）この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

2 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

3 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

別記様式

年 月 日

様

(市町等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について
このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 () 応援職員(監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日～ 月 日)		
応援場所(集合場所)			
その他の要望及び注意事項 応急給水用水の確保(可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

2 連絡先 ()

3 連絡方法 ()

4 応援ルートの指定(案内図を添付すること)

第10節 ボランティア活動の支援

関係対策部等

民生部

第1 計画の方針

発災後の災害応急対策の実施にあたっては、被災者の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、「木曽岬町広域受援計画」に基づき、町、県、災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPOボランティア団体、企業等と連携して受入体制の整備を図るものとする。

第2 みえ災害ボランティア支援センター

大規模災害発生時に地域内外からボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れるため、みえ県民交流センターに「現地災害ボランティアセンター」を後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」が設置される。

1 構成機関

特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、県及び地域内外のボランティア等が相互協力のうねりとなって行方。

第3 ボランティア受入体制の整備

1 町は、関係機関との相互協力により、ふれあいの里駐車場に「現地災害ボランティアセンター」を設置し、「みえ災害ボランティア支援センター」との連携を図りながら、地域内外からのボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れる。

2 現地災害ボランティアセンターの機能は、次のとおりである。

- (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- (2) 「地域ボランティア情報センター」との連絡調整
- (3) ボランティア受入、被災地での活動の支援
- (4) その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

3 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重県災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第4 災害ボランティアへの支援

被災地にとってより良い支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

第5 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

第6 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

第11節 防疫・保健衛生活動

関係対策部等

民生部

第1 計画の方針

災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第2 実施責任者

防疫についての計画の樹立及び実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第3 防疫班の編成

民生部福祉班を中心に「防疫班」を編成するものとする。発災直後においては、必要な資機材の緊急点検を実施し、必要に応じ要員を雇い上げ、係をおき、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指導及び広報活動、患者の収容等を行う。

第4 防疫体制の確立

町は、桑名保健所と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

第5 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

第6 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

第7 保健活動

1 保健師活動

町は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

2 栄養・食生活支援

(1) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

ア 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

イ 避難所での共同調理、炊出し等への指導助言を行う。

ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

(2) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

第7 ペット対策

町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

また、犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。

第8 食品衛生監視

県は、食品衛生監視員により、被災地営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の調査を行い、その実態を把握し、また、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど適切な措置を講じ、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するため、次のような監視等を行う。

1 臨時給食施設

県は、関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって健康被害の発生を防止する。

重点指導事項

- （１） 手洗い消毒の励行
- （２） 食器器具の消毒
- （３） 給食従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除
- （４） 原材料及び食品の検査

2 営業施設

県は、生鮮食品取扱営業施設を監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品の検査を実施することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

- （１） 浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛休業させ、水がひいた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- （２） その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることのないようにすること。

第9 防疫措置の実施

1 知事の命令

知事が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）により、感染症予防上必要と認めて発する次の指示命令を受けた場合、町長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行うものとする。

1	法第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
2	法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
3	法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
4	法第31条第2項の規定による水の使用制限等の指示
5	予防接種法第6条の着手による臨時予防接種に関する命令（町長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

2 防疫実施要領

町が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第14条から第16条までの規定により実施するものとする。

3 具体的活動

法第27条の規定により知事の指示のあったときは、町長は薬剤の所要量を確保し、速やかに消毒を実施するものとする。

- (1) 防疫活動は、民生部福祉班が中心となり、まず防災行政無線（同報系）等による広報を行い、桑名保健所との緊密な連絡のもとに、実情に即した指導、協力を行う。
- (2) 災害の状況等により防疫班を適宜設置し、救護班と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。
- (3) 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 被災地の家屋周辺の清掃及び井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- (5) 感染症患者が発生した場合は、県に速やかに通知する。
- (6) 予防接種の実施
防疫上必要と認める場合は、知事が指示を行う。

第12節 災害警備活動

関係対策部等
桑名警察署
海上保安部

第1 計画の方針

災害に際しては、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被災地域の治安の維持を図るため、公安機関は関係各機関と協力し、概ね次の対策を実施するものとする。

第2 三重県警察の行う対策

1 災害警備体制の確立

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところにより、速やかに署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 災害警備本部の設置

警察本部及び桑名警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて他府県警察の応援を必要とする場合は、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

2 実施事項

(1) 災害情報の収集・連絡等

(2) 救出救助活動

(3) 避難誘導及び交通規制

(4) 緊急交通路の確保

(5) 身元確認等

(6) 二次災害の防止

(7) 危険箇所等における避難誘導等の措置

(8) 社会秩序の維持

(9) 被災者等への情報伝達活動

(10) 相談活動

(11) ボランティア活動の支援

第3 海上保安部の行う対策

1 災害警備活動

(1) 巡視船艇の災害地派遣

(2) 海上交通の安全確保（航行規制、港内整理等）

(3) 災害地海域の警戒等の治安活動

(4) 入港又は航海中の船舶への気象警報の伝達

(5) 危険物、障害物の移動、除去及び固縛等に関する勧告

(6) 避難者及び救助物資の緊急輸送

(7) 県及び市町の行う災害応急対策に対する協力

2 海保ヘリコプターの運用

- (1) 災害情報の収集及び広報活動
- (2) 被害調査活動
- (3) 人員・物資の緊急輸送

第13節 遺体の取扱い

関係対策部等
総務部 民生部 桑名警察署 消防団

第 1 計画の方針

大規模災害により、多数の死者、行方不明者が発生し、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に応急的な対策を実施し、人心の安定を図るものとする。

また、三重県葬祭業協同組合との「災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書」に基づき対応を図るものとする。

第 2 実施責任者

- 1 遺体の搜索、検視場所、遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行う。
- 2 遺体の検視は警察が行うものとする。
- 3 遺体の検案は、警察が町と連携を取りながら、（公社）三重県医師会、三重大学大学院医学系研究科法医学分野等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。

第 3 遺体の搜索

- 1 遺体搜索
 - （1）行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
 - （2）遺体の搜索活動は、町長が消防団、桑名警察署に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、搜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得るものとする。
- 2 応援の要請

町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、桑名保健所に遺体搜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をするものとする。

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

 - （1）遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
 - （2）遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
 - （3）応援を求めたい人数又は舟艇、器具等
 - （4）その他必要な事項

第4 検視場所・遺体安置所の開設

町は、警察（桑名警察署）と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察（桑名警察署）と調整を図り、候補地を事前に検討しておく）

第5 遺体の収容、処理

遺体を発見したときは、町災対本部は、速やかに所轄する警察署に連絡し、その見分を待つ必要に応じ、次の方法により遺体を処理するものとする。

1 実施方法

遺体の処理は、町長が消防機関及び桑名警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

2 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として医師が実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

(2) 遺体の一時保存

原則として、町内診療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、町長は体育館等の施設又は寺院等の施設を借上げ、埋葬するまで保存する。

(3) 検案

原則として、県及び県警察等と連携の上医師会等に要請して行う。

警察官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、検視その他所要の措置を行う。

3 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 変死体の届出

変死体については、直ちに桑名警察署に届出をし、検視後に遺体の処理にあたる。

5 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

第6 遺体の埋火葬

遺体の埋火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手続により行うことを原則とするが、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として町において直接火葬・埋葬に付し、又は棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、その場合において次の点に留意するものとする。

1 事故等による遺体については、警察署から引継ぎを受けた後埋火葬する。

2 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに埋葬にあたっては土葬とする。

3 漂着した被災遺体等のうち身元が判明しないものについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に準じ処理する。

4 埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

第7 救助法が適用になった場合

1 遺体の搜索

救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次によるものとする。

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、舟艇、その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地区における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体搜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の処理、収容

救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次によるものとする。

(1) 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

検案は原則として、県及び県警察等と連携の上医師会等に要請して行う。

(3) 方法

遺体の処置は、救助の実施期間内において現物給付で行うものである。

(4) 費用の限度

ア 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」の限度とする。

イ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。（輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。）

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の埋火葬

救助法適用時における遺体の埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

(1) 遺体の埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

(2) 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事が実施又は知事が実施することが困難であると認められるため救助事務の内容、期間等を町長に通知したときは、町長が行うことを原則とする。

(3) 費用

ア 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

イ 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおり。

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第14節 都市型水害対策

関係対策部等
総務部
事業部
民生部
消防団

第 1 計画の方針

市街地において水害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合に、被害を軽減し、又は被害の拡大防止に努めるものとする。

第 2 廃棄物処理対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の廃棄物が大量に出ることが予想されるため、廃棄物の発生状況及び処理状況を適切に把握し、処理体制を速やかに確立し、適切に処理するものとする。

発生状況等により、町の処理体制では処理が困難であると認めた場合には、県に応援を要請するものとする。

第 3 環境汚染対策

1 ばい煙発生施設又は指定施設対策

- (1) 水害が発生した場合には、職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- (2) 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命じるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康被害の防止及び生活環境の保全に必要な措置を講じるものとする。

2 排水施設又は特定施設

- (1) 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には職員を現地に派遣し、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- (2) 排水施設又は特定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命じるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康被害の防止及び生活環境の保全に必要な措置を講じるものとする。

第 4 避難等対策

浸水による災害が発生するおそれがある場合には、ビルの地階などの地下空間への浸水防止措置を行う等、必要な水害防止対策を行うよう広報活動を実施する。

また、状況により避難指示等の措置を行うものとする。その際には、避難時の注意事項も合わせて周知徹底するとともに、高齢者、障がい者など要配慮者に対しては、あらかじめ避難させるなどの配慮を行うものとする。

第6章 復旧対策

第1節 公共施設災害復旧事業計画

第1 計画の方針

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧にあたり、できる限り速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第2 公共土木施設災害復旧事業計画

1 河川災害復旧計画

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、再度災害防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、県と連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を進捗させる。

2 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基礎となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除とあわせて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

3 下水道公共土木施設災害復旧事業計画

4 公園公共土木施設災害復旧事業計画

第3 農水産施設災害復旧事業計画

1 農地農業用施設災害復旧計画

本町における農地の災害は、河川の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋堆、さらに堤防の決壊等によって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の堤塘決壊及び農道の決壊等である。

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画にあたっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。なお、農業基盤整備事業として湛水防除事業、海岸保全施設整備事業等及び治山治水等国土保全施設設備計画と総合関連を保ち積極的に推進し、県と連携して災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

2 農水産施設災害復旧計画

農業協同組合又はその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

第4 社会福祉施設災害復旧事業計画

1 社会福祉事業を行う関係施設

- (1) 地方公共団体の設置にかかるもの
- (2) その他の設置にかかるものが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。
- (3) (2)に規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(2)に規定する災害により著しい損害を受ける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会よりさらに若干の財政援助をするものとする。

第5 学校教育施設災害復旧事業計画

日頃多数の児童生徒が通う学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意する。

- 1 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設もあわせて実施するよう考慮する。
- 2 災害防止上特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。
- 3 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

第6 その他の災害復旧事業計画

その他災害により必要な復旧事業については、県と連携して行うものとする。

第2節 農作物等の被害軽減対策

関係対策部等
総務部
事業部

第1 計画の方針

農作物に対しては、あらゆる災害による被害の発生が考えられるので、災害の都度、農作物等に対する技術対策をたて、防災関係機関と連絡をとり、その指導にあたるものとする。

第2 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

第3 農作物の応急対策

1 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、桑名農政事務所及び農協等の協力を得て対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ三重県農業研究所等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

2 採種ほ産種子の確保

災害応急用種子の確保については、県に要請を行う。

3 病虫害の防除

(1) 植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行う。なお、知事は災害の状況により、植物防疫に関する発生、予察情報を提供するものとする。

(2) 町は病虫害防除所、農協等と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指導、助言を行い、病虫害の防除に努めるものとする。

(3) 防除は、特別の指示のない限り県の定める三重県病虫害総合防除計画で示された措置により、行うものとする。

(4) 防除器具は、町において整備する。また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全

関係対策部等
事業部

第1 計画の方針

町管理の上下水道施設について、優先して迅速な応急復旧を行う。

被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2 上水道（町管理）

1 応急復旧に向けた準備

（1） 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理する水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動

（1） 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

（2） 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など、重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

（3） 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

（1） 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、被災町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

エ ブロック代表者は、ブロック内の被災町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

オ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて町災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

第3 下水道（町管理）

1 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第4節 流木等漂着物対策

関係対策部等
事業部

第1 計画の方針

大雨や高潮により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。

第2 漁港水域内の漂着物の処理

漁港水域内に漂流する流木等漂着物については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとし、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。

第3 河川保全区域内の漂着物の処理

河川区域内に漂流する流木等漂着物について、河川管理者及び町は、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、河川管理者又は町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

第4 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

たん水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、町及び警察が「第3 河川保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

第5節 廃棄物対策活動

関係対策部等
民生部

第1 計画の方針

大規模災害発生時に、廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生した場合、被災地のごみの収集措置及びし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処置等の清掃業務を適切に行い、環境衛生に万全を期すものとする。

また、県内市町、環境組合、広域連合との「三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書」等に基づき対応を図るものとする。

第2 実施責任者

清掃計画の樹立及び実施は、町長が行う。ただし、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町又は県の応援を求めて実施する。

第3 実施方法

町においては、民生部住民班を中心に「清掃管理班」を編成し、可能な限り現有の人員器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処分をするものとする。ただし、町のみでは、収集運搬に支障を生ずる場合は、県災対本部に連絡のうえ、近隣の市町又は府県から応援を求め緊急事態の收拾処置にあたる。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

1 ごみ処理

(1) 処理体制

本町におけるごみ処理は、桑名広域清掃事業組合資源循環センターで行っているが、災害発生時には、ごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

(2) 処理の方法

ごみの処理は、桑名広域清掃事業組合の処理施設において処理するものとするが、必要に応じて埋立等環境影響上支障のない方法で処理するものとする。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮するものとする。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等と総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮するものとする。（し尿発生量は、一人 1 日当たり 1.7 リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、農業集落排水、浄化槽及び汲み取りにより実施するものとするが、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、町が特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずるため、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設的能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、町に甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

5 死亡したペットの処理

死亡したペットの処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。

- (1) 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。
- (2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。
- (3) 処理は埋却及び焼却によって行う。

埋却	埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1 m以上の余地を残す深さとし、死亡したペットの上には厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。
焼却	十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

- (4) 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

第6節 住宅の保全・確保

関係対策部等
総務部 事業部

第1 計画の方針

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安全を図る。

第2 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び被災した住宅の応急修理は、県が行うが、知事から委任された場合は町で行う。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行う。

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備するものとする。

第3 住宅関連情報の収集

1 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

2 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

第4 被災宅地危険度判定等の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。あわせて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

第5 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。応急仮設住宅の建設は県が行うが、委任された場合は町で行う。

また、設置場所については、町において決定する。なお、町は、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとする。

応急仮設住宅の建設は、救助法が適用されない場合にあっても、救助法に準じて行うものと

する。

1 建設用地の選定

- (1) 用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- (2) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- (3) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

2 建設資機材及び業者の確保

町は、木材業者及び各職工組合（大工、左官、建具等）と協定して、仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

3 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要性が生じ、かつ、付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとする。

4 入居者の選定及び住宅の管理並びに処分

- (1) 応急仮設住宅には、要配慮者の優先入居をはじめ、円滑な入居の促進に努める。
- (2) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (3) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮するものとする。

第7 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、県が行うが、委任された場合は町で行う。救助法が適用されない場合にあっては、救助法に準じて行うものとする。

1 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

2 費用の限度

「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

3 期間

災害発生の日から一か月以内とする。

第8 救助法が適用になった場合

1 応急仮設住宅

(1) 入居者

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯であること。

イ 居住する住家がない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(例)

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人及び母子家庭
- ④ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮するものとする。

(3) 建設期間

災害発生日の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

従って町においては、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

(4) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

(5) 供与期間

建築工事が完了した日から原則として2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 費用

費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

(3) 期間

災害発生の日から 1 か月以内とする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第7節 文教等対策

関係対策部等

教育部

第1 計画の方針

大規模災害による教育施設の被災、幼児児童生徒の被災又は教育施設の避難所としての使用により、通常の教育が行えない場合の応急的な教育の対策は本計画によるものとする。

第2 実施責任者

町長所轄のもとに教育委員会、学校長が協力して行うものとする。また、救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第3 応急計画の策定

災害発生時における幼児児童生徒の安全及び教育施設の確保を図るため、町教育委員会及びその他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

1 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では、日頃から災害に備え教職員等の役割の分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備するものとする。

2 幼児児童生徒の安全確保

(1) 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の幼児児童生徒の安全を確保するために、幼児児童生徒に対して防災上必要な教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

(2) 登下校時の安全確保

登下校時の幼児児童生徒の安全を確保するため、情報収集伝達方法、幼児児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、幼児児童生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の防備

教育施設、設備等を被害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第4 応急的な教育の実施

1 応急的な教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1) 町立（園）学校施設の危険度判定を行う。

(2) 校舎（園）の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

- (3) 校舎（園）の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校（園）施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。
- (4) 応急的な教育の実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- (5) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会 は県災対本部に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 応急的な教育の方法

校舎の被害が甚大で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないため学力低下のおそれがある場合は、応急の仮校舎で授業を行う。

第5 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたす場合、町教育委員会は、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

第6 被災幼児児童生徒の保健管理

町立学校（園）では、教職員が分担し幼児児童生徒の状況を把握し、安全指導、生活指導及びこころのケア等を行う。

学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

町災対本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及びこころのケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

また、被災児童生徒等のこころの相談を行うため、保健室を設けてカウンセリング体制の確立を図る。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置にあたるものとする。

第7 授業料の減免等の判断

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予綱領(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成22年生文第01-1号)により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

災害に伴い町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

第8 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、公立学校及び町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

第9 教科書、学用品等の給与

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

学用品の給与は、町長（救助法が適用された場合は知事の委任による町長）が行う。

第10 文化財の保護

1 被害報告

町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

2 応急対策

町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではない。

第11 事前計画の策定が必要な問題点

災害発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

1 避難所の運営における教職員の協力方法

2 児童生徒等の安否確認の方法

3 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け

4 避難所になった場合に必要な備品等の整備

5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

6 避難所受入体制等の整備

避難所となっている学校の教職員は、その運営が町の災対本部に引き継がれるまでの間、災対本部との連携を密にしながら、避難住民の受入体制の整備を図る。

（1）避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

（2）避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検を行うなどの措置が必要となるため、その役割について検討を行う。

第 12 救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無に関わらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

2 学用品の給与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用及び期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第8節 災害義援金等の受入・配分

関係対策部等
会計部

第1 計画の方針

住民からの義えん金品の募集、保管輸送及び配分並びに被災者あてに寄託された義えん金品の受付及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

第2 災害義えん金品の募集、配分等

1 実施機関

災害義えん金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部
三重県社会福祉協議会、県、町、その他各種団体

2 募集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集するものであり、募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。このため、町は義えん品について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 集積引継ぎ

- (1) 各家庭から募集したときは、民生委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。
- (2) 職域募集あるいは生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

4 保管

義えん金については、県災対本部（義援金受入・配分班）に送付し、そこで一括取りまとめ保管し、また義えん品については、各関係機関において保管するものとする。

5 配分、輸送

県は、配分の単位を市町として被災地の状況、義えん金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。また、他の都道府県に配分する場合は、該当する都道府県に送付するものとする。

6 費用

義えん金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、実施機関において負担するものとする。

第9節 財政金融計画

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2 対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

ア 救助法第36条

イ 水防法第41条

ウ 基本法第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市町が実施した費用

知事の指示に基づいて市町が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適當と認められるもののうち、市町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 国非常災害対策本部長又は国緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

国非常災害対策本部長又は国緊急災害対策本部長の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町又は県に負担させることが不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において、局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町にかかる局地的災害についても「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条にいう激甚災害とされる。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
 - a 公共施設の区域内の排除事業
 - b 公共的施設区域外の排除施設
- (セ) たん水排除事業

イ 農水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 土地改良区等の行うたん水排除事業等に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- (エ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (オ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (ケ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設等小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定に関わらず地方債をもってその財源とすることができる。

4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第10節 中小企業振興対策

町内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、主として県が行う融資に関する援助指導に町商工会とともに協力し、ひいては、町経済活動の回復を図るものとする。

県が行う振興計画は次のとおりである。

- 1 災害時に被災中小企業者のため、各種融資相談に応じる。また、必要に応じて現地に融資相談所を設ける。
- 2 災害復旧資金については、県の金融制度の優先的な貸出措置を講ずるほか、政府系中小企業金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）への積極的な融資紹介等を行う。
- 3 融資を受けるにあたっては、政府系中小企業金融機関とともに、民間金融機関の銀行、信用金庫及び信用組合に申込みよう指導するが、この際、信用力、担保力の不足を補うため、信用保証協会による特別保証措置を講ずる。
- 4 これら金融機関の貸付資金の調達支援を図るため、県の歳計現金の預託等を効率的に行う。

第11節 農漁業経営安定対策

第1 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

1 農業関係

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 農林漁業セーフティネット資金農業経営維持安定資金
- (4) 農林漁業施設資金
- (5) 農業近代化資金

2 漁業関係

- (1) 漁業施設資金
- (2) 漁船資金
- (3) 沿岸漁業経営安定資金
- (4) 漁業の共同利用施設資金
- (5) 漁業の主務大臣指定施設資金

第2 天災融資制度

天災融資法に基づき、被災した農林漁業者等に対して、国、県及び市町が農協及び漁協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

第12節 被災者の生活確保

災害を受けた地域の生活を安定させる復旧に必要な対策を講ずる。

第1 被災者に対する公的資金による融資

1 災害弔慰金の支給

災害により死亡したとき、その遺族に対して支給する。

2 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別に定める程度の障害がある場合に支給する。

3 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸し付ける。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」によるものとする。

4 生活福祉資金の貸付

（1）貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とする。ただし、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、福祉資金、住宅資金及び療養資金に限るものとする。

（2）借入の手続

貸付を受けようとするものは、借入申込書とその居住地を担当区域とする民生委員を通して、町社会福祉協議会を経て三重県社会福祉協議会長に提出する。

（3）貸付金の種類

ア 緊急小口資金（災害時特例）

イ 生活福祉資金（本則貸付）

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

（1）貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

（2）借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、町を経由して県へ提出する。

（3）貸付金の種類

ア 事業開始資金

イ 事業継続資金

ウ 住宅資金

エ 技能習得資金

オ 生活資金

カ 就職支度資金

キ 修学資金

- ク 転宅資金
- ケ 就学支度資金
- コ 修業資金
- サ 医療介護資金
- シ 結婚資金
- ス 児童扶養資金

6 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫に提出するものとする。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は、250万円とする。

償還期限 3年以内

利率 年1.3%

第2 被害者に対する職業あっせん等

1 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活保護を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

2 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

第3 税その他公的徴収金の猶予及び減免等

災害により被災した町民に対しては、基本法第85条の規定により、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、公的徴収金の猶予及び減免措置を実施し、被災者の生活の安定に寄与するものとする。

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

第4 公営住宅の建設

1 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は消失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

2 住宅金融支援機構資金のあっせん

県及び町は、独立行政法人住宅金融支援機構法の災害復興住宅資金について、被災者に対し住宅相談窓口を設置するとともに当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

第5 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努めるものとする。

第13節 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する制度である。

第1 被災者情報の収集と対応

1 被災者台帳整備に向けた検討

町は、県と協力して、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努める。

2 住宅被害の認定及びり災証明書等の発行

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定やり災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

町は、被災者からの申請等の受付、り災証明書の発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

第2 適用基準及び支給条件

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)(2)に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)～(3)に規定する区域に隣接するものに限る自然災害
- (6) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町の区域にかかる自然災害

2 対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住民の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、⑤中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建物・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建物・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建物・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建物・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建物・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建物・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

3 支援法適用時の住民への制度の周知徹底方法

町は、被災世帯に対し、自立した生活を開始するために必要な経費について、被災者生活再建支援法による支援金の活用についての助言など制度の周知徹底に努めるものとする。

第7章 事故等による災害対策

第1節 危険物施設等の事故対策

関係対策部等
総務部 消防本部 消防団

第1 計画の方針

危険物及び毒劇物等は、その取扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

ガス業者、石油等販売業者及び火薬類販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

第2 危険物施設の予防対策

1 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

2 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

3 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

4 施設の耐震化・耐浪化の促進

施設の耐震化・耐浪化の強化を促進する。

5 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

第3 危険物製造所等の応急措置計画

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止する。
- (2) 施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源（保安経路を除く。）を切る。
- (3) 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し施設の現状を把握する。
- (4) 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災及び流出事故を防止する。

- (5) 危険物による災害が発生した場合は、化学消火剤、中和剤等を十分に活用し、自衛消防組織等により現状に応じた初期消火及び危険物の流出拡散防止の措置を講じる。
- (6) 上記(5)の事態を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちにその旨を町、桑名市消防本部長島木曾岬分署及び桑名警察署等の防災関係機関に通報する。
- (7) 災害が発生した危険物施設の所有者等は、町、消防、警察等防災関係機関との連絡を密接にとり、従業員及び地域住民の安全を確保するため、避難、広報等の措置を講じる。

2 町が実施する対策

町は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

(消防法第 12 条の 3)

- (1) 危険物施設の所有者等から通報を受けた場合は、直ちにその旨を桑名市消防本部長島木曾岬分署、桑名警察署及び県等の防災関係機関に報告する。
- (2) 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は危険物施設の使用を一時停止並びに危険物の除去等を命ずることができる。
- (3) 被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲を把握する。
- (4) 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連絡を取り、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示、勧告する。この場合避難先を指示する。
- (5) 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、桑名市消防本部に出動を要請し、災害を防御し、又は災害の拡大を防止する。また、火災の状況、規模により消火用薬剤の収集、化学消防自動車の派遣の要請等を速やかに行う。

第 4 ガス施設等応急措置計画

- 1 危険時に際して、LPガス販売事業者、都市ガス事業者及び取扱者（以下この節において「ガス事業者等」という。）は、経済産業大臣（中部経済産業局長）、知事、町長及び警察官に通報するものとする。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得るものとする。

- 2 災害発生防止の緊急措置として、知事及び町長は次の措置をとるものとする。

- (1) 消防機関への出動命令及び警察官の出動要請（基本法第 58 条）
- (2) 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去（基本法第 63 条）
- (3) 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置）（基本法第 64 条）

- 3 災害応急対策

- (1) 発見、通報と住民の安全

町長、警察官又はガス事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動するとともに相互に連絡するものとし、速やかに危険区域の住民に周知させ住民の生命の安全を図るものとする。

(2) ガス漏れの初期応急措置

ガス事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するためのバルブの締め切り又はガス圧を低下させる等の処置によりガス噴出を停止させ爆発を未然に防ぐ。

(3) 作業の識別

ガス事業者等は、事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる腕章等を着用するものとする。

(4) 火気規制、立入規制

町長は、ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底させる。

(5) 交通規制

警察官は、町、ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、戒区域への立入規制の実効をあげる。

(6) 避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合に町長は、区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導するものとする。

4 一般消費者がとるべき措置

一般消費者は、災害発生時においては、直ちに火気の使用を中止し、容器のバルブを閉め、必要によっては安全なところに避難する。

第5 毒物劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるので、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

1 災害応急対策

町は、警察本部、県、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、県及び警察本部は、町等関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

(1) 住民に対する広報

(2) 汚染区域の拡大防止措置

(3) 警戒区域の設定

(4) 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置

(5) 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

2 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、桑名保健所、桑名警察署又は消防機関に届出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

3 町は、県（桑名保健所）と密接な連絡をとり、住民に対する広報汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。

4 施設の責任者及び町、桑名警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。

- (1) 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定
- (2) 交通の遮断、避難、広報の実施
- (3) 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

第6 放射性物質災害応急対策

1 放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

2 事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた桑名保健所及び桑名警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。

- (1) 住民に対する広報
- (2) 汚染区域の拡大防止措置
- (3) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- (4) 避難指示及び勧告
- (5) 被ばく者の救出及び救護
- (6) 飲料水汚染区域の取水区機関への連絡
- (7) 輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第2節 航空機事故等突発的災害への対策

関係対策部等
各対策部共通

第1 計画の方針

航空機の墜落炎上、船舶の沈没、ガス爆発、大量の油流出など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

第2 活動体制

町は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、町長が必要と認めた場合には、町災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、配備体制については、「本章 第1節 組織計画」に定めるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、町災対本部を設置した場合には、県へ報告する。

第3 応急対策活動

町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

- 1 被害情報の収集及び伝達
- 2 消防救急活動及び救助活動
- 3 医療・救護活動
- 4 被災者及び地域住民の避難対策活動
- 5 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第3節 原子力災害対策

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

本町は町内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）にも含まれていない。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね70kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね100kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県及び静岡県内の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。

今後も、国による原子力災害対策指針の見直し等の動向を注視し、随時、本対策の見直しを行うこととする。

第2 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

第3 防護措置

1 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民への多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

2 スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

3 水道水・食品の摂取制限等

国及び県からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

第4 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を検討する。

第5 県外からの避難受入

「原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書」より県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

第6 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

第7 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

第4節 流出油事故等への対策

関係対策部等
総務部

第1 計画の方針

海上における災害及び陸上から海域への流出油事故等の災害を未然に防止し、又はこれらの災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

町地先海域において、タンカー等船舶事故による大量の油流出や火災又は高潮等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、又は陸上で流出油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

第2 予防対策

1 防災設備及び防災資機材等の整備

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努めるものとする。

- (1) 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等
- (2) 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

2 防災訓練の実施

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 調査研究の実施

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図るものとする。

- (1) 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
- (2) 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備
- (3) 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

4 危険物積載船舶等の対策

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力するものとする。

5 海上防災意識の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成

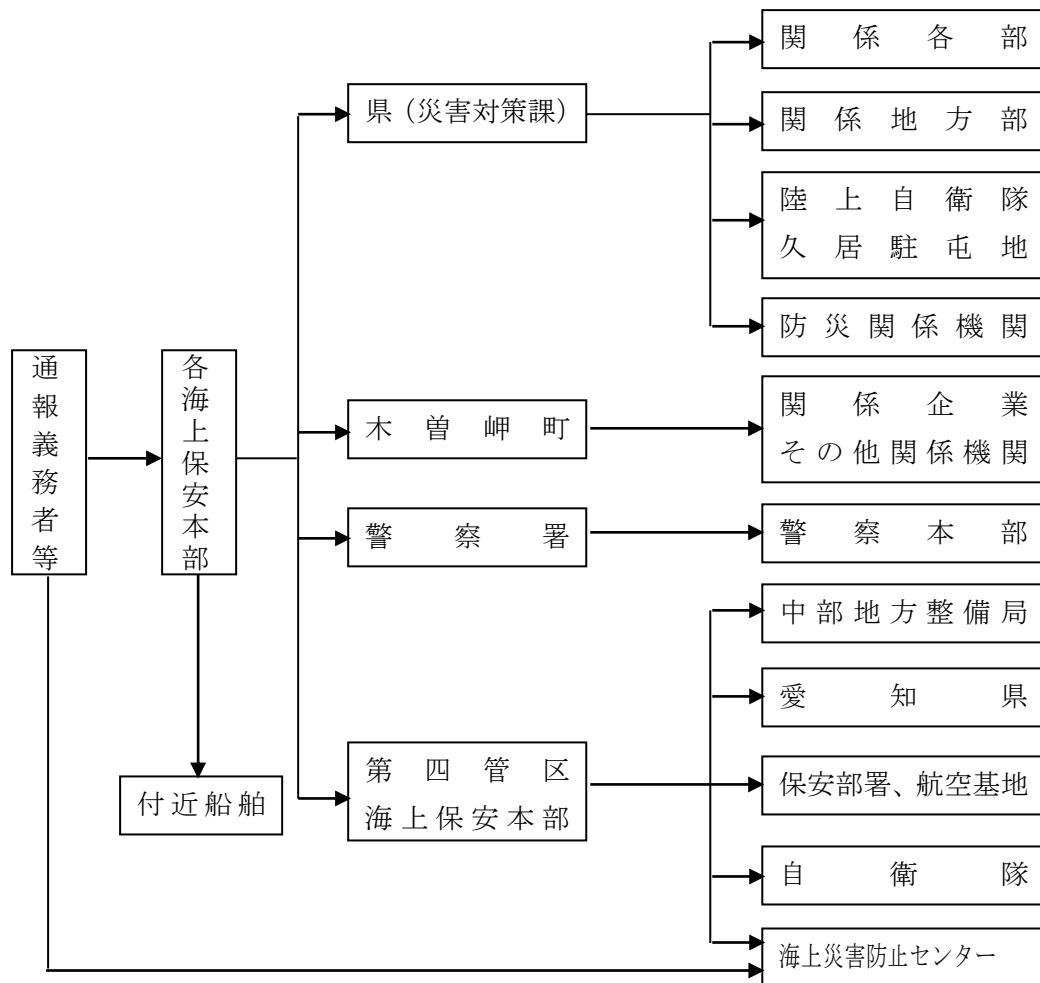
防災活動を行うために必要な知識を身につけるため、各種機関の行う研修、訓練等に参加することにより、職員教育を行うものとする。

第3 応急対策

1 情報の伝達

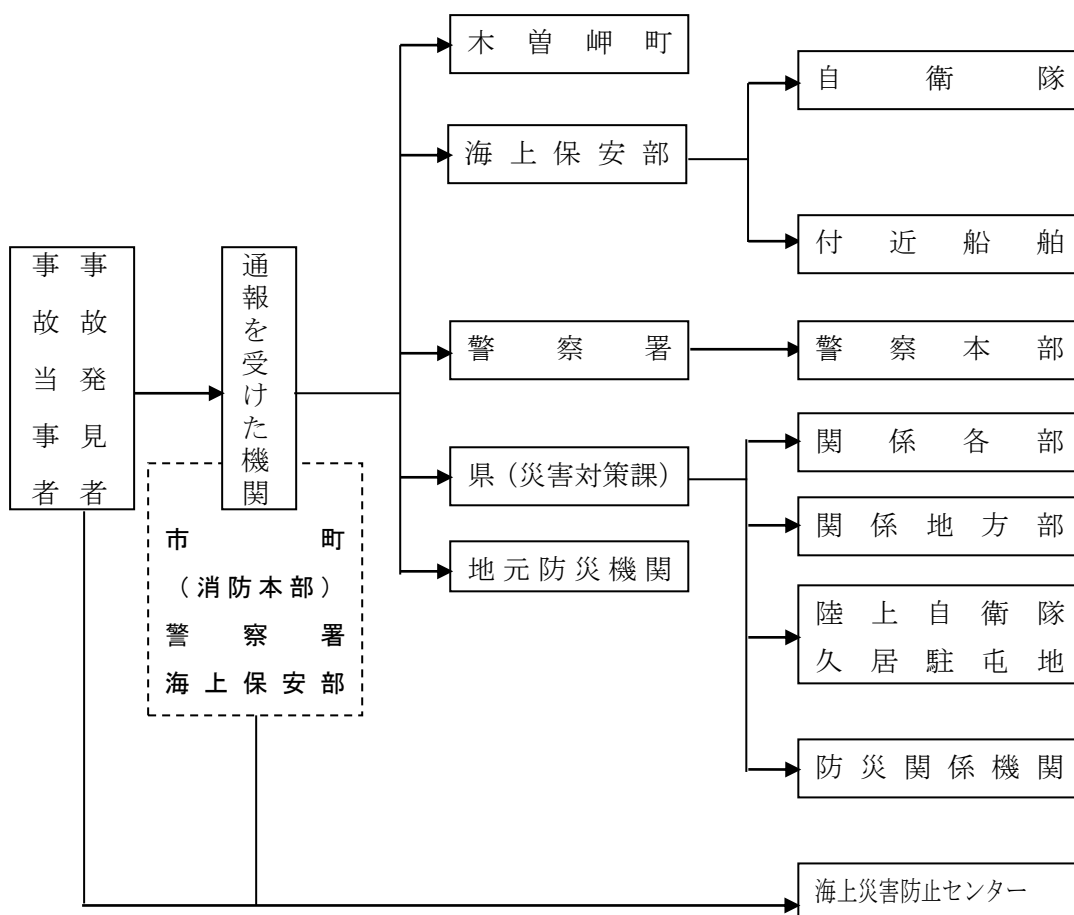
(1) 関係機関への連絡

ア 海上での災害



※海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安庁からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上からの災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、概ね次の区分により一般船舶に対し、周知に努めるものとする。

機関名	周知方法	対象船舶
第四管区海上保安本部	無 線 通 信 ・ 電 話	付 近 船 舶
関 係 海 上 保 安 部	〃	〃
放送局（NHK・民放）	ラ ジ オ ・ テ レ ビ 放 送	〃
関 係 海 上 保 安 部	船 舶 拡 声 器 に よ る 放 送	港 内 船 舶
関 係 警 察 署	〃	〃

イ 沿岸住民への周知

町及び防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めるものとする。

機関名	周知方法	周知事項
町・消防機関 関係警察署 関係海上保安 放送局（NHK・民放）	広報車からの放送等 〃 巡視船艇からの放送 テレビ・ラジオ放送	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 4 避泊準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により協力かつ円滑な応急対策を実施するものとする。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施するものとする。

- (1) 流出油並びに火災対策
 - ア オイルフェンス展張による拡散防止
 - イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
 - ウ 消火
 - エ 防災資材の輸送
 - オ 人命救助、救護
 - カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
 - キ 通信連絡
- (2) 高潮対策
 - ア 船舶並びに沿岸住民の避難
 - イ 外洋における前進警戒
 - ウ 沿岸水防対策の実施
 - エ 気象情報の収集、連絡

4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動は、海上保安部、海上災害防止センター、県及び町等は、それぞれ必要に応じ必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾流出油等災害対策協議会」「尾張湾排出油等災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また、県及び海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に関わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置するものとする。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括されるものとする。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安本部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対応を実施するものとする。

(2) 防御活動の分担

ア 海上における防御活動の分担

(ア) 発災船舶等は、海上保安機関への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び改修作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

(イ) 海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防御措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとする。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

イ 陸上における防御活動の分担

(ア) 消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。

(イ) 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 町の措置

ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整

イ 災害情報の収集及び伝達

ウ 住民に対する広報

エ 避難の指示及び誘導

オ 防災資機材の調達搬入

カ 他市町に対する応援要請

キ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求

ク その他の災害の規模に応じた措置

(4) その他の防災関係機関

自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

第5節 ばい煙発生施設、排水施設等の事故対策

関係対策部等
総務部 消防本部 消防団

第1 計画の方針

事故発生によるばい煙発生施設、排水施設等の被害拡大を防止する。

第2 ばい煙発生施設、排水施設等

1 事故発生時の緊急措置

(1) 事故発生にかかる県への通報

ばい煙発生施設、排水施設等の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

(2) 警戒区域の設定及び住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(4) 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4章 第4節 自衛隊災害派遣要請要求計画」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

(6) 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

(7) 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

(8) 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

(9) 避難の指示等

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第6節 大規模火災の対策

関係対策部等
総務部
事業部
消防本部
消防団

第1 計画の方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

第2 災害予防

1 災害に強いまちづくり

町は、次により、大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進する。

- (1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備
- (2) 水面・緑地帯の計画的確保
- (3) 貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- (4) 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

2 火災に対する建築物の安全化

- (1) 消防用設備等の整備、維持管理
建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。
- (2) 建築物の防火管理体制
建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。
- (3) 建築物の安全対策の推進
不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防災査察時等に周知を図る。

3 消防力の強化

- (1) 公設消防力の強化
 - ア 消防組織の整備充実
「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。
また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

イ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

(2) 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

4 防災知識の普及

(1) 火災予防運動の実施

住民に火災予防意識と具体的な予備知識を浸透させるため、町と県が中心となり、関係機関団体の協力のもと、春秋2回火災予防運動を県内一斉に実施する。

(2) 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

(3) 立入検査の強化

町、消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

(4) 応急手当の普及啓発等

町及び消防組合は、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

5 特定防火対象物等火災予防対策

(1) 特定防火対象物

ア 防火管理者制度の効果的な運用

消防機関を通じて、学校、診療所、工場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

イ 立入検査指導の強化

町、消防機関は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防機関は防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

(2) 町立小中学校建物

町立小中学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。

(3) 文化財

町内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 町災対本部の設置

町は、町長が必要と認めるときは、町災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動

(1) 火災警報の発令

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

(2) 消防活動の実施

町域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、町長が主体となり、消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずることとする。

また、町長は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

(3) 応援要請

町長は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

町長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

3 救急活動

(1) 救急活動の実施

町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

町長は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に、協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

4 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

また、必要に応じて避難所を開設する。

5 資機材の調達等

(1) 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(2) 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

第4 住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。